

工事請負契約書

契約番号 大契乙 第 117 号

工事名称	夢洲2区 (南東部) 土地造成工事 [地盤改良工]		
請負代金額	¥2,002,000,000 -		
うち取引にかかる消費税及び地方消費税の額	¥182,000,000 -		
工期	令和 3 年 11 月 2 日	から	令和5年2月28日 まで
工事場所	夢洲		
保証事項	<input type="radio"/> 契約保証金 <input type="radio"/> 金融機関の保証 <input type="radio"/> 公共工事履行保証証券 <input type="radio"/> 免除	円	<input type="radio"/> 有価証券等 <input checked="" type="radio"/> 保証事業会社の保証 <input type="radio"/> 履行保証保険
前払金	<input checked="" type="radio"/> 約款第35条適用工事 <input type="radio"/> 約款第35条適用外工事		
解体工事に要する費用等	<input type="radio"/> 建設リサイクル法適用工事 <input checked="" type="radio"/> 建設リサイクル法適用外工事		
	この工事が、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成12年法律第104号）第9条第1項に規定する対象建設工事の場合は、(1)分別解体等の方法、(2)解体工事に要する費用、(3)再資源化等をするための施設の名称及び所在地、(4)再資源化等に要する費用について、それぞれ別添書面に記載する。		
	対象建設工事以外の工事の場合には、この項目を適用除外とする。		
その他			

上記の工事について、発注者と受注者は、各々の対等な立場における合意に基づいて、裏面記載の各条項によって公正な請負契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

本契約の証として本書2通を作成し、当事者記名押印のうえ、各自1通を保有する。

五洋建設株式会社外1社は、別紙協定書に基づき上記の工事を共同連帯して請負うものとする。

令和 3 年 11 月 2 日

発注者 大阪市 契約担当者

大阪市契約管財局長 河村 浩一



住所又は事務所所在地

受注者商号又は名称

別紙のとおり

氏名又は代表者氏名

(総則)

- 第1条 発注者及び受注者は、この契約書(頭書を含む。以下同じ。)に基づき、設計図書(別冊の図面、仕様書、現場又は机上説明書及び現場又は机上説明に対する質問回答書をいう。以下同じ。)に従い、日本国の法令を遵守し、この契約(この契約書及び設計図書を内容とする工事の請負契約をいう。以下同じ。)を履行しなければならない。
- 2 受注者は、契約書記載の工事を契約書記載の工期内に完成し、工事目的物を発注者に引き渡すものとし、発注者は、その請負代金を支払うものとする。
- 3 仮設、施工方法その他工事目的物を完成するために必要な一切の手段(以下「施工方法等」という。)については、この契約書及び設計図書に特別の定めがある場合を除き、受注者がその責任において定める。
- 4 受注者は、この契約の履行に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。
- 5 この契約書に定める催告、請求、通知、報告、申出、承諾及び解除は、書面により行わなければならない。
- 6 この契約の履行に関して発注者と受注者との間で用いる言語は、日本語とする。
- 7 この契約書に定める金銭の支払いに用いる通貨は、日本円とする。
- 8 この契約の履行に関して発注者と受注者との間で用いる計量単位は、設計図書に特別の定めがある場合を除き、計量法(平成4年法律第51号)に定めるものとする。
- 9 この契約書及び設計図書における期間の定めについては、民法(明治29年法律第89号)及び商法(明治32年法律第48号)の定めるところによるものとする。
- 10 この契約は、日本国の法令に準拠するものとする。
- 11 この契約に係る一切の訴訟については、大阪簡易裁判所または大阪地方裁判所第一審の専属的合意管轄裁判所とすることに合意する。
- 12 受注者が共同企業体を結成している場合においては、発注者は、この契約に基づくすべての行為を共同企業体の代表者に対して行うものとし、発注者が当該代表者に対して行ったこの契約に基づくすべての行為は、当該企業体のすべての構成員に対して行ったものとみなし、また、受注者は、発注者に対して行うこの契約に基づくすべての行為について当該代表者を通じて行わなければならない。

(法令上の責任)

- 第2条 受注者は、建設業法(昭和24年法律第100号)、労働基準法(昭和22年法律第49号)、職業安定法(昭和22年法律第141号)、労働安全衛生法(昭和47年法律第57号)、その他関係法令(社会保険・労働保険に

関する法令を含む。)の規定のほか、職員等の公務の執行の確保に関する条例(平成18年大阪府第16号。以下「コンプライアンス条例」という)における委託先事業者に係る規定を守らなければならない。

(関連工事の調整)

- 第3条 発注者は、受注者の施工する工事及び発注に係る第三者の施工する他の工事が施工上若くは関連する場合において、必要があるときは、そのにつき、調整を行うものとする。この場合において受注者は、発注者の調整に従い、当該第三者の工事の円滑な施工に協力しなければならない。

(請負代金内訳書及び工程表)

- 第4条 受注者は、この契約締結後21日以内に本書に基づいて、請負代金内訳書(以下「内訳書」という。)及び工程表を作成し、発注者に提出しなければならない。

- 2 内訳書及び工程表は、発注者及び受注者を拘束するものではない。

(契約の保証)

- 第5条 受注者は、この契約の締結と同時に、次のいずれかに掲げる保証を付さなければならない。ただし、第5号の場合においては、履行保証保険契約締結後、直ちにその保険証券を発注者に寄託しなければならない。

(1) 契約保証金の納付

- (2) 契約保証金に代わる担保となる有価証券等提供

- (3) この契約による債務の不履行により生ずる金の支払いを保証する銀行、発注者が確実と認める金融機関又は保証事業会社(公共工事の前払金事業に関する法律(昭和27年法律第184号)第4項に規定する保証事業会社をいう。以下同)の保証

- (4) この契約による債務の履行を保証する公共履行保証証券による保証

- (5) この契約による債務の不履行により生ずる金をてん補する履行保証保険契約の締結

- 2 前項の保証に係る契約保証金の額、保証金額又は保険金額(第4項において「保証の額」という。)は、般競争入札においては請負代金額の10分の1以上指名競争入札、随意契約においては100分の5以上しなければならない。

- 3 第1項の規定により、受注者が同項第2号又は第3号に掲げる保証を付したときは、当該保証は契約保証金に代わる担保の提供として行われたものとし、同第4号又は第5号に掲げる保証を付したときは、発

保証金の納付を免除する。

4 請負代金額の変更があった場合には、一般競争入札においては保証の額が変更後の請負代金額の10分の1、指名競争入札、随意契約においては100分の5に達するまで、発注者は、保証の額の増額を請求することができ、受注者は、保証の額の減額を請求することができる。

5 第1項の規定により、契約保証金の納付又はこれに代わる担保の提供が行われているときは、発注者は、当該契約保証金又は担保をもって、この契約に基づき受注者が負担する賠償金、損害金又は違約金等に充当することができる。この場合において、なお不足があるときは、当該不足の額についてさらに請求する。

(権利義務の譲渡等)

第6条 受注者は、この契約により生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、承継させ、又はその権利を担保の目的に供することができない。ただし、あらかじめ、発注者の承諾を得た場合は、この限りでない。

注 ただし書の適用については、たとえば、受注者が第32条第2項の検査に合格した後に請負代金債権を譲渡する場合や工事に係る請負代金債権を担保として資金を借り入れようとする場合(受注者が、「下請セーフティネット債務保証事業」(平成11年1月28日建設省経振発第8号)又は「地域建設業経営強化融資制度」(平成20年10月17日国総建第197号、国総建整第154号)により資金を借り入れようとする等の場合)が該当する。

2 受注者は、工事目的物並びに、工事材料(工場製品を含む。以下同じ。)のうち第14条第2項の規定による検査に合格したもの及び第39条第3項の規定による部分払のための確認を受けたもの並びに工事仮設物を第三者に譲渡し、貸与し、又は抵当権その他の担保の目的に供してはならない。ただし、あらかじめ、発注者の承諾を得た場合は、この限りでない。

(一括委任又は一括下請負の禁止)

第7条 受注者は、工事の全部若しくはその主たる部分又は他の部分から独立してその機能を発揮する工作物の工事を一括して第三者に委任し、又は請け負わせてはならない。

(下請負人の通知)

第8条 発注者又は第10条に定める監督職員は、受注者に対して、下請負人の商号又は名称その他必要な事項の通知を請求することができる。

(誓約書の提出)

第8条の2 受注者及び大阪市暴力団排除条例(平成23年大阪市条例第10号。以下「暴力団排除条例」という。)第7条に規定する下請負人等(以下「下請負人等」

という。)は、暴力団排除条例第2条第2号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。)又は同条第3号に規定する暴力団密接関係者(以下「暴力団密接関係者」という。)でないことをそれぞれが表明した誓約書を、発注者に提出しなければならない。ただし、発注者が必要でないと判断した場合はこの限りでない。

(下請負人の健康保険等加入義務等)

第8条の3 受注者は、次の各号に掲げる届出をしていない建設業者(建設業法(昭和24年法律第100号)第2条第3項に定める建設業者をいい、当該届出の義務がない者を除く。以下「社会保険等未加入建設業者」という。)を下請負人としてはならない。

(1) 健康保険法(大正11年法律第70号)第48条の規定による届出

(2) 厚生年金保険法(昭和29年法律第115号)第27条の規定による届出

(3) 雇用保険法(昭和49年法律第116号)第7条の規定による届出

2 前項の規定にかかわらず、受注者は、次の各号に掲げる下請負人の区分に応じて、当該各号に定める場合は、社会保険等未加入建設業者を下請負人とすることができる。

(1) 受注者と直接下請契約を締結する下請負人については、発注者が受注者に対して、当該社会保険等未加入建設業者が前項各号に掲げる届出をした事実を確認することのできる書類(以下「確認書類」という。)の提出を求める通知をした日から30日以内に、受注者が発注者に当該確認書類を提出した場合

(2) 前号に掲げる下請負人以外の下請負人については、発注者が受注者に対して確認書類の提出を求める通知をした日から60日以内に、受注者が発注者に当該確認書類を提出した場合

(3) 前2号に掲げる確認書類を提出できないことについて、合理的な理由があると発注者が認めた場合(特許権等の使用)

第9条 受注者は、特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他日本国の法令に基づき保護される第三者の権利(以下「特許権等」という。)の対象となっている工事材料、施工方法等を使用するときは、その使用に関する一切の責任を負わなければならない。ただし、発注者がその工事材料、施工方法を指定した場合において、設計図書に特許権等の対象である旨の明示がなく、かつ、受注者がその存在を知らなかったときは、発注者は、受注者がその使用に関して要した費用を負担しなければならない。

(監督職員)

第10条 発注者は、監督職員を置いたときは、その氏名

を受注者に通知しなければならない。監督職員を変更したときも同様とする。

2 監督職員は、この契約書の他の条項に定めるもののほか設計図書に定めるところにより、次に掲げる権限を有する。

(1) この契約の履行についての受注者又は受注者の現場代理人に対する指示、承諾又は協議

(2) 設計図書に基づく工事の施工のための詳細図等の作成及び交付又は受注者が作成した詳細図等の承諾

(3) 設計図書に基づく工程の管理、立会い、工事の施工状況の検査又は工事材料の試験若しくは検査（確認を含む。）

(4) 関連する2以上の工事における工程等の調整

3 発注者は、2名以上の監督職員を置き、前項の権限を分担させたときであつてはそれぞれの監督職員の有する権限の内容を、受注者に通知しなければならない。

4 第2項の規定に基づく監督職員の指示又は承諾は、原則として、書面により行わなければならない。

5 この契約書に定める催告、請求、通知、報告、申出、承諾及び解除については、設計図書に定めるものを除き、監督職員を経由して行うものとする。この場合においては、監督職員に到達した日をもって発注者に到達したものとみなす。

(現場代理人及び主任技術者等)

第11条 受注者は、次の各号に掲げる者を定め、その氏名その他必要な事項を発注者又は監督職員に通知しなければならない。これらの者を変更したときも同様とする。ただし、第3号及び第4号について、これらを設置しない場合は、この限りでない。

(1) 現場代理人

(2) 次のア又はイのいずれかの者（建設業法第26条第3項本文の規定に該当する場合は、専任の者とする。）

ア 主任技術者

イ 監理技術者（建設業法第26条第2項の規定に該当する場合。）

(3) 監理技術者補佐（建設業法第26条第3項ただし書に規定する者をいう。以下同じ。）

(4) 専門技術者（建設業法第26条の2に規定する技術者をいう。以下同じ。）

2 現場代理人は、この契約の履行に関し、工事現場に常駐し、その運営、取締りを行うほか、請負代金額の変更、工期の変更、請負代金の請求及び受領、第13条第1項の請求の受理、同条第3項の決定及び通知、同条第4項の請求、同条第5項の通知の受理並びにこの契約の解除に係る権限を除き、この契約に基づく受注

者の一切の権限を行使することができる。

3 発注者は、前項の規定にかかわらず、現場代理人の工事現場における運営、取締り及び権限の行使に支障がなくかつ、発注者との連絡体制が確保されていると認めた場合には、現場代理人について工事現場における常駐を要しないことができる。

4 受注者は、第2項の規定にかかわらず、自己の有する権限のうち現場代理人に委任せず自ら行使しようとするものがあるときは、あらかじめ、当該権限の内容を発注者に通知しなければならない。

5 現場代理人、監理技術者等（監理技術者、監理技術者補佐又は主任技術者をいう。以下同じ。）及び専門技術者は、これを兼ねることができる。

6 建設業法第26条第3項本文の規定により専任の者でなければならない監理技術者及び同条第4項に定める特例監理技術者は、監理技術者資格者証を有し、かつ、監理技術者講習を修了した者でなければならない。

(履行報告)

第12条 受注者は、設計図書に定めるところにより、この契約の履行について発注者に報告しなければならない。

(工事関係者に関する措置請求)

第13条 発注者は、現場代理人がその職務（監理技術者等又は専門技術者と兼任する現場代理人にあつては、それらの者の職務を含む。）の執行につき著しく不相当と認められるときは、受注者に対して、その理由を明示した書面により、必要な措置をとるべきことを請求することができる。

2 発注者又は監督職員は、監理技術者等又は専門技術者（これらの者と現場代理人を兼任する者を除く。）その他受注者が工事を施工するために使用している下請負人、労働者等で工事の施工又は管理につき著しく不相当と認められるものがあるときは、受注者に対して、その理由を明示した書面により、交替その他必要な措置をとることを請求することができる。

3 受注者は、前2項の規定による請求があつたときは、当該請求に係る事項について決定し、その結果を請求を受けた日から10日以内に発注者又は監督職員に通知しなければならない。

4 受注者は、監督職員がその職務の執行につき著しく不相当と認められるときは、発注者に対して、その理由を明示した書面により、必要な措置をとるべきことを請求することができる。

5 発注者は、前項の規定による請求があつたときは、当該請求に係る事項について決定し、その結果を請求を受けた日から10日以内に受注者に通知しなければならない。

(工事材料の品質及び検査等)

第 14 条 工事材料の品質については、設計図書に定めるところによる。設計図書にその品質が明示されていない場合にあつては、中等の品質を有するもので監督職員が認めるものとする。

2 受注者は、設計図書において監督職員の検査（確認を含む。以下この条において同じ。）を受けて使用すべきものと指定された工事材料については、当該検査に合格したものを使用しなければならない。この場合において、当該検査に直接要する費用は、受注者の負担とする。

3 発注者は、工事材料が種類、品質又は数量に適合しないにもかかわらず、前項の検査により直ちに当該不適合を発見できなかった場合で、使用に相当でないと認めるときは、受注者に対して必要な措置を求めることができる。

4 監督職員は、受注者から第 2 項の検査を請求されたときは、請求を受けた日から 14 日以内に応じなければならない。

5 受注者は、工事現場に搬入した工事材料を監督職員の承諾を受けずに工事現場外に搬出してはならない。

6 受注者は、前項の規定にかかわらず、第 2 項の検査の結果不合格と決定された工事材料については、当該決定を受けた日から 7 日以内に工事現場外に搬出しなければならない。

(監督職員の立会い及び工事記録の整備等)

第 15 条 受注者は、設計図書において監督職員の立会いの上調査し、又は調査について見本検査を受けるものと指定された工事材料については、当該立会いを受けて調査し、又は当該見本検査に合格したものを使用しなければならない。

2 受注者は、設計図書において監督職員の立会いの上施工するものと指定された工事については、当該立会いを受けて施工しなければならない。

3 受注者は、前 2 項に規定するほか、発注者が特に必要があると認めて設計図書において見本又は工事写真等の記録を整備すべきものと指定した工事材料の調査又は工事の施工をするときは設計図書に定めるところにより、当該見本又は工事写真等の記録を整備し、監督職員の請求があつたときは、当該請求を受けた日から 7 日以内に提出しなければならない。

4 監督職員は、受注者から第 1 項又は第 2 項の立会い又は見本検査を請求されたときは、当該請求を受けた日から 14 日以内に応じなければならない。

5 前項の場合において、監督職員が正当な理由なく受注者の請求に 14 日以内に応じないため、その後の工程に支障をきたすときは、受注者は監督職員に通知し

た上、当該立会い又は見本検査を受けることなく、工事材料を調査して使用し、又は工事を施工することができる。この場合において、受注者は、当該工事材料の調査又は当該工事の施工を適切に行ったことを証する見本又は工事写真等の記録を整備し、監督職員の請求があつたときは、当該請求を受けた日から 7 日以内に提出しなければならない。

6 第 1 項、第 3 項の場合において、見本検査又は見本若しくは工事写真等の記録の整備に直接要する費用は、受注者の負担とする。

(支給材料及び貸与品)

第 16 条 発注者が受注者に支給する工事材料（以下「支給材料」という。）並びに貸与する建設機械器具及び工事材料（以下「貸与品」という。）の品名、数量、品質、規格又は性能、引渡場所及び引渡時期は、設計図書に定めるところによる。

2 発注者又は監督職員は、支給材料又は貸与品の引渡しに当たっては、受注者の立会いの上、発注者の負担において、当該支給材料又は貸与品を検査しなければならない。この場合において、当該検査の結果、その品名、数量、品質又は規格若しくは性能が設計図書の定めと異なり、又は使用に相当でないと認めるときは、受注者は、その旨を直ちに発注者又は監督職員に通知しなければならない。

3 受注者は、支給材料又は貸与品の引渡しを受けたときは、引渡しの日から 7 日以内に、発注者に受領書又は借用書を提出しなければならない。

4 受注者は、引渡しを受けた支給材料又は貸与品が種類、品質又は数量に適合しないにもかかわらず、第 2 項の検査により直ちに当該不適合を発見できなかった場合で、使用に相当でないと認めるときは、その旨を直ちに発注者に通知しなければならない。

5 発注者又は監督職員は、受注者から第 2 項後段又は前項の規定による通知を受けた場合において、必要があると認められるときは、当該支給材料若しくは貸与品に代えて他の支給材料若しくは貸与品を引き渡し、支給材料若しくは貸与品の品名、数量、品質若しくは規格若しくは性能を変更し、又は理由を明示した書面により、当該支給材料若しくは貸与品の使用を受注者に請求しなければならない。

6 発注者は、前項に規定するほか、必要があると認めるときは、支給材料又は貸与品の品名、数量、品質、規格若しくは性能、引渡場所又は引渡時期を変更することができる。

7 発注者は、前 2 項の場合において、必要があると認められるときは工期若しくは請負金額を変更し、又は受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担し

なければならない。

- 8 受注者は、支給材料及び貸与品を善良な管理者の注意を持って保管しなければならない。
- 9 受注者は、設計図書に定めるところにより、工事の完成、設計図書の変更等によって不用となった支給材料又は貸与品を発注者に返還しなければならない。
- 10 受注者は、故意又は過失により支給材料又は貸与品が滅失若しくはき損し、又はその返還が不可能となったときは、発注者又は監督職員の指定した期間内に代品を納め、若しくは原状に復して返還し、又は返還に代えて損害を賠償しなければならない。
- 11 受注者は、支給材料又は貸与品の使用方法が設計図書に明示されていないときは、監督職員の指示に従わなければならない。

(工事用地の確保)

第 17 条 発注者は、工事用地その他設計図書において定められた工事の施工上必要な用地（以下「工事用地等」という。）を受注者が工事の施工上必要とする日（設計図書に特別の定めがあるときは、その定められた日）までに確保しなければならない。

- 2 受注者は、確保された工事用地等を善良な管理者の注意をもって管理しなければならない。
- 3 工事の完成、設計図書の変更等によって工事用地等が不用となった場合において、当該工事用地等に受注者が所有又は管理する工事材料、建設機械器具、仮設物その他の物件（下請負人の所有又は管理するこれらの物件を含む。）があるときは、受注者は、当該物件を撤去するとともに、当該工事用地等を修復し、取り片付けて、発注者に明け渡さなければならない。
- 4 前項の場合において、受注者が正当な理由なく、相当な期間内に当該物件を撤去せず、又は工事用地等の修復若しくは取片付けを行わないときは、発注者は、受注者に代わって当該物件を処分し、工事用地等の修復若しくは取片付けを行うことができる。この場合においては、受注者は、発注者の処分又は修復若しくは取片付けについて異議を申し出ることができず、また、発注者の処分又は修復若しくは取片付けに要した費用を負担しなければならない。
- 5 第 3 項に規定する受注者のとるべき措置の期限、方法等については、発注者が受注者の意見を聴いて定める。

(設計図書不適合の場合の改造義務、破壊検査等)

第 18 条 受注者は、工事の施工部分が設計図書に適合しない場合において、監督職員がその改造を請求したときは、当該請求に従わなければならない。この場合において、当該不適合が監督職員の指示によるときその他発注者の責めに帰すべき事由によるときは、発注

者は、必要があると認められるときは工期若しくは請負代金額を変更し、又は受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

- 2 監督職員は、受注者が第 14 条第 2 項又は第 15 条第 1 項から第 3 項までの規定に違反した場合において、必要があると認められるときは、工事の施工部分を破壊して検査することができる。
- 3 前項に規定するほか、監督職員は、工事の施工部分が設計図書に適合しないと認められる相当の理由がある場合において、必要があると認められるときは、当該相当の理由を受注者に通知して、工事の施工部分を最小限度破壊して検査することができる。
- 4 前 2 項の場合において、検査及び復旧に直接要する費用は受注者の負担とする。

(条件変更等)

第 19 条 受注者は、工事の施工に当たり、次の各号のいずれかに該当する事実を発見したときは、その旨を直ちに監督職員に通知し、その確認を請求しなければならない。

- (1) 図面、仕様書、現場説明及び机上説明等に対する質問回答書が一致しないこと（これらの優先順位が定められている場合を除く。）。
 - (2) 設計図書に誤謬又は脱漏があること。
 - (3) 設計図書の表示が明確でないこと。
 - (4) 工事現場の形状、地質、湧水等の状態、施工上の制約等設計図書に示された自然的又は人為的な施工条件と実際の工事現場が一致しないこと。
 - (5) 設計図書で明示されていない施工条件について予期することができない特別な状態が生じたこと。
- 2 監督職員は、前項の規定による確認を請求されたとき又は自ら同項各号に掲げる事実を発見したときは、受注者の立会いの上、直ちに調査を行わなければならない。

ただし、受注者が立会いに応じない場合には、受注者の立会いを得ずに行うことができる。

- 3 発注者は、受注者の意見を聴いて、調査の結果（これに対してとるべき措置を指示する必要があるときは、当該指示を含む。）をとりまとめ、調査の終了後 21 日以内に、その結果を受注者に通知しなければならない。ただし、その期間内に通知できないやむを得ない理由があるときは、あらかじめ受注者の意見を聴いた上、当該期間を延長することができる。

4 発注者は、前項の調査の結果において第 1 項の事実が確認された場合において、必要があると認められるときは、次の各号に掲げるところにより、設計図書の訂正又は変更を行わなければならない。

- (1) 第 1 項第 1 号から第 3 号までのいずれかに該当

し、設計図書を訂正する必要があるものについては発注者が行う。

(2) 第1項第4号又は第5号に該当し、設計図書を変更する場合で工事目的物の変更を伴うものについては発注者が行う。

(3) 第1項第4号又は第5号に該当し、設計図書を変更する場合で工事目的物の変更を伴わないものについては発注者と受注者とが協議して発注者が行う。

5 前項の規定により、設計図書の訂正又は変更が行われた場合において、発注者は、必要があると認められるときは、工期若しくは請負代金額を変更しなければならない。

(設計図書の変更)

第20条 発注者は、必要があると認めるときは、設計図書の変更内容を受注者に通知して、設計図書を変更することができる。この場合において、発注者は、必要があると認められるときは工期若しくは請負代金額を変更し、又は受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

(工事の中止)

第21条 工事用地等の確保ができない等のため又は暴風、豪雨、洪水、高潮、地震、地すべり、落盤、火災、騒乱、暴動その他の自然的又は人為的な事象(以下「天災等」という。)であって受注者の責めに帰すことができないものにより工事目的物等に損害を生じ若しくは工事現場の状態が変動したため、受注者が工事を施工できないと認められるときは、発注者は、工事の中止内容を直ちに受注者に通知して、工事の全部又は一部の施工を一時中止させなければならない。

2 発注者は、前項の規定によるほか、必要があると認められるときは、工事の中止内容を受注者に通知して、工事の全部又は一部の施工を一時中止させることができる。

3 発注者は、前2項の規定により工事の施工を一時中止させた場合において、必要があると認められるときは、工期若しくは請負代金額を変更し、又は受注者が工事の続行に備え工事現場を維持し若しくは労働者、建設機械器具等を保持するための費用その他の工事の施工の一時中止に伴う増加費用を必要とし若しくは受注者に損害を及ぼしたときは費用を負担しなければならない。

(著しく短い工期の禁止)

第21条の2 発注者は、工期の延長又は短縮を行うときは、この工事に従事する者の労働時間その他の労働条件が適正に確保されるよう、やむを得ない事由により工事等の実施が困難であると見込まれる日数等を考慮しなければならない。

(受注者の請求による工期の延長)

第22条 受注者は、天候の不良、第3条の規定に基づく関連工事の調整への協力その他受注者の責めに帰すことができない事由により工期内に工事を完成することができないときは、その理由を明示した書面により、発注者に工期の延長変更を請求することができる。

2 発注者は、前項の規定による請求があった場合において、必要があると認められるときは、工期を延長しなければならない。発注者は、その工期の延長が発注者の責めに帰すべき事由による場合においては、請負代金額について必要と認められる変更を行い、又は受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

(発注者の請求による工期の短縮等)

第23条 発注者は、特別の理由により工期を短縮する必要があるときは、工期の短縮変更を受注者に請求することができる。

2 発注者は、この契約書の他の条項の規定により工期を延長すべき場合において、特別の理由があるときは、延長する工期について、通常必要とされる工期に満たない工期への変更を請求することができる。

3 発注者は、前2項の場合において、必要があると認められるときは請負代金額を変更し、又は受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

(工期の変更方法)

第24条 工期の変更については、発注者と受注者とが協議して定める。ただし、協議開始の日から14日以内に協議が整わない場合には、発注者が定め、受注者に通知する。

2 前項の協議開始の日については、発注者が受注者の意見を聴いて定め、受注者に通知するものとする。ただし、発注者が工期の変更事由が生じた日(第22条の場合にあっては、発注者が工期変更の請求を受けた日、前条の場合にあっては、受注者が工期変更の請求を受けた日)から14日以内に協議開始の日を通知しない場合には、受注者は、協議開始の日を定め、発注者に通知することができる。

(請負代金額の変更方法等)

第25条 請負代金額の変更については、発注者と受注者とが協議して定める。ただし、協議開始の日から14日以内に協議が整わない場合には、発注者が定め、受注者に通知する。

2 前項の協議開始の日については、発注者が受注者の意見を聴いて定め、受注者に通知するものとする。ただし、請負代金額の変更事由が生じた日から14日以内に協議開始の日を通知しない場合には、受注者は、

- 協議開始の日を定め、発注者に通知することができる。
- 3 この契約書の規定により、受注者が増加費用を必要とした場合又は損害を受けた場合に発注者が負担する必要な費用の額については、発注者と受注者とが協議して定める。
- (賃金又は物価の変動に基づく請負代金額の変更)
- 第 26 条 発注者又は受注者は、工期内で請負契約締結の日から 12 月を経過した後に日本国内における賃金水準又は物価水準の変動により請負代金額が不適当となったと認めるときは、相手方に対して請負代金額の変更を請求することができる。
- 2 発注者又は受注者は、前項の規定による請求があったときは、変動前残工事代金額（請負代金額から当該請求時の出来形部分に相應する請負代金額を控除した額をいう。以下この条において同じ。）と変動後残工事代金額（変動後の賃金又は物価を基礎として算出した変動前残工事代金額に相應する額をいう。以下この条において同じ。）との差額のうち変動前残工事代金額の 1000 分の 15 を超える額につき、請負代金額の変更に応じなければならない。
- 3 変動前残工事代金額及び変動後残工事代金額は、請求のあった日を基準とし、物価指数等に基づき発注者と受注者とが協議して定める。ただし、協議開始の日から 14 日以内に協議が整わない場合にあっては、発注者が定め、受注者に通知する。
- 4 第 1 項の規定による請求は、この条の規定により請負代金額の変更を行った後再度行うことができる。この場合においては、同項中「請負契約締結の日」とあるのは、「直前のこの条に基づく請負代金額変更の基準とした日」とするものとする。
- 5 特別な要因により工期内に主要な工事材料の日本国内における価格に著しい変動を生じ、請負代金額が不適当となったときは、発注者又は受注者は、前各項の規定によるほか、請負代金額の変更を請求することができる。
- 6 予期することのできない特別の事情により、工期内に日本国内において急激なインフレーション又はデフレーションを生じ、請負代金額が著しく不適当となったときは、発注者又は受注者は、前各項の規定にかかわらず、請負代金額の変更を請求することができる。
- 7 前 2 項の場合において、請負代金額の変更額については、発注者と受注者とが協議して定める。ただし、協議開始の日から 14 日以内に協議が整わない場合にあっては、発注者が定め、受注者に通知する。
- 8 第 3 項及び前項の協議開始の日については、発注者が受注者の意見を聴いて定め、受注者に通知しなければならない。

ただし、発注者が第 1 項、第 5 項又は第 6 項の請求を行った日又は受けた日から 14 日以内に協議開始の日を通知しない場合には、受注者は、協議開始の日を定め、発注者に通知することができる。

(臨機の措置)

- 第 27 条 受注者は、災害防止等のため必要があると認められるときは、臨機の措置をとらなければならない。この場合において、必要があると認めるときは、受注者は、あらかじめ監督職員の意見を聴かなければならない。ただし緊急やむを得ない事情があるときは、この限りでない。
- 2 前項の場合において、受注者は、そのとった措置の内容を監督職員に直ちに通知しなければならない。
- 3 監督職員は、災害防止その他工事の施工上特に必要があると認められるときは、受注者に対して臨機の措置をとることを請求することができる。
- 4 受注者が第 1 項又は前項の規定により臨機の措置をとった場合において、当該措置に要した費用のうち、受注者が請負代金額の範囲において負担することが適当でないとして認められる部分については、発注者が負担する。

(一般的損害)

- 第 28 条 工事目的物の引渡し前に、工事目的物、検査済工事材料、支給材料又は貸与品について生じた損害その他工事の施工に関して生じた損害（次条第 1 項若しくは第 2 項又は第 30 条第 1 項に規定する損害を除く。）については、受注者がその費用を負担する。ただし、その損害（第 48 条第 1 項の規定により付された保険等によりてん補された部分を除く。）のうち発注者の責めに帰すべき事由により生じたものについては、発注者が負担する。

(第三者に及ぼした損害)

- 第 29 条 工事の施工について第三者に損害を及ぼしたときは、受注者がその損害を賠償しなければならない。ただし、その損害（第 48 条第 1 項の規定により付された保険等によりてん補された部分を除く。以下この条において同じ。）のうち発注者の責めに帰すべき事由により生じたものについては、発注者が負担する。
- 2 前項本文の場合において、その損害が受注者の善良な管理者の注意義務をもってしても避けることのできない地盤沈下、地下水の断絶等の理由により生じたときは、その損害の補償については、発注者と受注者とが協議してその負担額を定める。
- 3 前 2 項の場合その他工事の施工について第三者との間に紛争を生じた場合においては、発注者及び受注者は協力してその処理解決に当たるものとする。

(不可抗力による損害)

第30条 工事目的物の引渡し前に、天災等（設計図書で基準を定めたものにあつては、当該基準を超えるものに限る。）で発注者と受注者のいずれの責めにも帰することができないもの（以下この条において「不可抗力」という。）により、工事目的物、仮設物又は工事現場に搬入済みの検査済工事材料若しくは建設機械器具に損害が生じたときは、受注者は、その事実の発生後直ちにその状況を発注者に通知しなければならない。

2 発注者は、前項の規定による通知を受けたときは、直ちに調査を行い、同項の損害（受注者が善良な管理者の注意義務を怠ったことに基づくもの及び第48条第1項の規定により付された保険等によりてん補された部分を除く。以下この条において「損害」という。）の状況を確認しなければならない。

3 受注者は、前項の規定により損害の状況が確認されたときは、損害による費用の負担を発注者に請求することができる。

4 発注者は、前項の規定により受注者から損害による費用負担の請求があつたときは、当該損害の額（工事目的物、仮設物又は工事現場に搬入済みの検査済工事材料若しくは建設機械器具であつて第14条第2項、第15条第1項若しくは第2項又は第39条の第3項の規定による検査、立会いその他受注者の工事に関する記録等により確認することができるものに係る額に限る。）及び当該損害の取片付けに要する費用の額の合計額（第6項において「損害合計額」という。）のうち請負代金額の100分の1を超える額を負担しなければならない。

5 損害の額は、次に掲げる損害につき、それぞれ当該各号に定めるところにより、算定する。

(1) 工事目的物に関する損害

損害を受けた工事目的物に相応する請負代金額とし、残存価値がある場合にはその評価額を差し引いた額とする。

(2) 工事材料に関する損害

損害を受けた工事材料で通常妥当と認められるものに相応する請負代金額とし、残存価値がある場合にはその評価額を差し引いた額とする。

(3) 仮設物又は建設機械器具に関する損害

損害を受けた仮設物又は建設機械器具で通常妥当と認められるものについて、当該工事で償却することとしている償却費の額から損害を受けた時点における工事目的物に相応する償却費の額を差し引いた額とする。

ただし、修繕によりその機能を回復することができ、かつ、修繕費の額が上記の額より少額であるものについては、その修繕費の額とする。

6 数次にわたる不可抗力により損害合計額が累積した場合における第2次以降の不可抗力による損害合計額の負担については、第4項中「当該損害の額」とあるのは「損害の額の累計」と、「当該損害の取片付けに要する費用の額」とあるのは、「損害の取片付けに要する費用の額の累計」と、「請負代金額の100分の1を超える額」とあるのは「請負代金額の100分の1を超える額からすでに負担した額を差し引いた額」として同項を適用する。

（請負代金額の変更に代える設計図書の変更）

第31条 発注者は、第9条、第16条、第18条から第23条まで、第26条から第28条まで、前条又は第34条の規定により請負代金額を増額すべき場合又は費用を負担すべき場合において、特別の理由があるときは、請負代金額の増額又は負担額の全部又は一部に代えて設計図書を変更することができる。この場合において、設計図書の変更内容は、発注者と受注者とが協議して定める。ただし、協議開始の日から14日以内に協議が整わない場合にあつては、発注者が定め、受注者に通知する。

2 前項の協議開始の日については、発注者が受注者の意見を聴いて定め、受注者に通知しなければならない。ただし、発注者が前項の請負代金額を増額すべき事由又は費用を負担すべき事由を生じた日から14日以内に協議開始の日を通知しない場合には、受注者は、協議開始の日を定め、発注者に通知することができる。（検査及び引渡し）

第32条 受注者は、工事を完成したとき（設計図書に定める工事用地等の原状回復の完了を含む。）は、その旨を発注者に通知しなければならない。

2 発注者が検査を行う者として定めた職員（以下「検査職員」という。）は、前項の規定による通知を受けたときは、通知を受けた日から14日以内に受注者の立会いの上、設計図書に定めるところにより、工事の完成を確認するための検査を完了し、当該検査の結果を受注者に通知しなければならない。この場合において、検査職員は、必要があると認められるときは、その理由を受注者に通知して、工事目的物を最小限度破壊して検査することができる。

3 受注者は、前項の検査に立ち会わなかったときは、検査の結果について異議を申し立てることができない。

4 第2項の場合において、検査又は復旧に直接要する費用は、受注者の負担とする。

5 発注者は、第2項の検査によって工事の完成を確認した後、受注者が工事目的物の引渡しを申し出たときは、直ちに当該工事目的物の引渡しを受けなければならない。

6 発注者は、受注者が前項の申出を行わないときは、当該工事目的物の引渡しを請負代金の支払いの完了と同時にすることを請求することができる。この場合においては、受注者は、当該請求に直ちに応じなければならない。

7 受注者は、工事が第2項の検査に合格しないときは、直ちに修補して検査職員の検査を受けなければならない。この場合においては、修補の完了を工事の完成とみなして前6項の規定を適用する。

(請負代金の支払い)

第33条 受注者は前条第2項(同条第7項後段の規定により適用される場合を含む。第3項において同じ。)の検査に合格したときは、請負代金の支払いを請求することができる。

2 発注者は、前項の規定による請求があったときは、請求を受けた日から40日以内に請負代金を支払わなければならない。

3 発注者がその責めに帰すべき事由により前条第2項の期間内に検査をしないときは、その期限を経過した日から検査をした日までの期間の日数は、前項の期間(以下この項において「約定期間」という。)の日数から差し引くものとする。この場合において、その遅延日数が約定期間の日数を超えるときは、約定期間は、遅延日数が約定期間の日数を超えた日において満了したものとみなす。

(部分使用)

第34条 発注者は、第32条第5項又は第6項の規定による引渡し前においても、工事目的物の全部又は一部を受注者の承諾を得て使用することができる。

2 前項の場合においては、発注者は、その使用部分を善良な管理者の注意をもって使用しなければならない。

3 発注者は、第1項の規定により工事目的物の全部又は一部を使用することによって、受注者に損害を及ぼしたときは、必要な費用を負担しなければならない。

(前金払)

第35条 受注者は、保証事業会社と、契約書記載の工事完成の時期を保証期限とする公共工事の前払金保証事業に関する法律(昭和27年法律第184号)第2条第5項に規定する保証契約(以下「保証契約」という。)を締結し、その保証証書を発注者に寄託した後、公共工事の前払金に関する規則(昭和28年大阪市規則第32号)及び公共工事の前払金取扱要項に基づき、前払金の支払いを発注者に請求することができる。

2 発注者は、前項の規定による請求があったときは、請求を受けた日から14日以内に前払金を支払わなければならない。

3 受注者は、第1項の規定による前払金の支払いを受

けた後、当該前払金に追加して支払を受ける前払金(以下「中間前払金」という。)に関し、保証事業会社と保証契約を締結し、その保証証書を発注者に寄託した後、公共工事の前払金に関する規則及び公共工事の前払金取扱要項に基づき、中間前払金の支払いを発注者に請求することができる。前項の規定は、この場合について準用する。

4 受注者は、前項の中間前払金の支払いを請求しようとするときは、あらかじめ、発注者の中間前払金に係る認定を受けなければならない。この場合において、発注者は、受注者の認定請求があったときは、直ちに認定を行い、当該認定の結果を受注者に通知しなければならない。

5 受注者は、前払金の支払い後において、設計図書の変更その他理由により、請負代金額を変更した結果、変更後の請負代金額が当初請負代金額の2割以上増加した場合において、その増加した額に既に支払いを受けた前払金の率を乗じて得た額を追加請求することができる。

6 受注者は、前項の変更の結果、変更後の請負代金額が当初代金額の2割以上減少した場合において、その減少した額に既に支払いを受けた前払金の率を乗じて得た額(以下「超過額」という。)を請負代金額が減額された日から30日以内に発注者に返還しなければならない。

7 前項の超過額が相当の額に達し、これを返還することが前払金の使用状況からみて著しく不相当であると認められるときは、発注者と受注者とが協議して返還額を定める。ただし、請負代金額が減額された日から14日以内に協議が整わない場合には、発注者が定め、受注者に通知する。

8 発注者は、受注者が第6項の期間内に超過額を返還しなかったときは、その未返還額につき、同項の期間を経過した日から返還する日までの期間について、その日数に応じ、契約日における政府契約の支払遅延防止等に関する法律(昭和24年法律第256号)第8条第1項の規定に基づき財務大臣が決定する率を乗じて計算した額の遅延利息の支払いを請求することができる。(保証契約の変更)

第36条 受注者は、前条第5項の規定により、受領済みの前払金に追加してさらに前払金の支払いを請求する場合には、あらかじめ、保証契約を変更し、変更後の保証証書を発注者に寄託しなければならない。

2 受注者は、前項に定める場合のほか、請負代金額が減額された場合において、保証契約を変更したときは、変更後の保証証書を直ちに発注者に寄託しなければならない。

3 受注者は、前払金額の変更を伴わない工期の変更が行われた場合には、発注者に代わりその旨を保証事業会社に直ちに通知するものとする。

(保証契約の解除)

第 37 条 受注者は、保証契約が解除されたときは、既に支払われた前払金の全部又は一部を発注者に返還しなければならない。

(前払金の使用等)

第 38 条 受注者は、前払金をこの工事の材料費、労務費、機械器具の賃借料、機械購入費（この工事において償却される割合に相当する額に限る。）、動力費、支払運賃、修繕費、仮設費、労働者災害補償保険料及び保証料に相当する額として必要な経費以外の支払いに充当してはならない。

(部分払)

第 39 条 受注者は、工事の完成前に、出来形部分並びに工事現場に搬入済みの工事材料及び製造工場等にある工場製品（第 14 条第 2 項の規定により監督職員の検査を要するものにあつては当該検査に合格したもの、監督職員の検査を要しないものにあつては設計図書で部分払の対象とすることを指定したものに限る。）に相応する請負代金相当額（以下「出来高金額」という。）の 10 分の 9 以内の額について、次項以下に定めるところにより部分払を請求することができる。ただし、この請求は、月 1 回を超えてはできない。

2 受注者は、部分払を請求しようとするときは、あらかじめ、当該請求に係る出来形部分又は検査済工事材料の確認を発注者に請求しなければならない。

3 発注者は、前項の場合において、当該請求を受けた日から 14 日以内に、受注者の立会いの上、設計図書に定めるところにより、同項の確認をするための検査を行い当該確認の結果を受注者に通知しなければならない。この場合において、発注者は、必要があると認められるときは、その理由を受注者に通知して、出来形部分を最小限度破壊して検査することができる。

4 前項の場合において、検査又は復旧に直接要する費用は、受注者の負担とする。

5 受注者は、第 3 項の規定による確認があつたときは、部分払を請求することができる。この場合において、発注者は、当該請求を受けた日から 14 日以内に部分払金を支払わなければならない。

6 部分払金の額は、次の式により算定する。この場合において、出来高金額は、発注者と受注者とが協議して定める。ただし、発注者が前項の請求を受けた日から 10 日以内に協議が整わない場合には、発注者が定め、受注者に通知する。

部分払金の額 \leq 出来高金額 \times $(9/10 - \text{前払金額}$

\div 請負代金額)

7 第 5 項の規定により部分払金の支払いがあつた後、再度部分払の請求をする場合においては、第 1 項及び前項中「出来高金額」とあるのは「出来高金額から既に部分払の対象となつた出来高金額を控除した額」とするものとする。

8 第 1 項及び前項の規定により部分払の対象となつた出来形部分及び検査済工事材料の所有権は、部分払金の支払いにより、受注者から発注者に移転するものとする。ただし、第 32 条に規定する工事目的物の引渡し完了するまでの保管は受注者の責任とし、引渡し完了前に生じた損害については、第 28 条の規定を準用する。

(部分引渡し)

第 40 条 工事目的物については、発注者が設計図書において工事の完成に先だつて引渡しを受けるべきことを指定した部分（以下「指定部分」という。）がある場合において、当該指定部分の工事が完了したときについては、第 32 条中「工事」とあるのは「指定部分に係る工事」と、「工事目的物」とあるのは「指定部分に係る工事目的物」と、同条第 6 項及び第 33 条中「請負代金」とあるのは「部分引渡しに係る請負代金」と読み替えて、これらの規定を準用する。

2 前項の規定により準用される第 33 条第 1 項の規定により請求することができる部分引渡しに係る請負代金の額は、次の式により算定する。この場合において、指定部分の相応する請負代金の額は、発注者と受注者とが協議して定める。

ただし、発注者が前項の規定により準用される第 33 条第 1 項の請求を受けた日から 14 日以内に協議が整わない場合には、発注者が定め、受注者に通知する。

部分引渡しに係る請負代金の額 = 指定部分に相応する請負代金の額 \times $(1 - \text{前払金額} / \text{請負代金額})$

(前払金等の不払いに対する工事中止)

第 41 条 受注者は、発注者が第 35 条、第 39 条又は第 40 条において準用される第 33 条の規定に基づく支払いを遅延し、相当の期間を定めてその支払いを請求したにもかかわらず支払いをしないときは、工事の全部又は一部の施工を一時中止することができる。この場合においては、受注者は、その理由を明示した書面により、直ちにその旨を発注者に通知しなければならない。

2 発注者は、前項の規定により受注者が工事の施工を中止した場合において、必要があると認められるときは工期若しくは請負代金額を変更し、又は受注者が工事の続行に備え工事現場を維持し若しくは労働者、建設機械器具等を保持するための費用その他の工事の施

工の一時中止に伴う増加費用を必要とし若しくは受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

(契約不適合責任)

第 42 条 発注者は、引き渡された工事目的物が種類又は品質に関して契約の内容に適合しないもの(以下「契約不適合」という。)であるときは、受注者に対し、目的物の修補又は代替物の引渡しによる履行の追完を請求することができる。ただし、その履行の追完に過分の費用を要するときは、発注者は履行の追完を請求することができない。

2 前項の場合において、受注者は、発注者に不相当な負担を課するものでないときは、発注者が請求した方法と異なる方法による履行の追完をすることができる。

3 第 1 項の場合において、発注者が相当の期間を定めて履行の追完の催告をし、その期間内に履行の追完がないときは、発注者は、その不適合の程度に応じて代金の減額を請求することができる。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、催告をすることなく、直ちに代金の減額を請求することができる。

- (1) 履行の追完が不能であるとき。
- (2) 受注者が履行の追完を拒絶する意思を明確に表示したとき。
- (3) 工事目的物の性質又は当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行しなければ契約をした目的を達することができない場合において、受注者が履行の追完をしないでその時期を経過したとき。
- (4) 前 3 号に掲げる場合のほか、発注者がこの項の規定による催告をしても履行の追完を受ける見込みがないことが明らかであるとき。

(履行遅滞の場合における損害金等)

第 43 条 受注者の責めに帰すべき事由により工期内に工事を完成することができない場合においては、発注者は、損害金の支払いを受注者に請求することができる。

2 前項の損害金の額は、請負代金額から部分引渡しを受けた部分に相應する請負代金額を控除した額につき、遅延日数に応じ、契約日における政府契約の支払遅延防止等に関する法律第 8 条第 1 項の規定に基づき財務大臣が決定する率を乗じて計算した額とする。

3 発注者の責めに帰すべき事由により第 33 条第 2 項(第 40 条において準用する場合を含む。)の規定による請負代金の支払いが遅れた場合においては、受注者は、未受領金額につき、遅延日数に応じ、契約日における政府契約の支払遅延防止等に関する法律第 8 条第 1 項の規定に基づき財務大臣が決定する率を乗じて計

算した額の遅延利息の支払いを発注者に請求することができる。

(不当な取引制限等に係る損害賠償金)

第 43 条の 2 受注者は、次の各号のいずれかに該当するときは、発注者に対し、損害賠償金として、この契約の請負代金額の 100 分の 20 に相当する額を、発注者の指定する期間内に納付しなければならない。この契約が履行された場合において次の各号のいずれかに該当するときは、同様とする。

- (1) 受注者(受注者が共同企業体であるときは、その構成員のいずれかの者。以下この項において同じ。)が、この契約について、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和 22 年法律第 54 号。以下「独占禁止法」という。)第 3 条又は第 8 条第 1 号の規定に違反するとして、排除措置命令等(独占禁止法第 49 条に規定する排除措置命令又は独占禁止法第 62 条第 1 項に規定する納付命令(同法第 7 条の 9 第 2 項又は第 20 条の 2 から第 20 条の 6 までの規定による命令を除く。以下「納付命令」という。)をいう。以下同じ。)を受け、これらが確定したとき(確定した納付命令が独占禁止法第 63 条第 2 項に基づき取り消されたときを含む。以下同じ。)
 - (2) この契約について、確定した排除措置命令等(受注者以外の者に対するものに限る。)において、独占禁止法第 3 条又は第 8 条第 1 号の規定に違反する行為があったとされたとき。
 - (3) 確定した排除措置命令等において、受注者に独占禁止法第 3 条又は第 8 条第 1 号の規定に違反する行為があったとされた期間及び当該行為の対象となった取引分野が示された場合(この契約が示された場合を除く。)に、この契約が、当該期間における入札又は見積書の徴取によるものであり、かつ、当該取引分野に該当するとき。
 - (4) 受注者又は受注者の役員若しくは使用人が、この契約について、刑法(明治 40 年法律第 45 号)第 96 条の 6 又は独占禁止法第 89 条第 1 項若しくは第 95 条第 1 項第 1 号の規定に該当することにより有罪判決を受け、当該判決が確定したとき。
- 2 前項の場合において、受注者がこの契約について行った独占禁止法第 3 条若しくは第 8 条第 1 号の規定に違反する行為又は受注者若しくは受注者の役員若しくは使用人がこの契約について行った刑法第 96 条の 6 に規定する行為により発注者が受けた損害額から前項の規定に基づき納付される額を控除して残余の額があるときは、発注者は、当該残余の額についてさらに損害賠償を請求する。
- 3 第 1 項の規定により受注者が損害賠償金を納付する

場合においては、当該損害賠償金のうち、当該契約に係る支払済みの代金の請負代金額に対する割合に相当する部分について、当該代金の支払の日から、支払の日における民事法定利率（民法第404条第3項の規定に基づき法務省令で定める率を言う。以下同じ。）の割合による利息を付さなければならない。

（発注者の解除権）

第44条 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときは、この契約を解除することができる。ただし、その期間を経過した時における債務の不履行がこの契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りでない。

- (1) 正当な理由なく、工事に着手すべき期日を過ぎても工事に着手しないとき。
- (2) 工期内に完成しないとき又は工期経過後相当の期間内に工事を完成する見込みがないと認められるとき。
- (3) 第11条第1項第2号に掲げる者を設置しなかったとき。
- (4) 正当な理由なく、第42条第1項の履行の追完がなされないとき。
- (5) この契約の履行にあたり発注者の指示に従わないとき又は発注者の職務の執行を妨げたとき。
- (6) コンプライアンス条例の規定に基づく調査に正当な理由なく協力しないとき又は同条例の規定に基づく勧告に正当な理由なく従わないとき。
- (7) 前各号に掲げる場合のほか、この契約に違反したとき。

2 発注者は、受注者が次の各号にいずれかに該当するときは、前項の催告をすることなく、直ちにこの契約を解除することができる。

- (1) 第6条第1項の規定に違反して請負代金債権を譲渡したとき。
- (2) この契約の目的物を完成させることができないことが明らかであるとき。
- (3) 引き渡された工事目的物に契約不適合がある場合において、その不適合が目的物を除却した上で再び建設しなければ、契約の目的を達成することができないものであるとき。
- (4) 受注者がこの契約の目的物の完成の債務の履行を拒絶する意思を明確に表示したとき。
- (5) 受注者の債務の一部の履行が不能である場合又は受注者がその債務の一部の履行を拒絶する意思を明確に表示した場合において、残存する部分のみでは契約をした目的を達することができないとき。
- (6) 契約の目的物の性質や当事者の意思表示により、

特定の日時又は一定の期間内に履行しなければ契約をした目的を達することができない場合において、受注者が履行をしないでその時期を経過したとき。

(7) 前各号に掲げる場合のほか、受注者がその債務の履行をせず、発注者が前項の催告をしても契約をした目的を達するのに足りる履行がされる見込みがないことが明らかであるとき。

(8) 第46条の規定によらないでこの契約の解除を申し出たとき。

(9) 大阪市暴力団排除条例第2条第1号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）、暴力団員又は暴力団密接関係者に、本契約から生じる請負代金債権を譲渡したとき。

(10) 受注者が発注者に重大な損害又は危害を及ぼしたとき。

3 前各項各号に掲げる事項が発注者の責めに帰すべき事由によるものであるときは、発注者は、前2項の規定による契約の解除をすることができない。

（暴力団排除に伴う契約の解除）

第44条の2 発注者は、次の各号のいずれかに該当するときは、催告をすることなく直ちに契約を解除する。

(1) 暴力団排除条例第8条第1項第6号に基づき、受注者（受注者が共同企業体であるときは、その構成員のいずれかの者。以下この条において同じ。）が暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認められたとき

(2) 暴力団排除条例第8条第1項第7号に基づき、下請負人等が暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認められた場合において、受注者に対して、当該下請負人等との契約の解除を求め、受注者が当該下請負人等との契約の解除の求めを拒否したとき

（契約が解除された場合等の違約金）

第44条の3 次の各号のいずれかに該当する場合においては、受注者は、一般競争入札においては請負代金額の10分の1、指名競争入札、随意契約においては100分の5に相当する額を違約金として発注者の指定する期間内に支払わなければならない。

(1) 第44条の規定により工事目的物の完成前にこの契約が解除されたとき

（受注者の責めに帰することができない事由による場合を除く。）

(2) 工事目的物の完成前に受注者がその債務の履行を拒否し、又は受注者の責めに帰すべき事由によって受注者の債務について履行不能となったとき

2 次の各号に掲げる者がこの契約を解除した場合は、前項第2号に該当する場合とみなす。

(1) 受注者について破産手続開始の決定があった場

合において、破産法（平成 16 年法律第 75 号）の規定により選任された破産管財人

(2) 受注者について更生手続開始の決定があった場合において、会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）の規定により選任された管財人

(3) 受注者について再生手続開始の決定があった場合において、民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）の規定により選任された再生債務者等

3 前条の規定により契約が解除された場合においては、受注者は、請負代金額の 100 分の 20 に相当する額を違約金として発注者の指定する期間内に支払わなければならない。

（契約解除に伴う損害賠償金）

第 44 条の 4 前条第 1 項又は第 3 項に規定する場合（前条第 2 項によりみなされた場合を含む。）において、発注者に生じた実際の損害額が、前条第 1 項又は第 3 項に規定する違約金の額を超える場合には、受注者は超過額を発注者の指定する期間内に支払わなければならない。

（発注者の損害賠償請求）

第 44 条の 5 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当する場合は、これによって生じた損害の賠償を請求することができる。

- (1) 工期内に工事を完成することができないとき。
- (2) この工事目的物に契約不適合があるとき。
- (3) 第 44 条の規定により、工事目的物の完成後に契約が解除されたとき。
- (4) 前 3 号に掲げる場合のほか、債務の本旨に従った履行をしないとき又は債務の履行が不能であるとき。

2 前項各号に定める場合がこの契約及び取引上の社会通念に照らして受注者の責めに帰することができない事由によるものであるときは、前項の規定は適用しない。

（契約不適合責任期間）

第 44 条の 6 発注者は引き渡された工事目的物に関し、第 32 条第 5 項又は第 6 項（第 40 条においてこれらの規定を準用する場合を含む。）の規定による引渡し（以下この条において単に「引渡し」という。）を受けた日から 2 年以内でなければ、契約不適合を理由とした履行の追完の請求、損害賠償の請求、代金の減額の請求又は契約の解除（以下この条において「請求等」という。）をすることができない。

2 前項の規定に関わらず、設備機器本体等の契約不適合については、引渡しの時、検査職員が検査して直ちにその履行の追完を請求しなければ、受注者は、その責任を負わない。ただし、当該検査において一般的な

注意の下で発見できなかった契約不適合については、引渡しを受けた日から 1 年が経過する日まで請求等を行うことができる。

3 前 2 項の請求等は、具体的な契約不適合の内容、請求する損害額の算定の根拠等当該請求等の根拠を示して、受注者の契約不適合責任を問う意思を明確に告げることで行う。

4 発注者は、第 1 項又は第 2 項に規定する契約不適合に係る請求等が可能な期間（以下この項及び第 7 項において「契約不適合責任期間」という。）の内に契約不適合を知り、その旨を受注者に通知した場合において、発注者が通知から 1 年が経過する日までに前項に規定する方法による請求等をしたときは、契約不適合責任期間の内に請求等をしたものとみなす。

5 発注者は、第 1 項又は第 2 項の請求等を行ったときは、当該請求等の根拠となる契約不適合に関し、民法の消滅時効の範囲で、当該請求等以外に必要と認められる請求等を行うことができる。

6 前各項の規定は、契約不適合が受注者の故意又は重過失により生じたものであるときには適用せず、契約不適合に関する受注者の責任については、民法の定めるところによる。

7 民法第 637 条第 1 項の規定は、契約不適合責任期間については適用しない。

8 発注者は、工事目的物の引渡しの際に契約不適合があることを知ったときは、第 1 項の規定にかかわらず、その旨を直ちに受注者に通知しなければ、当該契約不適合に関する請求等を行うことはできない。ただし、受注者がその契約不適合があることを知っていたときは、この限りでない。

9 この契約が、住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成 11 年法律第 81 号）第 94 条第 1 項に規定する住宅新築請負契約である場合には、工事目的物のうち住宅の品質確保の促進等に関する法律施行令（平成 12 年政令第 64 号）第 5 条に定める部分の瑕疵（構造耐力又は雨水の浸入に影響のないものを除く。）について請求等を行うことのできる期間は、10 年とする。この場合において、前各項の規定は適用しない。

10 引き渡された工事目的物の契約不適合が支給材料の性質又は発注者若しくは監督職員の指図により生じたものであるときは、発注者は当該契約不適合を理由として、請求等を行うことができない。ただし、受注者がその材料又は指図の不相当であることを知りながらこれを通知しなかったときは、この限りでない。（工事完成前の発注者の任意解除権）

第 45 条 発注者は、工事が完成するまでの間は、第 44 条及び第 44 条の 2 の規定によるほか、必要があると

きは、この契約を解除することができる。

- 2 発注者は、前項の規定によりこの契約を解除したことにより受注者に損害を及ぼしたときは、その損害を賠償しなければならない。

(受注者の解除権)

第 46 条 受注者は、次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。ただし、受注者の責に帰すべき事由によるものであるときは、この限りでない。

(1) 第 20 条の規定により設計図書を変更したため請負代金額が 3 分の 2 以上減少したとき。

(2) 第 21 条の規定による工事の施工の中止期間が工期の 10 分の 5 (工期の 10 分の 5 が 6 月を超えたときは、6 月) を超えたとき。ただし、中止が工事の一部のみの場合は、その一部を除いた他の部分の工事が完了した後 3 月を経過しても、なおその中止が解除されないとき。

(3) 発注者がこの契約に違反し、その違反によってこの契約の履行が不可能となったとき。

- 2 受注者は、前項の規定によりこの契約を解除した場合において、損害があるときは、その損害の賠償を発注者に請求することができる。ただし、前項各号に掲げる事項が発注者の責に帰することが出来ない事由によるものであるときは、この限りでない。

(解除に伴う措置)

第 47 条 発注者は、この契約が工事の完成前に解除された場合においては、出来形部分を検査の上、当該検査に合格した部分及び部分払の対象となった工事材料の引渡しを受けるものとし、当該引渡しを受けたときは、当該引渡しを受けた出来形部分に相応する請負代金を受注者に支払わなければならない。この場合において、発注者は、必要があると認められるときは、その理由を受注者に通知して、出来形部分を最小限度破壊して検査することができる。

- 2 前項の場合において、検査又は復旧に直接要する費用は、受注者の負担とする。

- 3 第 1 項の場合において、第 35 条の規定による前払金があったときは、当該前払金の額 (第 39 条の規定による部分払をしているときは、その部分払において償却した前払金の額を控除した額) を同項前段の出来形部分に相応する請負代金額から控除する。この場合において、受領済みの前払金額になお余剰があるときは、受注者は、解除が第 44 条又は第 44 条の 2 の規定によるときにあっては、その余剰額に前払金の支払いの日から返還の日までの日数に応じ契約日における政府契約の支払遅延防止等に関する法律第 8 条第 1 項の規定

に基づき財務大臣が決定する率を乗じて計算した額の利息を付した額を、解除が前 2 条の規定によるときにあっては、その余剰額を発注者に返還しなければならない。

- 4 受注者は、この契約が工事の完成前に解除された場合において、支給材料があるときは、第 1 項の出来形部分の検査に合格した部分に使用されているものを除き、発注者に返還しなければならない。この場合において、当該支給材料が受注者の故意若しくは過失により滅失若しくはき損したとき、又は出来形部分の検査に合格しなかった部分に使用されているときは、代品を納め、若しくは原状に復して返還し、又は返還に代えてその損害を賠償しなければならない。

- 5 受注者は、この契約が工事の完成前に解除された場合において、貸与品があるときは、当該貸与品を発注者に返還しなければならない。この場合において、当該貸与品が受注者の故意又は過失により滅失又はき損したときは、代品を納め、若しくは原状に復して返還し、又は返還に代えてその損害を賠償しなければならない。

- 6 受注者は、この契約が工事の完成前に解除された場合において、工事用地等に受注者が所有又は管理する工事材料、建設機械器具、仮設物その他の物件 (下請負人の所有又は管理するこれらの物件を含む。) があるときは、受注者は、当該物件を撤去するとともに、工事用地等を修復し、取り片付けて、発注者に明け渡さなければならない。

- 7 前項の場合において、受注者が正当な理由がなく、相当の期間内に当該物件を撤去せず、又は工事用地等の修復若しくは取片付けを行わないときは、発注者は、受注者に代わって当該物件を処分し、工事用地等を修復若しくは取片付けを行うことができる。この場合においては、受注者は、発注者の修復若しくは取片付けについて異議を申し出ることができず、また、発注者の処分又は修復若しくは取片付けに要した費用を負担しなければならない。

- 8 第 4 項前段及び第 5 項前段に規定する受注者のとるべき措置の期限、方法等については、この契約の解除が第 44 条又は第 44 条の 2 の規定によるときは発注者が定め、前 2 条の規定によるときは、受注者が発注者の意見を聴いて定めるものとし、第 4 項後段、第 5 項後段及び第 6 項に規定する受注者のとるべき措置の期限、方法等については、発注者が受注者の意見を聴いて定めるものとする。

- 9 工事の完成後にこの契約が解除された場合は、解除に伴い生じる事項の処理については発注者及び受注者が民法の規定に従って協議して決める。

(火災保険等)

第 48 条 発注者の要求があるときは、受注者は工事目的物及び工事材料（発注者の支給材料を含む。以下この条において同じ。）等を設計図書に定めるところにより火災保険、建設工事保険その他の保険（これに準ずるものを含む。以下この条において同じ。）に付さなければならない。発注者の要求があるにもかかわらず、受注者が保険契約に付さなかったため発注者に損害を及ぼしたときは、受注者はその損害額を賠償しなければならない。

2 受注者は、前項の規定により保険契約をかける時期、期間、金額等については、発注者の定めるところに従うものとし、保険契約を締結したときは、その証券又はこれに代わるものを直ちに発注者に提示しなければならない。

3 受注者は、工事目的物及び工事材料等を第 1 項の規定による保険以外の保険に付したときは、直ちにその旨を発注者に通知しなければならない。

(賠償金等の徴収)

第 49 条 受注者がこの契約に基づく賠償金、損害金、又は違約金を発注者の指定する期間内に支払わないときは、発注者は、その支払わない額に発注者の指定する期間を経過した日から請負代金額支払いの日までの日数につき、支払期日の翌日における民事法定利率の割合で計算した利息を付した額と、発注者の支払うべき請負代金額とを相殺し、なお不足があるときは追徴する。

2 前項の追徴をする場合には、発注者は、受注者から遅延日数につき、支払期日の翌日における民事法定利率の割合で計算した額の延滞金を徴収する。

(あっせん又は調停)

第 50 条 この契約書の各条項において発注者と受注者とが協議して定めるものにつき協議が整わなかったときに発注者が定めたものに受注者が不服がある場合その他この契約に関して発注者と受注者との間に紛争を生じた場合には、発注者及び受注者は、建設業法による大阪府建設工事紛争審査会（以下次条において「審査会」という。）のあっせん又は調停によりその解決を図る。

2 前項の規定にかかわらず、現場代理人の職務の執行に関する紛争、監理技術者等又は専門技術者その他受注者が工事を施工するために使用している下請負人、労働者等の工事の施工又は管理に関する紛争及び監督職員の職務の執行に関する紛争については、第 13 条第 3 項の規定により受注者が決定を行った後若しくは同条第 5 項の規定により発注者が決定を行った後、又は発注者若しくは受注者が決定を行わずに同条第 3 項

若しくは第 5 項の期間が経過した後でなければ、発注者及び受注者は、前項のあっせん又は調停を請求することができない。

(仲 裁)

第 51 条 発注者及び受注者は、その一方又は双方が審査会のあっせん又は調停により紛争を解決する見込みがないと認めるときは、前条の規定にかかわらず、仲裁合意書に基づき、審査会の仲裁に付し、その仲裁判断に服する。

(補 則)

第 52 条 この契約書に定めのない事項については、大阪市契約規則及び大阪市会計規則（昭和 39 年大阪市規則第 14 号）に従うものとし、その他は必要に応じて発注者と受注者とが協議して定めるものとする。

(設計図書の変更に係る受注者の提案に関する特則)

第 53 条 本契約の締結後、受注者は、設計図書に定める工事目的物の機能、性能等を低下させることなく請負代金額を低減することを可能とする施工方法等の設計図書の変更について、発注者に提案することができる。

1 発注者は、前項の規定に基づく受注者の提案を受けた場合において、提案の全部又は一部が適当であると認められるときは、設計図書を変更しこれを受注者に通知しなければならない。

2 発注者は、前項の規定により設計図書を変更した場合において、必要があると認められるときは、請負代金額を変更しなければならない。

前払金の使用等の特例に関する特約条項

(前払金の使用等の特例)

第1条 受注者は、前払金を第38条に規定するもののほか、平成28年4月1日から令和4年3月31日までに、新たに請負契約を締結する工事に係る前払金で、令和4年3月31日までに払出しが行われるものについては、前払金の100分の25を超える額及び中間前払金を除き、この工事の現場管理費及び一般管理費等のうちこの工事の施工に要する費用に係る支払いに充当することができる。

「債務負担行為に基づく契約における特約条項」

（前払限度額及び出来高予定額）

条 各会計年度における請負代金の支払いの限度額（以下「支払限度額」という。）は、次のとおりとする。ただし、当該会計年度の前年度における支払未済額（前会計年度における支払限度額から前会計年度における前払額を控除した額をいう。）は、当該会計年度における支払限度額に加算するものとする。

令和3年度 800,800,000円

令和4年度 1,201,200,000円

支払限度額に対応する各会計年度の出来高予定額は、次のとおりである。

令和3年度 890,000,000円

令和4年度 1,112,000,000円

発注者は、予算上の都合その他の必要があるときは、第1項の支払限度額及び前項の出来高予定額を変更することができる。

（前払の特則）

条 この契約に基づく前払金については、第35条第1項中「契約書記載の工事完成の時期」とあるのは「契約書記載の工事完成の時期（最終の会計年度以外の会計年度にあっては、各会計年度末）」と、同条第5項中「その増加した額」とあるのは、「その増加した額のうち当該会計年度に係る部分の増加額」と、同条第6項中「その減少した額」とあるのは、「その減少した額のうち当該会計年度に係る部分の減少額」と読み替えて、この規定を準用する。ただし、この契約を締結した会計年度（以下「契約会計年度」という。）以外の会計年度においては、受注者は、予算の執行が可能となる時期以前に前払金の支払いを請求することはできない。

受注者は、契約会計年度の翌年度以降に当該年度の当初前払金を請求しようとするときは、あらかじめ、前会計年度末における出来高に相応する請負代金額が前会計年度までの出来高予定額に到達していることについて発注者の認定を受けなければならない。この場合において、発注者は、受注者の請求があったときは、直ちに認定を行い、当該認定の結果を受注者に通知しなければならない。

前項の規定は、受注者が、前年度末における当該工事の部分払の請求のための既済部分に係わる検査により当該工事が前会計年度までの出来高予定額に達していることについて確認できる場合はこれを適用しない。

第1項の場合において、前会計年度末における出来高に相応する請負代金額が前会計年度までの出来高予定額に達しないときには、その額が当該出来高予定額に達するまで前払金及び中間前払金の保証期限を延長するものとする。この場合においては、第36条第3項の規定を準用する。

（部分払の特則）

条 前会計年度末における出来高金額が前会計年度までの出来高予定額を超えた場合においては、受注者は、当該会計年度の当初に当該超過額（以下「出来高超過額」という。）について部分払を請求することができる。

この場合における部分払金の額は、第39条第6項及び第7項の規定にかかわらず、次の式により算定する。

ただし、契約会計年度以外の会計年度においては、受注者は、予算の執行が可能となる時期以前に部分払の支払いを請求することはできない。

部分払金の額 ≤ 出来高超過額 × 9 / 10

- 2 前項の規定により、会計年度の当初に出来高超過額について部分払したときは、当該会計年度の前払当該会計年度の出来高予定額から当該超過額を控除した額に対して算定するものとする。
- 3 この契約において、前払金の支払を受けている場合の部分払金の額については、第 39 条第 6 項及びの規定にかかわらず、次の式により算定する。

部分払金の額 ≤ 出来高金額 × 9 / 10 - (前会計年度までの支払金額 + 当該会計年度の部分払金額) - 高金額 - (前会計年度までの出来高予定額 + 出来高超過額) × 当該会計年度前払金額 / (当該会計出来高予定額 - 出来高超過額)

前払

及び

一

会計


別紙

請負者

五洋・ヤマト特定建設工事共同企業体
大阪市北区鶴野町1番9号
五洋建設株式会社大阪支店内


代表者

住所又は事務所所在地
商号又は名称
氏名又は代表者氏名

大阪市北区鶴野町1番9号
五洋建設株式会社大阪支店
常務執行役員
支店長 島内 理 

構成員

住所又は事務所所在地
商号又は名称
氏名又は代表者氏名

大阪市港区市岡1丁目2番19号
ヤマト工業株式会社
代表取締役 山戸 一悟 

建設工事共同企業体に係る契約に関する特約条項

発注者大阪市と、受注者 五洋・ヤマト特定建設工事共同企業体（以下企業体という）は、表記の約款の特約として次の条項に従い約定するものとする。

（代表者の権限等）

第 1 条 大阪市は、工事の監督、請負代金の支払及びその他約款に基づく行為についてはすべて 五洋・ヤマト特定建設工事共同企業体の代表者 五洋建設株式会社（以下代表者という）を相手方とする。

（2）代表者は、大阪市に対して約款に定める通知、請求及び約款の履行に必要な一切の事務処理等を行うものとする。

（3）前2項の場合において、代表者につき生じた事項又は代表者の行為は、企業体の構成員全員に対してその効力を生じるものとする。

（4）第1項の規定のほか、大阪市から代表者へ通知した事項は企業体の構成員全員に通知したものとみなす。

（発注者の解除権の特則）

第 2 条 大阪市は、約款第44条に規定するほか、契約履行の途中において企業体の構成員の脱退又は破産若しくは解除等により、契約の履行が困難と認められる時は契約を解除することができる。

（企業体構成員の責任）

第 3 条 企業体の構成員は、約款に規定する受注者の義務の履行について連帯してその責を負うものとする。

特定建設工事共同企業体協定書（共同施工方式）

（目的）

第1条 当共同企業体は、次の事業を共同連帯して営むことを目的とする。

（1）大阪市発注に係る夢洲2区（南東部）土地造成工事〔地盤改良工〕
（当該工事内容の変更に伴う工事を含む。以下、単に「建設工事」という。）
の請負

（2）前号に附帯する事業

（名称）

第2条 当共同企業体は、五洋・ヤマト 特定建設工事共同
企業体（以下「企業体」という。）と称する。

（事務所の所在地）

第3条 当企業体は、事務所を 大阪市北区鶴野町1番9号
五洋建設株式会社 大阪支店 内に置く。

（成立の時期及び解散の時期）

第4条 当企業体は、令和 3年 8月 3日に成立し、建設工事の請負契約の
履行後3ヵ月以内を経過するまでの間は、解散することができない。

2 建設工事を請け負うことができなかつたときは、当企業体は、前項の規定に
かかわらず、当該建設工事に係る請負契約が締結された日に解散するものと
する。

（構成員の住所及び名称）

第5条 当企業体の構成員は、次のとおりとする。

東京都文京区後楽二丁目2番8号
五洋建設株式会社

大阪府大阪市港区市岡1丁目2番19号
ヤマト工業株式会社

（代表者の名称）

第6条 当企業体は、五洋建設株式会社 を代表者と
する。

(代表者の権限)

第7条 当企業体の代表者は、建設工事の施工に関し、当企業体を代表して、その権限を行うことを名義上明らかにした上で発注者及び監督官庁等と折衝する権限並びに請負代金（前払金及び部分払金を含む。）の請求、受領及び当企業体に属する財産を管理する権限を有するものとする。

(構成員の出資の割合)

第8条 各構成員の出資の割合は、次のとおりとする。ただし、当該建設工事について発注者と契約内容の変更増減があっても、構成員の出資の割合は変わらないものとする。

五洋建設株式会社 70%

ヤマト工業株式会社 30%

2 金銭以外のものによる出資については、時価を参しゃくのうえ構成員が協議して評価するものとする。

(運営委員会)

第9条 当企業体は、構成員全員をもって運営委員会を設け、組織及び編成並びに工事の施工の基本に関する事項、資金管理方法、下請企業の決定その他の当企業体の運営に関する基本的かつ重要な事項について協議の上決定し、建設工事の完成に当るものとする。

(構成員の責任)

第10条 各構成員は、建設工事の請負契約の履行及び下請契約その他の建設工事の実施に伴い当企業体が負担する債務の履行に関し、連帯して責任を負うものとする。

(取引金融機関)

第11条 当企業体の取引金融機関は、みずほ銀行十五号支店とし、共同企業体の名称を冠した代表者名義の別口預金口座によって取引するものとする。

(決算)

第12条 当企業体は、工事竣工の都度当該工事について決算するものとする。

(利益金の配当の割合)

第13条 決算の結果利益を生じた場合には、第8条に規定する出資の割合により構成員に利益金を配当するものとする。

(欠損金の負担の割合)

第14条 決算の結果欠損金を生じた場合には、第8条に規定する割合により構成員が欠損金を負担するものとする。

(権利義務の譲渡の制限)

第15条 本協定書に基づく権利義務は他人に譲渡することができない。

(工事途中における構成員の脱退に対する措置)

第16条 構成員は、発注者及び構成員全員の承認がなければ、当企業体が建設工事を完成する日までは脱退することができない。

- 2 構成員のうち工事途中において前項の規定により脱退した者がある場合においては、残存構成員が共同連帯して建設工事を完成する。
- 3 第1項の規定により構成員のうち脱退した者があるときは、残存構成員の出資の割合は、脱退構成員が脱退前に有していたところの出資の割合を、残存構成員が有している出資の割合により分割し、これを第8条に基づく協定書に規定する割合に加えた割合とする。
- 4 脱退した構成員の出資金の返還は、決算の際行うものとする。ただし、決算の結果欠損金を生じた場合には、脱退した構成員の出資金から構成員が脱退しなかった場合に負担すべき金額を控除した金額を返還するものとする。
- 5 決算の結果利益を生じた場合において、脱退構成員には利益金の配当は行わない。

(構成員の除名)

第16条の2 当企業体は、構成員のうちいずれかが、工事途中において重要な義務の不履行その他の除名し得る正当な事由を生じた場合においては、他の構成員全員及び発注者の承認により当該構成員を除名することができるものとする。

2 前項の場合において、除名した構成員に対してその旨を通知しなければならない。

3 第1項の規定により構成員が除名された場合においては、前条第2項から第5項までを準用するものとする。

(工事途中における構成員の破産又は解散に対する処置)

第17条 構成員のうちいずれかが工事途中において破産又は解散した場合には、第16条第2項から第5項までを準用するものとする。

(代表者の変更)

第17条の2 代表者が脱退し若しくは除名された場合又は代表者としての責務を果たせなくなった場合においては、従前の代表者に代えて、他の構成員全員及び発注者の承認により残存構成員のうちいずれかを代表者とすることができるものとする。

(解散後のかし担保責任)

第18条 当企業体が解散した後においても、当該工事につきかしがあったときは、構成員は共同連帯してその責に任ずるものとする。

(協定書に定めのない事項)

第19条 この協定書に定めのない事項については、運営委員会において定めるものとする。

五洋建設株式会社 外1社は、上記のとおり
五洋・ヤマト 特定建設工事共同企業体協定を締結した
ので、その証拠としてこの協定書3通を作成のうえ、各通に構成員が記名
押印し、2通は各自所持し、1通は大阪市へ提出するものとする。

令和 3年 8月 3日

大阪市北区鶴野町1番9号
五洋建設株式会社大阪支店
常務執行役員
支店長 島内 理

大阪市港区市岡1丁目2番19号
ヤマト工業株式会社
代表取締役 山戸 一悟



共同企業体施工 誓約書

令和3年11月2日

大阪市契約担当者様

所在地 大阪市北区鶴野町1番9号
五洋建設株式会社大阪支店内
名称 五洋・ヤマト特定建設工事共同企業体
代表者

大阪市北区鶴野町1番9号
五洋建設株式会社大阪支店
常務執行役員
支店長 島内 理



構成員


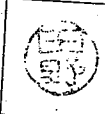

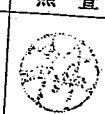
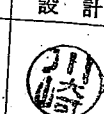
大阪市港区市岡1丁目2番19号
ヤマト工業株式会社
代表取締役 山戸 一悟



このたび、当建設工事共同企業体が、貴市より受注致しました
夢洲2区(南東部)土地造成工事[地盤改良工]工事請負の施工にあたっては、構成員全員
が建設工事施工上、必要な関係法令を遵守するとともに、それぞれ、資本・技術・資材・労
働力等、施工に必要な手段を相互に提供し、別添の現場勤務員構成表に従い、協力して施工
の確保を図ることを誓約致します。

令和 3 年度
請第 8703 号

工事設計書

課長	課長代理	係長	照査	設計
				



工事名称

夢洲2区 (南東部) 土地造成工事 [地盤改良工]

工事場所

路線・対象物名	工事場所
夢洲	夢洲2区南東部 [K, L-18, L-17]

契約後VE

事概要

- ・表層混合処理工 1 式
- ・敷砂工 1 式
- ・盛砂工 1 式
- ・プラスチックボードドレン工 1 式
- ・計測施設工 1 式
- ・撤去工 1 式
- ・仮設工 1 式

完了期限

令和 5 年 2 月 28 日
令和 年 月 日

契約後
契約後

計 大阪港湾局 計画整備部 保全監理課 (設計)

督 大阪港湾局 計画整備部 保全監理課 (港湾工事)

入札参加資格承認番号

ヤマト特定建設工事共同企業体
大阪市北区鶴野町1番9号五洋建設株式会社大阪支店内

(代表者)

大阪市北区鶴野町1番9号
五洋建設株式会社大阪支店
支店長 島内 理

(構成員)

大阪市港区市岡1丁目2番19号
ヤマト工業株式会社
代表取締役 山戸 一悟



大 阪 市

特記事項

1. 本工事は、大阪市の定める関係条例・規則等に基づき、大阪港湾局（以下「本市」という。）が施行する大工する工事である。
2. 本工事は、「大阪港港湾工事共通仕様書」（令和2年10月改訂）によるほか、別紙特記仕様書により、本市（以下「監督職員」と略称）と協議のうえ施行すること。

工事費

十億	百万	千	円

うち消費税額

百万	千	円

✕

工事区分	工種	単位	数量	単価	金額	摘
埋立事業	表層混合処理工	式	1			第 1- 1
埋立事業	敷砂工	式	1			第 1- 2
埋立事業	盛砂工	式	1			第 1- 3
埋立事業	プラスチックボードレン工	式	1			第 1- 4
埋立事業	計測施設工	式	1			第 1- 5
埋立事業	撤去工	式	1			第 1- 6
埋立事業	仮設工	式	1			第 1- 7
直接工事費		式	1			
共通仮設費		式	1			
	共通仮設費	式	1			第 1-
	共通仮設費 (率計上)	式	1			
純工事費		式	1			
	現場管理費	式	1			
工事原価		式	1			
	一般管理費等	式	1			
工事価格		式	1			
消費税相当額		式	1			



工事区分	工種	単位	数量	単価	金額	摘要
H		式				
			1			

不

第 1 - 1号明細書

表層混合処理工

種別	細別	形状寸法*積算要素	単位	数量	単価	金額	摘
表層混合処理工	表層混合処理工(A)	パラープレッシャー工法、層厚1.5m改良、リフト工法、標準部	m3				
				179,600			
表層混合処理工	表層混合処理工(B)	パラープレッシャー工法、層厚7.6m改良、標準、端部処理	m3				
				30,100			
表層混合処理工	揚水工	普通型(潜水ポンプ)口径150mm、全揚程15m、1台	式				
				1			
表層混合処理工	土木ネット敷設工(1)	全面固化部、ネット敷設(母材強度40kN/m)	m2				
				135,690			
表層混合処理工	土木ネット敷設工(2)	観測台周辺部、ネット敷設(母材強度80kN/m)	m2				
				2,430			
	計						



1- 2号明細書

敷砂工

別	細別	形状寸法*積算要素	単位	数量	単価	金額	摘要
	材料費(1)	敷砂、山砂(径10mm以下、75μm通過10%以下、カッター船による護岸上直接揚土)、材料割増30%を含む	m3	60,400			
	積込(1-1)	J護岸でのダンプトラックへの積込、積込(4-5)、土砂50,000m3以上	m3	60,400			
	土砂等運搬(1-1)	J護岸から2区南東部に運搬、標準、バックホウ積1.4m3(平積1.0m3)、土砂(岩塊・玉石混り土含む)、DID有、運搬距離1.0km以下、10tダンプ、タ付損耗費(普通)含む	m3	60,400			
	積込(1-2)	夢洲2区南東部での4tキャリヤダンプへの積込、積込(4-5)、土砂50,000m3以上	m3	60,400			
	土砂等運搬(1-2)	夢洲2区南東部内運搬、4tキャリヤダンプによる運搬、往復平均運搬距離0.50km、敷砂1層(50cm)	m3	60,400			
	敷砂均し	7t湿地ブルドーザー、層厚0.5m	m3	60,400			
	計						



第 1 - 3号明細書

盛砂工

種別	細別	形状寸法*積算要素	単位	数量	単価	金額	摘
盛砂工	材料費(2)	盛砂、山砂(径300mm以下、75μm通過15%以下、ガット船による護岸上直接揚土)材料割増30%を含む	m3				
				60,100			
盛砂工	積込(2-1)	J護岸でのガットトラックへの積込、積込(メス)、土砂50,000m3以上	m3				
				60,100			
盛砂工	土砂等運搬(2-1)	J護岸から2区南東部に運搬、標準、バク紗山積1.4m3(平積1.0m3)、土砂(岩塊・玉石混り土含む)、DID有、運搬距離1.0km以下、10tガット、クイ損耗費(普通)含む	m3				
				60,100			
盛砂工	積込(2-2)	夢洲2区南東部での4tガットへの積込、積込(メス)、土砂50,000m3以上	m3				
				60,100			
盛砂工	土砂等運搬(2-2)	夢洲2区南東部内運搬、標準、バク紗山積1.4m3(平積1.0m3)、土砂(岩塊・玉石混り土含む)、DID有、運搬距離0.5km以下、4tガット、クイ損耗費(普通)含む	m3				
				60,100			
盛砂工	盛砂均し	11t湿地ブルドーザー、層厚0.5m	m3				
				60,100			
	計						



4号明細書

プラスチックボードドレーン工

細別	形状寸法*積算要素	単位	数量	単価	金額	摘要
プラスチックボードドレーン(1)	打込み長平均9.6m、ドレーン材φ8cm、先端アンカーφ8cm用、バック材(クレーン付)あり、ウオータージョイント使用なし	本				
			43,070			
プラスチックボードドレーン(2)	打込み長平均10.1m、ドレーン材φ8cm、先端アンカーφ8cm用、バック材(クレーン付)あり、ウオータージョイント使用なし	本				
			17,530			
プラスチックボードドレーン(3)	打込み長平均22.0m、ドレーン材φ8cm、先端アンカーφ8cm用、バック材(クレーン付)あり、ウオータージョイント使用なし	本				
			9,830			
計						



第 1— 5号明細書

計測施設工

種別	細別	形状寸法*積算要素	単位	数量	単価	金額	摘
計測施設工	沈下板本体 製作		基				
				12			
計測施設工	沈下板設置		基				
				12			
	計						

≠

1- 6号明細書

撤去工

川	細別	形状寸法*積算要素	単位	数量	単価	金額	摘要
	既設支障構造物撤去	既設観測台1箇所、既設揚水井戸3箇所、吊下げ及び現場鋼材切断	式	1			
	スクラップ運搬	クレーン装置付4t級2.9t吊 14.0km以下2.6t超2.95t以下	回	2			
	スクラップ処分	ヘビーH 1	t	4.42			
	除草運搬処分	仮置場	m ²	1,538			
	計						



第 1- 7号明細書

仮設工

種別	細別	形状寸法*積算要素	単位	数量	単価	金額	摘
仮設工	敷鉄板設置 撤去(1)	仮置き場1538m ² 、22×1524 ×6096	回				
				1			
仮設工	敷鉄板設置 撤去(2)	ポンプ配管通路横断部13m ² 、22×1524×6096	回				
				1			
仮設工	床掘・埋戻 し(1)	通路横断部、ポンプ配管設 置時	m ³				
				5			
仮設工	床掘・埋戻 し(2)	通路横断部、ポンプ配管撤 去時	m ³				
				5			
	計						



I- 8号明細書

共通仮設費

別	細別	形状寸法*積算要素	単位	数量	単価	金額	摘要
	建設機械器具等運搬(1)	バックホウ系、山積1.4m3以下、ラフテレーンクレーン 25t	式				
				1			
	建設機械器具等運搬(2)	ブラスチックカートドレン打設機 :ペーパートドレン打設機60t以下、ラフテレーンクレーン 油圧伸縮ジブ型50t吊	式				
				1			
	建設機械器具等運搬(3)	表層混合処理工(A)施工機	式				
				1			
	建設機械器具等運搬(4)	表層混合処理工(B)施工機	式				
				1			
	建設機械器具等運搬(5)	トレンチ差し替え(パワートラック -2台)ワイドタイプ→標準タイプ	式				
				1			
ICT施工		表層混合処理工、ICTシステム初期費、パワーブレンダー	台				
				5			
準備		仮設材運搬	式				
				1			
安全費		J護岸、安全監視船 FRP D180型 10.0t 132kW	式				
				1			
理費	足場(陸上)	単管足場(湿地足場)	箇所				
				8			
理費	ボーリング(陸上)	陸上施工、ノンコアボーリング、φ86mm、深度50m以下、鉛直下方、粘性土・シルト	m				
				28			
理費	原位置試験及び乱れの少ない試料採取(陸上)	ベーンせん断試験28回、固定式ストロークウォーキングリング28本	式				
				1			

種別	細別	形状寸法*積算要素	単位	数量	単価	金額
技術管理費	試料運搬	乱れの少ない試料28個、運搬距離50km未満	式	1		
技術管理費	配合試験	土の一軸圧縮強度試験、補正1.5	試料	24		
技術管理費	環境庁告示第46号溶出試験	六価クロム溶出試験	検体	4		
技術管理費	土質試験	土粒子の密度試験、含水比試験、粒度分析、湿潤密度試験、液性限界試験、塑性限界試験、pH試験、強熱減量試験	式	1		
技術管理費	電気式コーン貫入試験	裏込土砂深度調査	式	1		
技術管理費	鳥類等保全対策 (1)	夢洲2区南東部工事区域内、カラス鳴き声スピーカー車両巡回	式	1		
技術管理費	鳥類等保全対策 (2)	夢洲2区南東部(表面沈下板)、カラス模型・吹流し設置	式	1		
	計					



特記仕様書

第 1 項 総 則

1 一般事項

- 1) 「大阪港港湾工事共通仕様書」(以下「共通仕様書」という。)の入手方法については、大阪港湾局ホームページ「設計図書(仕様書)等の入手方法について」(<https://www.city.osaka.lg.jp/port/page/0000087705.html>)を参照すること。

第 2 項 工 事

1 表層混合処理工

(1) 表層混合処理工

- 1) 工事着手前に現状の地盤高さの深淺測量(測線間隔 10m)を行い、その資料を本市に提出すること。
- 2) 施工にあたっては事前に施工方法、使用機械等固化処理全般にわたる詳細な施工計画書を本市に提出すること。
- 3) 表層混合処理工に使用する固化剤は、JIS R 5211 高炉セメント(B種)同等以上とする。
- 4) 改良対象地盤 1m³当りの固化材の配合は下記を標準とするが、配合試験の結果によっては配合を変更することがある。配合の決定に当たっては、事前に監督職員と協議し、承諾を得ること。また、改良厚さは 1.5m、7.6m とするが、ベーンせん断試験結果及び施工時の現場状況等により変更することがある。

また、海水はH護岸から取水することを想定しているが、配管の一部は通路上に設けるため養生を行うとともに事前に監督職員と協議し、承諾を得ること。

設計配合		設計基準強度(材令 28 日)
固化セメント	100kg/m ³	150kN/m ² 以上
海 水	100kg/m ³	

- 5) 表層混合処理工(A)(B)は、縦型混合攪拌方式により行うこと。
- 6) 施工許容範囲は以下のとおりとする。

厚さ	(+) 規定なし	(-) 0cm
施工範囲に対し	(+) 規定なし	(-) 0cm

- 7) 表層混合処理工の施工後、施工管理試験を行い、設計基準強度を満足していることを確認すること。施工管理試験は原則としてφ86mmのボーリング調査によるものとする。試験箇所については1箇所/1,000m³とするが、試験位置について事前に監督職員と協議し、承諾を得ること。
- 8) 泥面の状態により表層混合処理工の施工に著しく支障をきたす場合は状況及び対策について取りまとめ、本市に報告すること。なお、対応について本市が必要と認めた場合は設計変更の対象とすることがある。
- 9) 本工事は「六価クロム溶出試験」の対象工事であるため、六価クロム溶出試験を実施し、試験結果(計量証明書)を本市に提出すること。試験結果によっては土壤環境基準(平成3年8月23日環境庁告示第46号)を勘案し、適切な措置を講じること。また、試験方法については港湾工事共通仕様書 5-3-8-8.六価クロム溶出試験によるものとし、事前に監督職員と協議し、承諾を得ること。なお、試料採取時期については、原則として配合試験に合わせて実施すること。ただし、配合設計段階で六価クロム溶出量が土壤環境基準を超えた場合、設計変更を行う。

(2) 土木ネット敷設工

1) 使用するネットはネット型シートとし、品質は以下の条件を満足すること。

用途		土木ネット敷設工(1) 全面改良部	土木ネット敷設工(2) 観測台周辺部
強度	母材	40kN/m 以上	80kN/m 以上
	継手部	28kN/m 以上	56kN/m 以上
	方向	縦・横共	縦・横共
試験方法		JIS L 1096 又は JIS L 1093 に準拠	

なお、使用する材料については、監督職員に見本を提出し、承諾を得ること。

2) ネットの継手部の強度試験を行い、その結果を本市に提出すること。試験方法については事前に監督職員の承諾を得ること。

3) 敷設方法については人力敷設工法を想定している。

ただし、現地盤状況等を勘察し、人力敷設が不可能であると判断される場合は、監督職員に協議すること。協議の結果、人力敷設不可能と認める場合は、設計変更の対象とする。

4) 施工に先立ち、敷設図を作成し、施工方法及び継手部連結方法について監督職員と協議し、承諾を得ること。

5) 施工許容範囲は以下のとおりとする。

施工範囲に対し	(+) 規定なし	(-) 0cm
---------	----------	---------

2 敷砂工

1) 敷砂に使用する材料は、塵芥等を含まない良質の土砂で透水性に富み締固砂杭等に用いられるものとし、75 μ mフルイ通過分 10%以下、最大粒径 10mm 以下とする。

2) 敷砂に使用する材料は「JIS A 1204 (土の粒度試験方法)」により測定するものとし、測定頻度は現場搬入前、採取地毎に 1 回採取するものとする。

3) 請負者は、施工に先立ち使用する材料の見本、試験成績表及び産地を明示した書類を監督職員に提出し、承諾を得ること。

4) 敷砂は、海上輸送により現場搬入を行うものとし、揚陸場所については夢洲 4 区 J 護岸の東側とする。なお、揚陸に際しては、関係官公署へ所定の手続きを行い、関係法令を遵守し、事故発生を未然に防止すること。

5) 揚陸後の敷砂を仮置きする場合は、別紙図面に示す仮置場に仮置きすること。

6) 敷砂に使用する施工機械は、原則として以下のとおりとする。

	運搬	敷均し
敷砂	4t キャリアダンプトラック	7t 湿地ブルドーザ

ただし、上記以外の機械による場合は、機体重量等を考慮の上、監督職員の承諾を得ること。また、敷砂の施工方法(順序、方向等)について、事前に監督職員と協議し承諾を得ること。

7) 敷均しは、一層当り厚さ 50cm で行い、施工許容範囲は以下のとおりとする。

厚さ	(\pm) 20cm ※ただし平均層厚は規定厚を下回ってはならない。
施工範囲に対し	(+) 規定しない、(-) 0cm
法面勾配	1:2 より緩い勾配であること。

なお、施工厚は層厚管理棒などを利用して速やかに測定し、監督職員の確認を受けること。また、厚さ管理に合わせて水準測量も行うこととし、これらの結果を本市に提出すること。

8) 敷砂層は均質かつ連続した層を形成し、層中に粘土分等の混入があってはならない。

9) 施工時は、不均一な敷砂による局部沈下が生じないように注意すること。また、施工機械がネット上を直接走行してはならない。

3 盛砂工

- 1) 盛砂の各種管理手法、基準及び施工規定等については、以下に示す特記事項の他、共通仕様書「圧密・排水工 敷砂」及び「圧密・排水工 敷砂均し」に準じること。
- 2) 盛砂に使用する材料は、塵芥等を含まない良質の土砂とし、粒径 75 μ m フレイ通過分 15% 以下、最大粒径 300mm 以下とする。
- 3) 盛砂に使用する材料は「JIS A 1204 (土の粒度試験方法)」により測定するものとし、測定頻度は現場搬入前、採取地毎に 1 回採取するものとする。
- 4) 請負者は、施工に先立ち使用する材料の見本、試験成績表及び産地を明示した書類を監督職員に提出し、承諾を得ること。
- 5) 盛砂は、海上輸送により現場搬入を行うものとし、揚陸場所については夢洲 4 区 J 護岸の東側とする。なお、揚陸に際しては、関係官公署へ所定の手続きを行い、関係法令を遵守し、事故発生を未然に防止すること。
- 6) 揚陸後の盛砂を仮置きする場合は、別紙図面に示す仮置場に仮置きすること。
- 7) 盛砂に使用する施工機械は、原則として以下のとおりとする。

	運搬	敷均し
盛砂	4t ダンプトラック	11t 湿地ブルドーザ

ただし、上記以外の機械による場合は、機体重量等を考慮の上、監督職員の承諾を得ること。また、盛砂の施工方法（順序、方向等）について、事前に監督職員と協議し承諾を得ること。

- 8) 盛砂は層厚 50cm となるように行う。
また、敷砂を含む全砂層厚は 1.0m (50cm \times 2 層) であり、次項の施工許容範囲は、原則として全砂層厚に適用する。
- 9) 敷均しは、一層当り厚さ 50cm で行い、施工許容範囲は以下のとおりとする。

厚さ	(\pm) 20cm ※ただし平均層厚は規定厚を下回ってはならない。
施工範囲に対し	(+) 規定しない、(-) 0cm
法面勾配	1:2 より緩い勾配であること。

なお、施工厚は層厚管理棒などを利用して速やかに測定し、監督職員の確認を受けること。また、厚さ管理に合わせて水準測量も行うこととし、これらの結果を本市に提出すること。

- 10) 施工時は異常な変状に注意して施工するとともに、盛砂施工時には盛砂施工機械が敷砂面上を走行してはならない。

4 プラスチックボードドレーン工

- 1) プラスチックボードドレーンの各種管理手法、基準及び施工規定等については、以下に示す特記事項の他、共通仕様書「圧密・排水工 ベーパードレーン」に準じること。
- 2) 使用するパーチカルドレーン材（プラスチックボード）については、以下の規格を満足するものとする。また、芯体がパーチカルドレーン材としての機能を有しており、再生プラスチックを原料の一部としているものを使用すること。なお、難分解性プラスチック製を標準とする。

区分	項目	規格
材質	芯体	合成樹脂
	フィルター	合成繊維
寸法	厚さ	製造工場規格許容値以内 (換算径は 8cm 以上とする。)
	幅	
透水係数	鉛直方向	1.0cm/sec 以上
	水平方向	1.0 \times 10 ⁻³ cm/sec 以上
引張強度	常態時	2.58kN/製品幅以上
	湿潤時	2.58kN/製品幅以上

- 3) 請負者は、施工に先立ち使用するプラスチックボードの見本、試験成績表を明示した書類

を監督職員に提出し、承諾を得ること。

- 4) プラスチックボードドレーンの配置は、1.4m ピッチの正三角形配置とし、請負者は事前に監督職員に配置図を提出し、その承諾を得ること。
- 5) プラスチックボードドレーンの施工深度は、原則として下表のとおりとし、ドレーン上端は盛砂天端までとする。ただし、ドレーン下端について、既設護岸の基礎などにより当該位置まで施工できない場合は、監督職員と協議すること。

区画	打ち込み深度
A	原則として裏込土砂天端から 10cm 以上貫入した位置
B-1,B-2	原則として PDF 打設天端から 1.0m 以上貫入した位置
C	原則として下部敷砂層天端から 10cm 以上貫入した位置

- 6) 請負者は施工方法、順序等について、事前に監督職員と協議すること。
- 7) プラスチックボードドレーン打込機はマンドレル式とし、自動自記記録装置を備えたもので、事前に監督職員の承諾を得ること。
- 8) 請負者は共通仕様書に定めのあることその他、ドレーン打設時に施工不良があると判断した場合、直ちに監督職員に報告し、監督職員の指示に従い、打ち直し、その他適切な措置を講ずること。なお、施工不良とは下記に示すものとする。
 - ア) マンドレルの建込が著しく傾斜した場合
 - イ) 所定の深度まで達していない場合
 - ウ) マンドレルの引抜きにより、共上りした場合
 - エ) 打ち込み途中で破損または切断した場合
 - オ) 故意、過失に関わらず施工記録を提出しない場合
 - カ) その他、監督職員が明らかに施工不良と認めた場合
- 9) 現場状況により、ドレーン打設長に増減が生じた場合は設計変更を行うことがある。
- 10) 本工事施工区域は前工程として表層混合処理工を行うため、ドレーン打設工法は硬質地盤でも貫入可能な工法を標準とする。なお、表層混合処理工の設計基準強度（軸圧縮強度）は 150kN/m² である。
- 11) 本工事は軟弱地盤上での施工となるため、施工機械の選定等に十分留意し、現場状況に応じて安全対策等を施し、事故防止に努めること。
- 12) ドレーンは水平面に対して可能な限り鉛直に施工することとし、著しく傾斜することのないよう、留意すること。また、施工開始前または監督職員が指示する時期に、施工機械毎にマンドレルの鉛直度を傾斜計等により測定し、管理表を作成の上、監督職員に提出すること。

5 計測施設工

- 1) 請負者は施工に先立ち、計測施設（沈下板）の製作図を作成し、監督職員の承諾を得ること。
- 2) 沈下板は土木ネット上に設置するものとし、その後の工種により、破損することのないよう留意すること。なお、設置位置の詳細については監督職員の承諾を得ること。
- 3) 沈下板については、設置後に設置時点の沈下板天端高を水準測量等により計測し、その後は盛砂各層の出来形管理時点及びその他監督職員が指示する時期に沈下板天端高の測を行うこと。また、その結果を本市に提出すること。なお、計測は設置した沈下板全において行うこと。
- 4) 施工中沈下板に損傷を与えた場合は速やかに復旧し、復旧前後の高さ関係が分かるよう整理すること。

6 撤去工

- 1) 観測台及び揚水井戸の撤去箇所及び切断高さは別紙図面のとおりとし、表層混合処理工施工後に切断を実施すること。

2) 切断高さの許容範囲は次のとおりとする。

切断高さに対して	(+) 0、	(-) 規定しない
----------	--------	-----------

3) 観測台及び揚水井戸の撤去後、その位置を測定し、第6系座標により整理し、本市に提出すること。

7 仮設工

- 1) 夢洲2区の敷砂盛砂仮置場は、土壤汚染対策法による形質変更時要届出区域に指定されており、さらに、本工事施工区域は自然由来等土壤海面埋立施設の区域である。そのため、仮置場から本工事の施工区域に敷砂盛砂を搬出する際には、あらかじめ敷鉄板を敷設したうえで敷砂盛砂を仮置きすること。詳細については監督職員の指示に従うこと。
- 2) 表層混合処理工に必要な海水のポンプ配管をH護岸沿いの通路に横断させる必要がある。(別紙図面のとおり)そのため、通路を横断するポンプ配管をあらかじめ埋設させておき、敷鉄板による養生を行うこと。

8 共通仮設費

(1) 技術管理費

① 事前調査

本工事の施工に先立ち、別紙図面のとおり事前調査を行うこと

ア) ボーリング調査

- ・ボーリング調査位置は別紙図面に示すとおりとするが、監督職員の承諾を得ること。
- ・ボーリング調査はロータリーボーリングとし、適宜ケーシングパイプを使用すること。
- ・ボーリング深度は別紙図面に示すとおりであるが、現地盤天端から行うこと。
- ・ボーリング孔径は原則としてφ86mmとする。

イ) 原位置ベーンせん断試験

ベーンせん断試験はボアホール式とし、試験深度は別紙図面に示すとおりとし、ベーンせん断強さを求めること。

ウ) 土質試験

- ・シンウォールサンプリングにより、別紙図面のとおり試料を採取すること。なお、試料採取及び運搬にあたっては試料が乱れないよう十分注意すること。
- ・物理試験及び化学試験はJIS及び地盤工学会の基準により行うこと。

試験区分	試験項目	規格
物理試験	含水比試験	JIS A 1203
	湿潤密度試験	JGS T 191
	土粒子の密度試験	JIS A 1202
	粒度試験	JIS A 1204
	液性・塑性試験	JIS A 1205
化学試験	pH試験	JGS T 211
	強熱減量試験	JGS T 221

エ) 配合試験

試験項目条件は以下に示す。

なお、以下の条件で3供試体/試料の試験を行うものとする。

試料土	1箇所当り1試料
仕様固化材	高炉セメント(B種)
練り水	海水
添加量	3パターン(例:70,100,130kg/m ³)
水セメント比	1パターン(100~150%スラリー使用)
試験項目	一軸圧縮強度(JIS A 1216)
試験材令	2パターン(7日、28日)

※供試体数＝添加量(3^ハター)×水セメント比(1^ハター)×試験材令(2^ハター)×3 供試体
＝18 供試体/箇所

オ) 電気式コーン貫入試験

別図に示す位置において、地盤工学会基準 (JGS-1435-2012) 電気式コーン貫入試験方法に基づき試験を行うこと。詳細については監督職員の指示に従うこと

② 鳥類等保全対策

鳥類等の保全対策について、現場状況を考慮し、受注者において検討した上で、実施すること。また、なお、対策の実施時期に当たっては、事前に監督職員と協議の上、実施すること。また、計に破損等が発生した場合は再設置すること。詳細については監督職員の指示に従うこと。

(2) 安全費

- 1) 本工事において海上作業中は、安全監視船を1隻以上配備して付近の航行船舶に注意を喚起し、事故防止に努めること。なお、安全監視船の配置にあたっては、「港則法関係書類作成の手引き(阪神港大阪区、堺泉北区)」(監修・大阪海上保安監部航行安全課)による「海上における工事作業の警戒船の配備に関する基準(概要)」を参考にすること。
- 2) 安全監視船の乗組員については、船長1名及び専従警戒要員1名を乗船させること。なお、専従警戒要員は一定の経験を有し、かつ警戒業務に必要な技能を習得するための各種講習を受けた者とする。
- 3) 作業中は付近の航行船舶等に注意喚起を行える体制を整えるとともに安全対策を行い、事故防止に努めること。

9 その他

- 1) 本工事に必要な測量及び試験等は、原則として監督職員立会のもとに受注者の負担により行うこと。
- 2) 規定厚さ及び高さについては施工時点とし、監督職員の確認によるものとする。
- 3) 本工事で使用する水準基標は夢洲 BM DL+2.5872m(平成30年度標高)とする。
- 4) J護岸上で材料をストックする場合には護岸の安定性について十分検討する事。なお、護岸の設計上載荷重は20kN/m²(常時)である。また、ストックする際には、他の通行に支障とならない範囲とすること。
- 5) 本工事期間中の夢洲2区の堤内水位はD.L.+6.5m以下とするよう計画している。
- 6) 受注者は、夢洲土地造成関連工事を円滑に推進するため、関連工事の施工業者をもって構成する「夢洲土地造成関連工事協議会」に参加し協力すること。なお、詳細は監督職員の指示に従うこと。
- 7) 本工事施工にあたり、工事区域に隣接する関係先と工事工程等について十分協議を行い、万全を期して施工すること。
- 8) 近傍において現在施工中の「夢洲2区土地造成工事(第1工区)」、「同(第2工区)」、「同(第3工区)」、「北港テクノポート線(仮称)夢洲駅整備工事」及びIR・万博開閉に伴う各種作業の工事材料等の仮置場及び仮設備があるため、施工範囲や工程等について当該工事の受注者と綿密に調整すること。
- 9) 夢洲域内は、本工事以外の本市発注工事等の工事等用車両及び建設発生土運搬車、焼却さい運搬車(本市環境局)などの車両交通があるため、材料運搬等にあたっては必要に応じて各関係先と協議を行い、安全対策等に努めること。
- 10) 本工事の施行に際しては関係官公署(海上保安庁等)に所定の手続きを行い、その他関連法令を遵守し、事故発生を未然に防止すること。
- 11) 過年度の土地造成工事の際に大規模な側方流動、噴泥等が生じた事例があることから施工は十分留意して行うこと。また、既設構造物の挙動等についても、十分留意して施工すること。
- 12) 工事現場付近における現場事務所等の設置について

夢洲域内において、現場事務所等を設置する場合は監督職員と場所、面積等について協議し、必要となる書類を提出し、許可を得ること。なお、借地料は原則無償であるが、協議の結果、有償となる場合がある。

13) 大阪市設計・施工技術連絡会議の設置

本工事は、公共工事の品質確保及び円滑な施工と設計変更の透明性並びに公正性の向上を目的とし、発注者、設計者等、施工者の三者が一堂に会して意見交換を行う大阪市設計・施工技術連絡会議の設置対象工事である。

受注者は、「大阪市設計・施工技術連絡会議試行要領」に従い、大阪市設計・施工技術連絡会議に出席し目的達成に向け工事の円滑な進捗に努めなければならない。

14) 債務負担行為に基づく契約の特例

① 各会計年度における支払限度額及び出来高予定額については、変更契約金額から次の比率により算出した額とする。

	令和3年度	令和4年度	合計
支払限度額	40%	60%	100.0%
出来高予定額	44.4%	55.6%	100.0%

ただし予算の都合により変更することがある。

② 前払金は各年度の出来高予定額の40%以内（中間前払い金については20%以内）とする。

15) 設計変更における本市積算手法（契約率）

・請負予定価格の算定

本工事の内容に変更が生じた場合は、本市積算基準に基づき設計変更を行うことがある。ただし設計変更の積算にあたっては、直接工事費並びに諸経費について新たに積算を行って本工事費を算出し、契約率を乗じて得た額を「請負予定価格」とする。

・変更手続

本工事の各工種において、変更が生じる等した場合は、監督職員の承諾を得るとともに、変更数量等を適切に提出すること。

16) 適用積算基準

・間接工事費（共通仮設費、現場管理費、一般管理費）の設定

① 間接工事費の工種区分は、「港湾工事（浚渫工事）」とする。

② 共通仮設費率の補正は、施工地域、工事場所による補正（国際戦略港湾・国際拠点港湾）を行っている。

③ 現場管理費率の補正は、施工地域、工事場所による補正（国際戦略港湾・国際拠点港湾）を行っている。

・共通仮設費

① 共通仮設費の積上項目は以下のとおりとする。

「運搬費」「準備費」「安全費」「技術管理費」

・適用積算基準の内容

① 適用している積算基準

主として、「国土交通省 港湾請負工事積算基準（令和2年度改訂版）」に基づいている。

② 適用している単価の時期

適用する単価については、令和3年6月時点とする

第 3 項 材 料

1 本工事に使用する材料は全て受注者において調達すること。

第 3 項 VE提案について

I 本工事はVE提案を行うものとする。

1) 定義

「VE提案」とは、契約書第53条の規定に基づき、設計図書に定める工事目的物の機能等を低下させることなく請負代金額の低減を可能とする施工方法等に係る設計変更について、受注者が発注者に行う提案をいう。

2) VE提案の意義及び範囲

(1) 受注者がVE提案を行う範囲は、設計図書に定められている内容のうち工事材料及び施工方法等に係る変更により請負代金額の低減を伴うものとし、原則として工事目的物の変更を伴わないものとする。

3) 以下の提案は、VE提案の範囲に含めないものとする。

- ① 施工方法等を除く工期延長等の施工条件の変更を伴う提案。
- ② 契約書第19条に基づき条件変更が確認された後の提案。
- ③ 入札時に競争参加資格要件として求めた同種工事又は類似工事の範囲を超えるような工事材料、施工方法等の変更の提案。

4) VE提案書の提出

(1) 受注者は前項のVE提案を行う場合は、次に掲げる事項をVE提案書に記載し、発注者に提出しなければならない。なお、提出書面の様式は、本市の指示に従うこと。

- ① 設計図書に定める内容とVE提案の内容の対比及び提案理由
- ② VE提案の実施方法に関する事項（当該提案に係る施工上の条件等を含む）
- ③ VE提案が採用された場合の工事代金額の概算低減額及び算出根拠
- ④ 発注者が別途発注する関連工事との関係
- ⑤ 工業所有権等の排他的権利を含むVE提案である場合、その取り扱いに関する事項
- ⑥ その他、VE提案が採用された場合に留意すべき事項

(2) 発注者は、提出されたVE提案書に関する追加的な資料、図書その他の書類の提出を発注者に求めることができる。

(3) 受注者は、前項のVE提案を行う場合は、契約の締結日より、当該VE提案に係る部分の施工に着手する35日前までに発注者に提出しなければならない。なお、提案の回数原則として1回とするが、工事の実情に照らし適宜、変更できるものとする。

(4) VE提案の提出費用は、受注者の負担とする。

5) VE提案の審査

VE提案の審査に当たっては、施工の確実性、安全性、設計図書と比較した経済性等を評価する。

6) VE提案の採否等

- (1) 発注者は、VE提案の採否について、VE提案の受領後14日以内に書面により受注者に通知しなければならない。ただし、受注者の同意を得た上でこの期間を延長することができるものとする。なお、提出書面の様式は、本市の指示に従うこと。
- (2) また、提出されたVE提案が適正と認められなかった場合の前項の通知は、その理由を付して行うものとする。
- (3) 発注者は、VE提案による設計図書の変更を行う場合は、契約書第53条の規定に基づくものとする。
- (4) 発注者は、VE提案による設計図書の変更を行う場合は、契約書第25条の規定により請負代金額の変更を行うものとする。
- (5) 前項の変更を行う場合においては、VE提案により請負代金が低減すると見込まれる額の10分の5に相当する金額（以下「VE管理費」という）を削減しないものとする。
- (6) VE提案が適正と認められた後、契約書第19条の変更が生じた場合において、発注者がVE提案に対する変更案を求めた場合、受注者はこれに応じるものとする。
- (7) 発注者は、契約書第19条の条件変更が生じた場合には、契約書第25条の規定に基づき請負代金額の変更を行うものとする。VE提案を採用した後、契約書第19条の条件変更が生じた場合の前記(5)のVE管理費については変更しないものとする。ただし、双方の責に帰することができない事由（不可抗力や予測することが不可能な事由等）により、工事の続行が不可能、又は著しく工事低減額が減少した場合においては、協議して定めるものとする。

7) VE提案の適用

発注者は、採用することができることと決定したVE提案については、工業所有権等の排他的権利を設定されたものを除き、受注者に通知することなく、当該工事以外の工事において、無償で使用する権利を有するものとする。

8) 責任の所在

VE提案を適正と認め、設計図書の変更を行った場合においても、VE提案に係る工事目的物の性能、機能及び品質等、受注者の責任が否定されるものではない。

大阪市グリーン購入の推進に関する特記仕様書

本工事で使用する資材、建設機械及び目的物のグリーン購入の推進に関しては、本仕様書によるものとするほか、設計図書「大阪市グリーン調達方針」、「同方針」の（別表）「特定調達品目」によるものとする。

なお、本特記仕様書に適用しない項目及び「・その他」を適用する項目については、図書によるものとする。

1. 適用

次のうち、○の項目については、「大阪市グリーン調達方針」の（別表）「特定調達物品」7の判断の基準を満たすものを使用又は構築することとする。

※ 次のうち、○の項目とは、下記表の（品目名）欄に○を付け使用するものである。

2. 資材

品目名	
（品目分類）	（品目名）
盛土材・埋戻し材等	<ul style="list-style-type: none"> ● 建設汚泥から再生した処理土 ● 土工用水砕スラグ ● 下水汚泥溶融スラグ混合改良土 ● その他
地盤改良材	<ul style="list-style-type: none"> ● 地盤改良用製鋼スラグ ● その他
コンクリート用スラグ骨材	<ul style="list-style-type: none"> ● 高炉スラグ骨材 ● その他
アスファルト混合物	<ul style="list-style-type: none"> ● 再生加熱アスファルト混合物 ● その他
路盤材	<ul style="list-style-type: none"> ● 鉄鋼スラグ混入路盤材 ● 再生骨材等 ● その他
小径丸太材	<ul style="list-style-type: none"> ● 間伐材 ● その他
混合セメント	<ul style="list-style-type: none"> ○ 高炉セメント ● その他
コンクリート及びコンクリート製品	<ul style="list-style-type: none"> ● 透水性コンクリート ● 下水汚泥溶融スラグと砕石を混合したコンクリート（捨てコンクリート） ● その他
塗料	<ul style="list-style-type: none"> ● 下塗用塗料（重防食） ● 高日射反射率塗料 ● その他
防水	<ul style="list-style-type: none"> ● 高日射反射率防水 ● その他

舗装材	<ul style="list-style-type: none"> 再生材料を用いた舗装用ブロック（焼成） 再生材料を用いた舗装用ブロック類（プレキャスト無筋コンクリート製品） その他
園芸資材	<ul style="list-style-type: none"> パークたい肥 下水汚泥を使用した汚泥発酵肥料（下水汚泥コンポスト） 浄水汚泥を改良した園芸用土 その他
道路照明	<ul style="list-style-type: none"> 環境配慮型道路照明 その他
タイル	<ul style="list-style-type: none"> 陶磁器質タイル その他
建具	<ul style="list-style-type: none"> 断熱サッシ・ドア その他
製材等	<ul style="list-style-type: none"> 製材 集成材 合板 単板積層材 その他
フローリング	<ul style="list-style-type: none"> フローリング その他
再生木質ボード	<ul style="list-style-type: none"> パーティクルボード 繊維板 木質系セメント板 その他
ビニル系床材	<ul style="list-style-type: none"> ビニル系床材 その他
断熱材	<ul style="list-style-type: none"> 断熱材 その他
照明機器	<ul style="list-style-type: none"> 照明制御システム その他
変圧器	<ul style="list-style-type: none"> 変圧器 その他
空調用機器	<ul style="list-style-type: none"> 吸収冷温水機 氷蓄熱式空調機器 ガスエンジンヒートポンプ式空気調和機 送風機 ポンプ その他
配管材	<ul style="list-style-type: none"> 排水・通気用再生硬質ポリ塩化ビニル管 その他

衛生器具	<ul style="list-style-type: none"> ● 自動水栓 ● 自動洗浄装置及びその組み込み小便器 ● 洋風便器 ● その他
コンクリート用型枠	<ul style="list-style-type: none"> ● 再生材料を使用した型枠 ● 合板型枠 ● その他

3. 建設機械

品目名	
(品目分類)	(品目名)
—	<input type="radio"/> 排出ガス対策型建設機械
	<input type="radio"/> 低騒音型建設機械

4. 目的物

品目名	
(品目分類)	(品目名)
舗装	<ul style="list-style-type: none"> ● 排水性舗装 ● 透水性舗装
屋上緑化	<ul style="list-style-type: none"> ● 屋上緑化

暴力団等の排除に関する特記仕様書

暴力団等の排除について

- 1) 受注者（受注者が共同企業体であるときは、その構成員のいずれかの者。以下同じ。）は、大阪市暴力団排除条例（平成 23 年大阪市条例第 10 号。以下「条例」という。）第 2 条第 2 号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は同条第 3 号に規定する暴力団密接関係者（以下「暴力団密接関係者」という。）に該当すると認められる者と下請契約、資材・原材料の購入契約又はその他の契約をしてはならない。
- 2) 受注者は、条例第 7 条各号に規定する下請負人等（以下「下請負人等」という。）に、暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認められる者と下請契約、資材・原材料の購入契約又はその他の契約をさせてはならない。
また、受注者は、下請負人等が暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認められる者と下請契約、資材・原材料の購入契約又はその他の契約をした場合は当該契約を解除させなければならない。
- 3) 受注者は、この契約の履行にあたり暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認められる者から条例第 9 条に規定する不当介入（以下「不当介入」という。）を受けたときは、速やかに、この契約に係る本市監督職員若しくは検査職員又は当該事務事業を所管する担当課長（以下「監督職員等」という。）へ報告するとともに、警察への届出を行わなければならない。
また受注者は、下請負人等が暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認められる者から不当介入を受けたときは、当該下請負人等に対し、速やかに監督職員等へ報告するとともに警察への届出を行うよう、指導しなければならない。
- 4) 受注者及び下請負人等が、正当な理由なく本市に対し前号に規定する報告をしなかったと認めるときは、条例第 12 条に基づく公表及び大阪市競争入札参加停止措置要綱による停止措置を行うことがある。
- 5) 受注者は第 3 号に定める報告及び届出により、本市が行う調査並びに警察が行う捜査に協力しなければならない。
- 6) 発注者及び受注者は、暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認められる者からの不当介入により契約の適正な履行が阻害されるおそれがあるときは、双方協議の上、履行日程の調整、履行期間の延長、履行内容の変更その他必要と認められる措置を講じることとする。

誓約書の提出について

受注者及び下請負人等は、暴力団員又は暴力団密接関係者でないことをそれぞれが表明した誓約書を提出しなければならない。ただし、発注者が必要でないと判断した場合はこの限りでない。

特記仕様書

(条例の遵守)

第1条 受注者および受注者の役職員は、本契約の履行に際しては、「職員等の公正な職務の執行に
確保に関する条例」(平成18年大阪市条例第16号)(以下「条例」という。)第5条
定する責務を果たさなければならない。

(公益通報等の報告)

第2条 受注者は、本契約について、条例第2条第1項に規定する公益通報を受けたときは、ま
に、公益通報の内容を発注者(大阪港湾局総務部総務担当)へ報告しなければならない。
2 受注者は、公益通報をした者又は公益通報に係る通報対象事実に係る調査に協力した者から
例第12条第1項に規定する申出を受けたときは、直ちに、当該申出の内容を発注者(大
湾局総務部総務担当)へ報告しなければならない。

(調査の協力)

第3条 受注者及び受注者の役職員は、発注者又は大阪市公正職務審査委員会が条例に基づき行
査に協力しなければならない。

(公益通報に係る情報の取扱い)

第4条 受注者の役職員又は受注者の役職員であった者は、正当な理由なく公益通報に係る事
理に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

(発注者の解除権)

第5条 発注者は、受注者が、条例の規定に基づく調査に正当な理由なく協力しないとき又は
規定に基づく勧告に正当な理由なく従わないときは、本契約を解除することができる。

(不適正要求等の報告)

第6条 発注者と本契約を締結した受注者は、この契約の履行に関して、発注者の職員から違
不適正な要求を受けたときは、その内容を記録し、直ちに発注者の大阪港湾局総務部
(連絡先 06-6615-7728)に報告しなければならない。

(発注者：大阪市 受注者：工事等請負)

特記仕様書

）建設業法に基づく技術者配置の金額要件の引き上げについて

監理技術者の配置が必要となる下請契約の請負代金の額の下限について、建築一式工事にあつては6,000万円、建築一式工事以外の建設工事にあつては4,000万円とする。

また、工事現場ごとに配置が求められる主任技術者又は監理技術者を専任で配置することが必要となる重要な建設工事の請負代金額の下限について、建築一式工事にあつては7,000万円とし、建築一式工事以外の建設工事にあつては3,500万円とする。

なお、これに伴い「港湾工事共通仕様書」にかかる関係項目については読み替えることとする。

）監理技術者資格者証の変更について

「監理技術者講習修了履歴」が「監理技術者資格者証」（裏面）に記載されるよう変更されたことに伴い、「監理技術者講習修了証」の届出については、「監理技術者資格者証」（裏面）の写しとする。

なお、これに伴い「港湾工事共通仕様書」にかかる関係項目については読み替えることとする。

特記仕様書
(週休2日モデル工事)

本工事は、建設業の労働環境を改善し、担い手の確保を図るための取組みとして、受注者の希
り、工事現場における週休2日の確保に取り組むモデル工事（以下「週休2日モデル工事」とい
である。

1 発注方式

受注者の希望によって週休2日に取り組む「受注者希望方式」とする。

2 対象期間

現場着手日（現場事務所の設置、工事現場測量、資機材の搬入または仮設工事の開始等
で作業を開始した日）から工事完成日までの期間とする。

なお、年末年始6日間（12月29日から1月3日）、夏季休暇3日間（8月14日か
16日）、工場製作のみを実施している期間、工事全体を一時中止している期間のほか、発
対象外としている内容に該当する期間（受注者の責によらず現場作業を余儀なくされる期間
含まないものとする。

3 用語の定義

(1) 「現場閉所」

巡回パトロールや保守点検等、現場管理上必要な作業を行う場合を除き、現場や専
の事務作業を含めて、1日を通して当該工事に係る作業を行っていない状態をいう。

(2) 「4週8休」

対象期間内の現場閉所日数の割合が、28.5%(8日/28日)以上の水準に達する状態を
なお、天候等による予定外の現場閉所日についても、現場閉所日数に含めるものとす

(3) 「週休2日」

対象期間において、4週8休以上の現場閉所を行ったと認められる状態をいう。

4 週休2日モデル工事实施の選択

(1) 受注者は、実施の意向について、「週休2日届出書」（様式1）を施工計画書の提出
せて監督職員に提出する。

(2) 受注者は、週休2日について「実施する」旨を届け出た場合であっても、「週休2日
（様式1）を監督職員に提出することにより、届け出た内容を取り消すことができる。

(3) 発注者は、週休2日モデル工事の対象工事において、受注者に対してアンケートの
頼する。

5 週休2日モデル工事の取組内容

(1) 週休2日の実施を届け出た受注者（以下「実施事業者」という。）は、当該工事に
休2日を確保するよう努めなければならない。

(2) 実施事業者は、契約した請負金額及び工期の中で週休2日モデル工事实施するも
週休2日の確保を事由にした請負金額及び工期の変更は行わない。

(3) 実施事業者は、週休2日の確保について施工計画書に記載する。

(4) 実施事業者は、「現場閉所（計画・実績）書」（様式2）により、当月の現場閉所計
いては前月20日までに、当月の現場閉所実績については翌月の5日までに監督職員に
る。ただし、現場着手月の現場閉所計画は現場着手の前日までに、工事完成月の現場

は工事完成日に提出するものとする。

- (5) 天候や緊急対応等により、休日を変更する場合は速やかに監督職員に連絡する。なお、休日に作業を行う場合は、代休を取得することとする。
- (6) 実施事業者は、以下の記載例を参考に、工事現場の見やすい場所に週休2日モデル工事である旨を明示するものとする。

週休2日モデル工事

この工事は、建設業の労働環境を改善するため、週休2日
(4週8休以上)の確保に取り組むモデル工事です。

発注者：大阪港湾局

受注者：〇〇〇〇

- (7) 実施事業者は、「現場閉所報告書」(様式3)により、現場閉所の結果について工事完成日に監督職員に提出する。
- (8) 週休2日実施の履行確認は、工事完成後に監督職員が行うこととする。確認方法については、4週8休以上の現場閉所の実績について、現場閉所実績書、現場閉所報告書により行う。

その他

(1) 特記仕様書に記載の外は、「大阪市週休2日モデル工事実施要領」による。

(2) 大阪港湾局への提出書類はこちら

・週休2日モデル工事の提出書類(大阪港湾局)

<https://www.city.osaka.lg.jp/port/page/0000087705.html>

特記仕様書

本工事は、中間技術検査対象工事とする。

中間技術検査について

当該工事の主要工種を考慮し、工事施工の途中段階で行われる検査をいう。
検査日までの施工範囲を対象とする。

(検査の実施)

検査は、完成、既済部分（完済を含む）の検査時期及び当該工事の主工種を考慮し、施工上の重要な変化点の段階で実施することとし、検査の実施については監督職員より指示する。

(中間技術検査と給付の関係)

中間技術検査は検査日までに完成した出来形部分について、技術的確認は行うが給付の対象としない。

(提出資料)

- ① 提出資料は次に掲げるものを基本とし、監督職員の指示に従うこと。
 - (1) 施工体制台帳、下請負契約書写し(注文書・請書)及び施工体系図
 - (2) 施工計画書(施工図を含む。)
 - (3) 使用材料承諾願、若しくは使用材料品質証明書類
 - (4) 設計変更実施に関する書類
 - (5) 中間技術検査出来形図または完成図、若しくはこれに代わる所要管理図等
 - (6) 工事打合せ書、若しくは打合せ記録書
 - (7) 出来形管理書類及び品質管理書類
 - (8) 段階確認書類
 - (9) 発生土計量伝票(指定)及び産業廃棄物管理票(紙マニフェストの写し、または電子マニフェスト一覧表)
 - (10) 工事写真帳
 - (11) 工事月報、若しくは工事日報
 - (12) 工事出来高報告に関する書類
 - (13) 安全教育及び安全対策(点検等を含む。)に係る記録・報告
 - (14) その他
- ② 受注者は、検査日に確認できる施工部分(部分完成を含む)について設計図書を複写し、着色のうえ2部提出しなければならない。

(引渡し)

受注者は、この検査により確認した出来形部分の工事目的物の引渡しは行なわないことと渡しまで善良に管理すること。

特記仕様書 (情報共有システム)

趣用

本工事は、「受発注者間のコミュニケーション円滑化」「工事書類処理の迅速化」「監督検査業務効率化」などを目的として、受発注者間で施工状況を電子的に交換・共有を図る「情報共有システム(以下、「システム」という。)」の試行運用を行う対象工事である。

工事写真

本工事ではシステムを利用するため、工事写真撮影はGPS機能を有したデジタルカメラで行うものとする。

本工事で使用するシステムの仕様について

本工事で使用するシステムの仕様については、以下のとおりとする。

- ①システムの提供方式については、インターネットを介し、受発注者が利用できるASP(Application Service Provider)方式であること。
- ②受発注者が使用するシステムのサービス提供者との契約は、受注者が行うものとし、原則施工中(現場着手日から完成検査日)を契約期間とする。
- ③ディスク容量については工事規模に応じた容量で契約しなければならない。

システムの機能要件について

システムの利用にあたっては、次の機能要件を満足するシステムを利用すること。

①基本機能要件について

「工事施工中における受発注者間の情報共有システム機能要件(Rev.5.1)(国土交通省)」に規定する機能要件のうち、以下の機能について満たすものとする。

- ・工事基本情報管理機能
- ・掲示板機能
- ・発議書類作成機能
- ・ワークフロー機能
- ・書類管理機能(図面サムネイル表示機能、3次元データ等表示機能、コンカレント支援機能を除く)
- ・工事書類等入出力・保管支援機能
- ・システム管理機能

②システムを使用する対象書類について

システムにより受発注者間で使用する対象書類は、受注者が監督職員に提出する工事帳票及び図面、工事写真や施工中の協議資料等とする。

なお、本システムを利用する紙媒体は別表1を基本とし、工事帳票の選定については、事前に監督職員と協議して決定すること。

③システムの処理について

本工事では、原則、提出書類等の処理(作成、提出、確認等)をシステムにて行うこと。

システム内の様式を使用し、作成及び提出等を行った工事帳票等については、別途紙に出力しての処理(提出等)は不要とする。

また、本システムを用いて処理された書類については、署名または、押印がなくても有効とする。

7. 検査について

書類確認は、契約書類などの紙書類とあわせ、原則、システムで処理した工事帳票や工事写真は電子データによる電子検査を実施する。

ただし、システムで処理した工事帳票等のうち、パソコン画面上での確認が必ずしも効率的でないについては、紙媒体に出力したもので検査を実施する。

8. システム利用料等について

基本機能要件についてシステムに係る費用（システムへの登録料及び使用料）は共通仮設費管理費）の率分に含まれる。

9. 情報管理

① ID・パスワード

工事情報の漏洩や改ざんなどを防止するため、システム利用者は、ID 及びパスワードを徹底しなければならない。

② 事故報告義務

受注者は、システムデータの漏洩、滅失、き損、その他の事故が発生した時又は発生しそれがあつたと知つたときは、直ちにその内容、程度、処理した事項、その他必要事項に監督職員に報告し、その指示に従わなければならない。

③ システム契約終了後の情報削除

受注者は、CD 等電子媒体にバックアップを行った上で、システム契約終了後、速やかにシステム内の電子データを削除し、その旨を監督職員に書面にて報告しなければならない。

10. 電子納品について

受注者は、「電子納品等運用ガイドライン【土木工事編】（平成 31 年 3 月国土交通省大臣官庁技術調査課）」に準じて電子成果品及び紙の成果品を作成及び納品しなければならない。その他については「国土交通省 CALS/EC 電子納品に関する要領・基準サイト」

(<http://www.cals-ed.go.jp/index.html>) において公開されている要領、基準、ガイドライン等用すること。

11. 調査等の協力について

受注者は、発注者からのシステムの運用に関するアンケート等の依頼について、協力する。

12. その他

その他、本仕様書に定めのない事項については、必要に応じて監督職員と協議して定めるもの。

(別表1)

港湾工事		情報共有システム入力	紙媒体での資料提出
1	施工計画書	—	○
2	建設発生土等処理関係書類	—	○
3	産業廃棄物関係書類	—	○
4	出来形管理報告書	—	○
5	品質管理報告書	—	○
6	材料納入関係資料	—	○
7	工事写真 (ダイジェスト含む)	○	○
8	安全訓練実施報告書	○	○
9	工事月報	○	○
10	休日・夜間施工届 実施報告書	○	○
11	再生資源利用促進計画書 実施書	○	○
12	建退共関係書類	—	○
13	現場発生品調書	—	○
14	工事打合せ書	—	○
15	休暇中の現場管理報告書	○	○
16	工事履行報告書	—	○

・情報共有システム入力の書類は、情報共有システムにより提出処理を行うこと。なお、データファイル形式については監督職員の指示に従うこと。

・情報共有システム入力の「工事写真」「休日・夜間施工実施報告書」の写真は、GPS機能を有したデジタルカメラで撮影するとともに、JPEG形式の写真データを情報共有システムにより提出処理を行うこと。

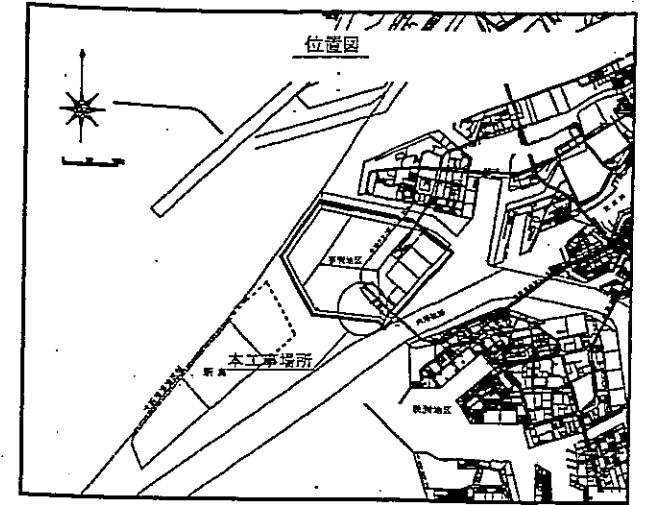
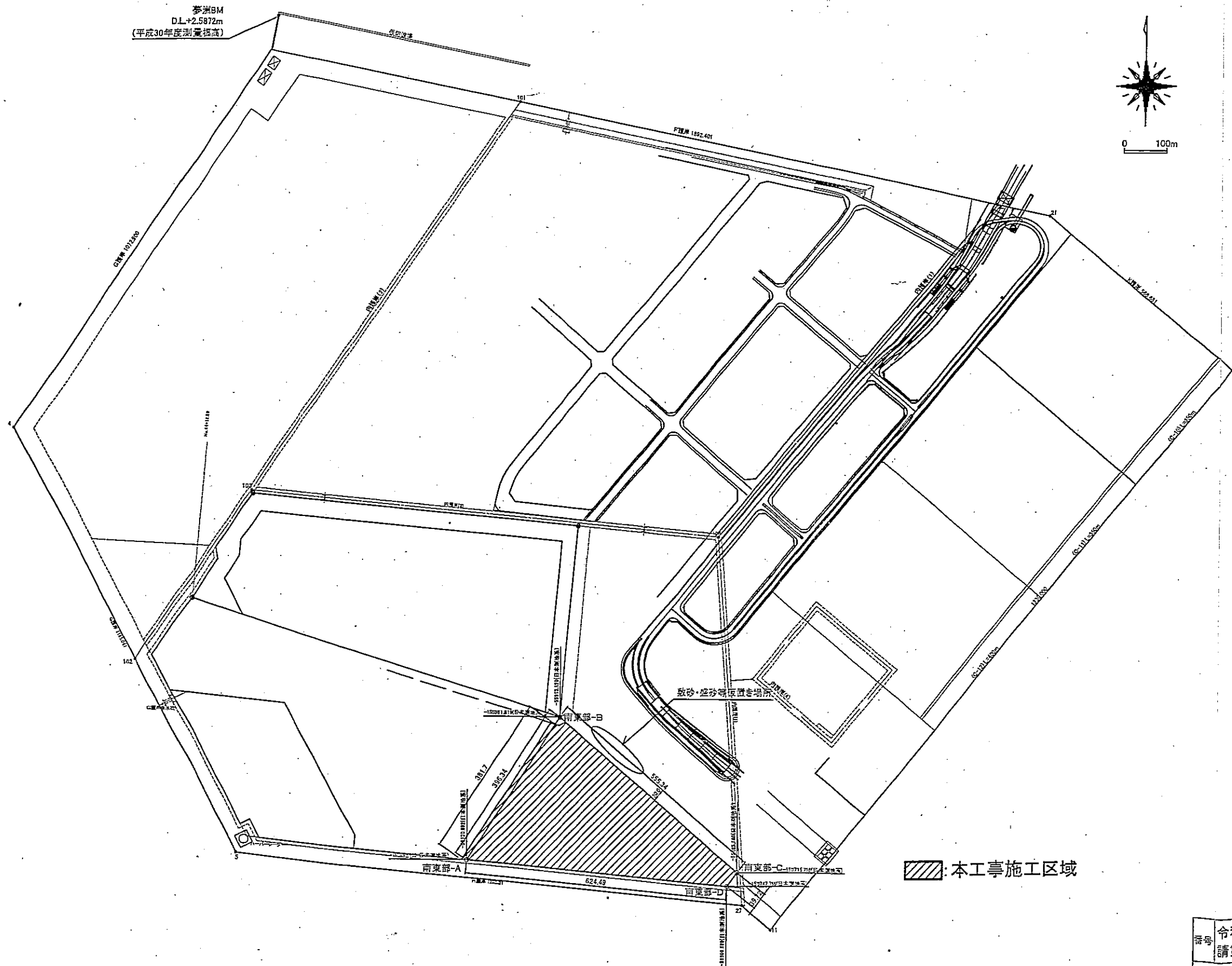
・情報共有システムにより提出処理を行う期限は、各種提出書類の提出期限と同じとする。

ただし、情報共有システムにより提出処理を行う「工事写真」のうち「使用材料写真」「品質管理写真」「出来形管理写真」、および「休日・夜間施工実施報告書」については、実施後、速やかに情報共有システムにより提出処理を行うこと。なお、監督職員が立会を行った場合の提出期限は、翌月の5日までとする。

・別表に該当しない書類は、監督職員と別途協議すること。

和3年度 請第8703号 夢洲2区(南東部)土地造成工事[地盤改良工]

全体平面図 S=1/10000



第6系座標値(日本測地系)

基点	X座標(合緯距)	Y座標(合経距)
4	-149,702.263	-57,216.392
5	-150,685.974	-56,671.112
11	-150,846.989	-55,404.385
20	-149,536.034	-54,322.074
21	-149,175.254	-54,759.070
22	-149,150.556	-54,885.628
27	-150,790.848	-55,472.386
101	-148,927.196	-56,030.183
102	-150,242.147	-56,917.129
103	-149,842.327	-56,647.446
104	-149,939.480	-55,536.958

南東部陸化 第6系座標値(日本測地系)

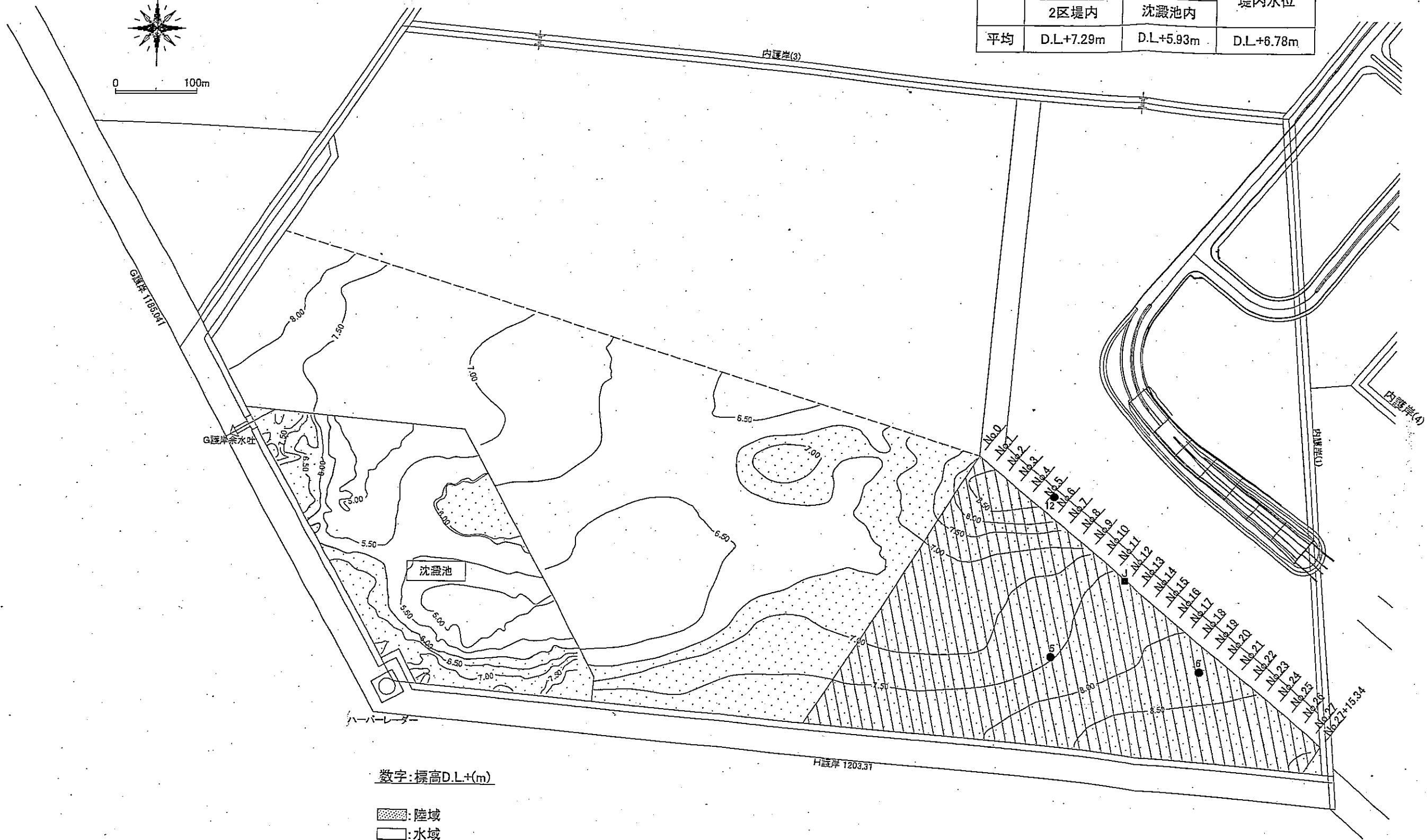
南東部-A	-150,693.105	-56,130.692
南東部-B	-150,361.819	-55,913.129
南東部-C	-150,715.716	-55,485.146
南東部-D	-150,747.766	-55,508.599

番号	令和3年度 請第8703号	名称	夢洲2区(南東部)土地造成工事[地盤改良工]		
全体平面図		第 13 葉之内 / 号			
令和 3 年 6 月	縮尺	1:10000	単位	m	
大阪港湾局計画整備部保全監視課(設計)					

現況図 S=1/5,000

観測日: 令和2年11月12,13,27,28日

	沈泥層天端		堤内水位
	2区堤内	沈澱池内	
平均	D.L.+7.29m	D.L.+5.93m	D.L.+6.78m



数字: 標高D.L.+(m)

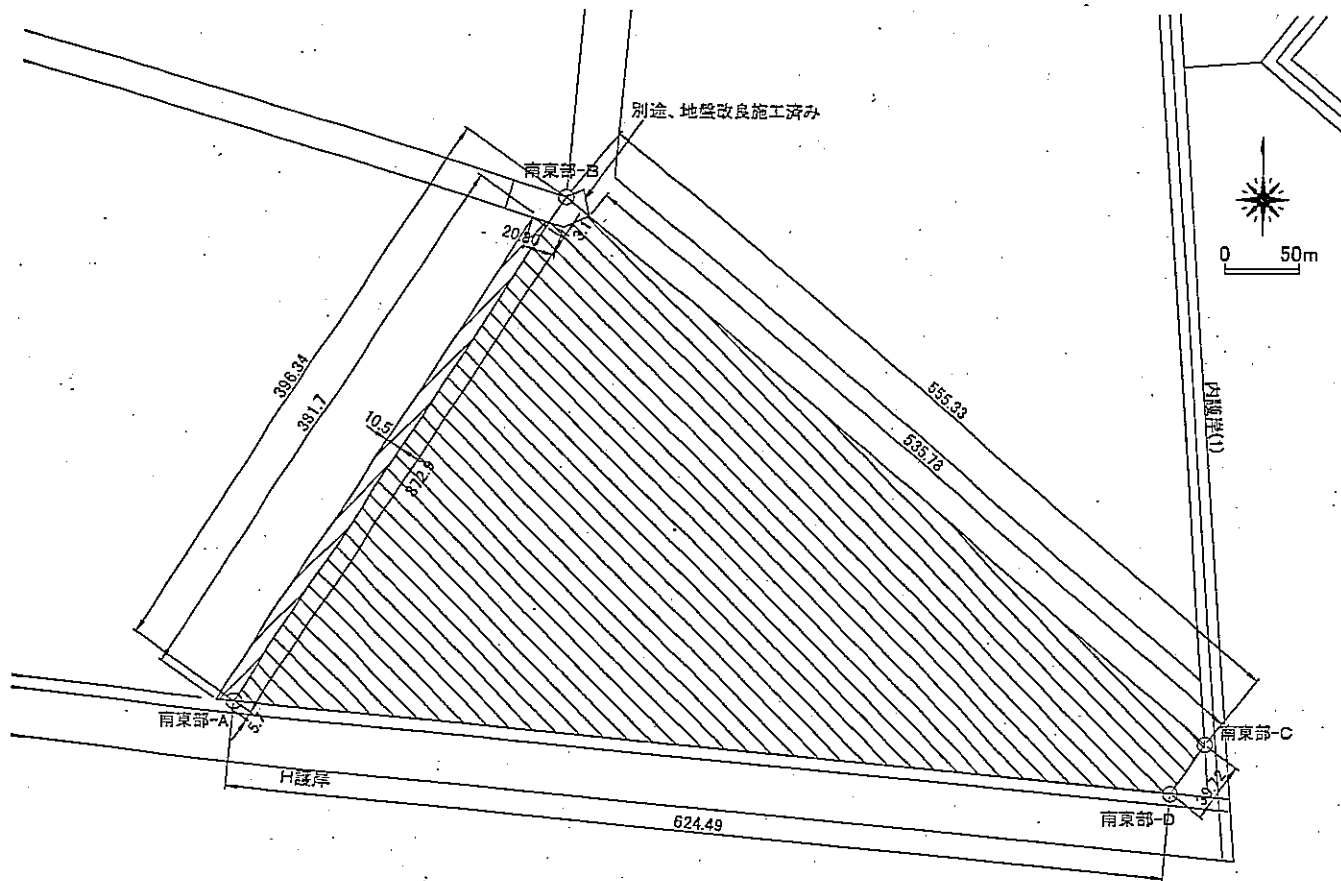
- 陸域
- 水域

- : 沈下観測台(J)
- : 揚水井戸(5,6,12)

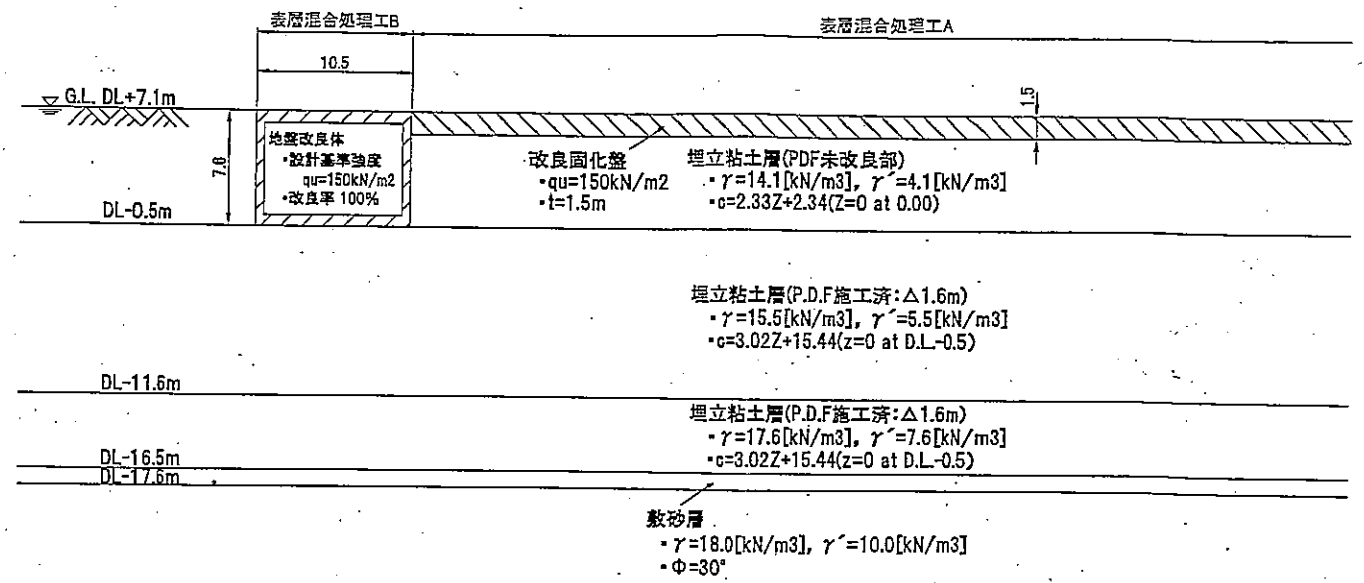
番号	令和3年度 請第8703号	名称	夢洲2区(南東部)土地造成工事[地盤改良工]
現況図		第 / 葉之内 号	
令和3年6月	縮尺	1:5000	単位 m
大阪港湾局計画整備部保全監理課(設計)			

表層混合処理工(平面図、断面図)

平面図
(S=1:5000)



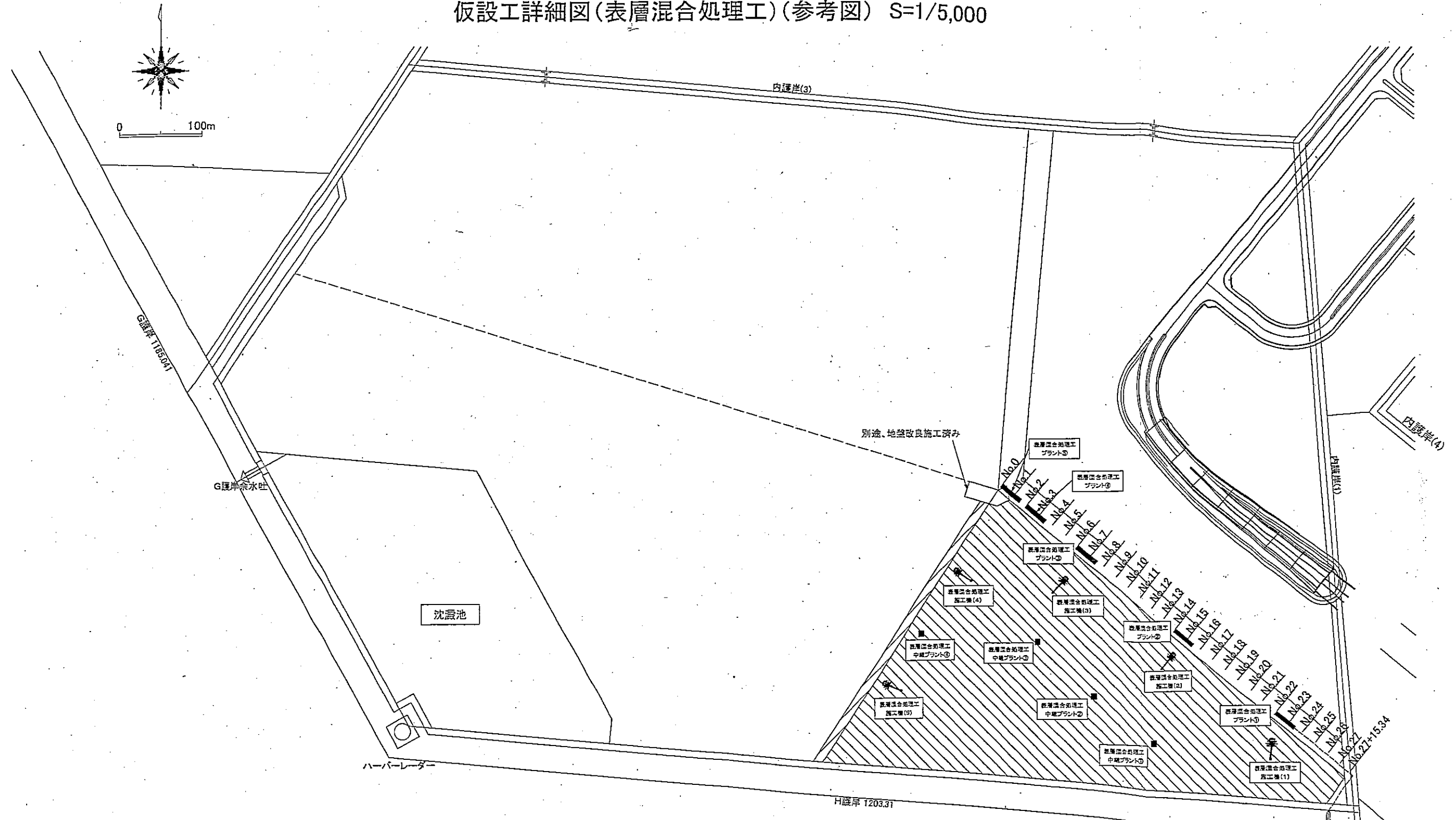
断面図
(S=1:500)



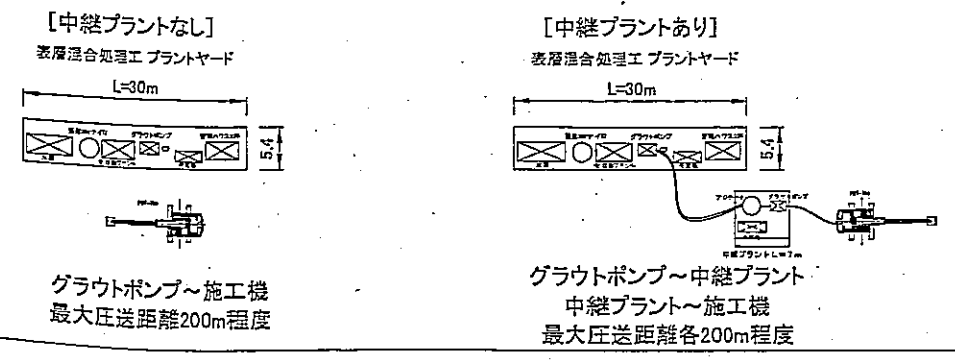
- :表層混合処理工A
- :表層混合処理工B

令和3年度 請第8703号	名称 夢洲2区(南東部)土地造成工事[地盤改良工]
表層混合処理工(平面図、断面図)	第 3 葉之内 3 号
令和 3 年 6 月	縮尺 図示 単位 m
大阪港湾局計画整備部保全監視課(設計)	

仮設工詳細図(表層混合処理工)(参考図) S=1/5,000



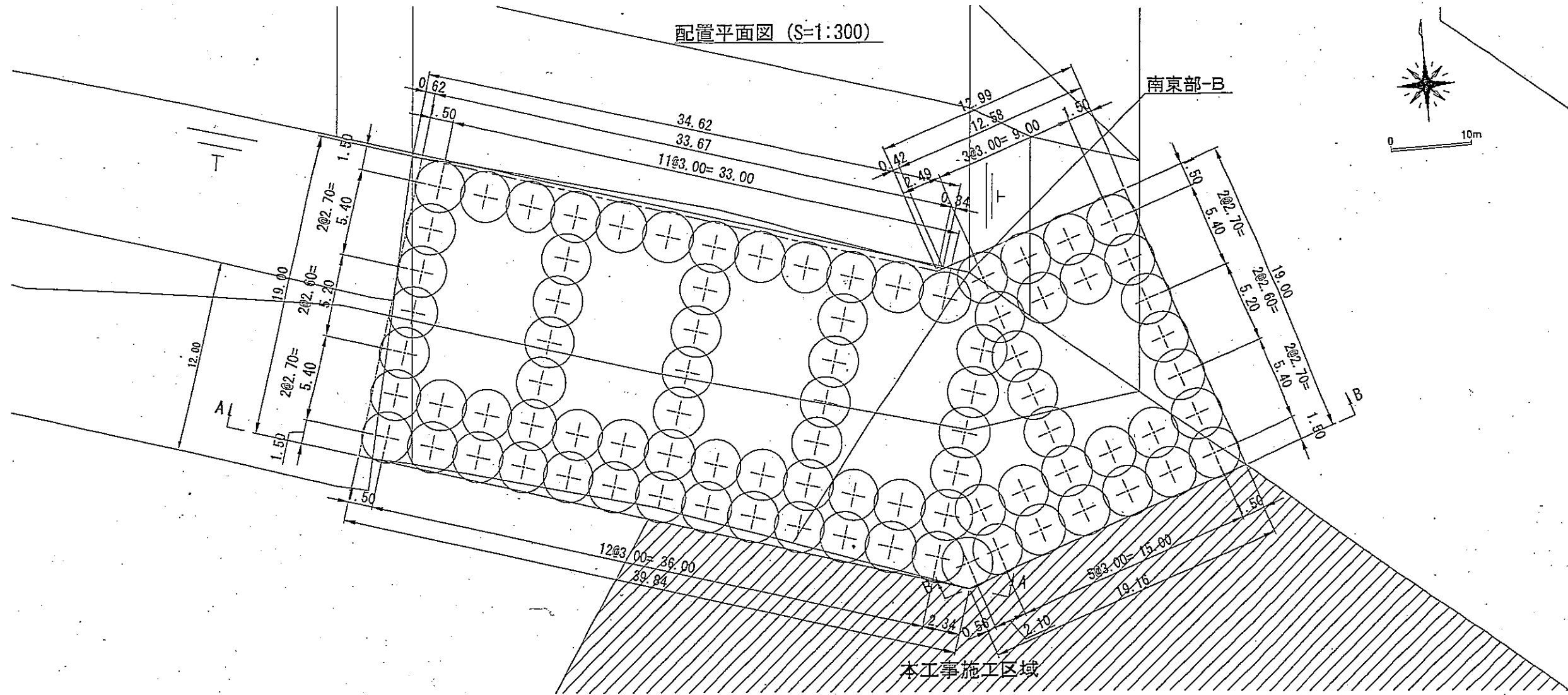
詳細機械配置図(参考)



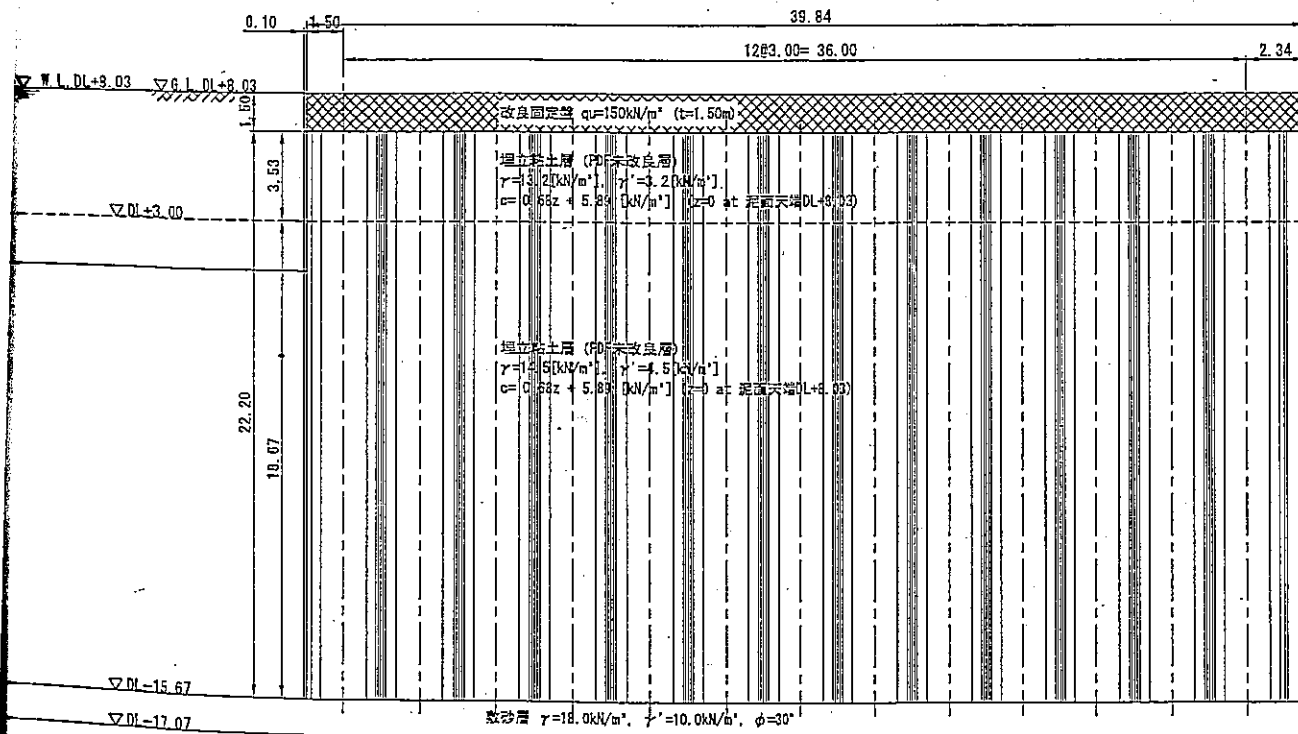
- 表層混合処理工A
- 表層混合処理工B

令和3年度 請第8703号	名称 夢洲2区(南東部)土地造成工事[地盤改良工]
仮設工詳細図(表層混合処理工)(参考図)	第10業之内4号
令和3年6月	縮尺 1:5000 単位 m
大阪港湾局計画整備部保全管理課(設計)	

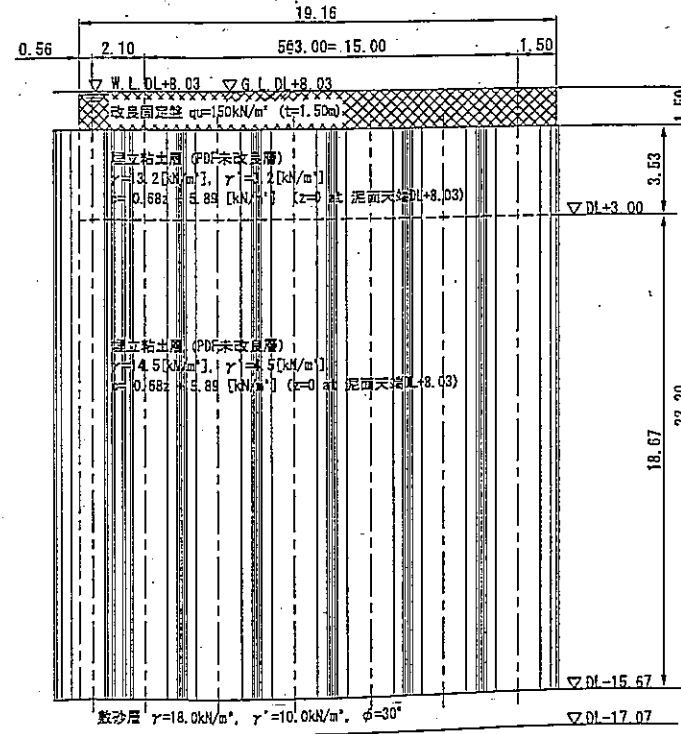
地盤改良施工済箇所図 (参考図)



断面図A-A (S=1:300)



断面図B-B (S=1:300)

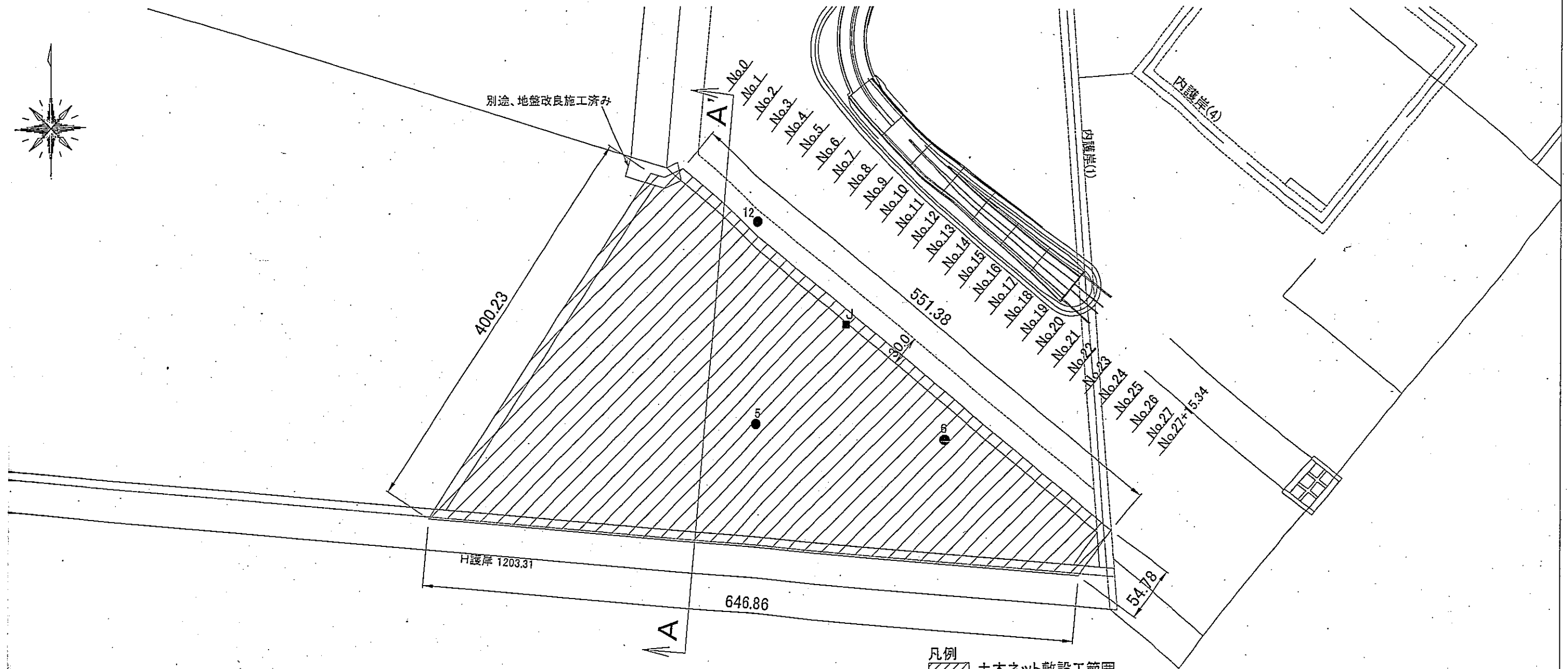
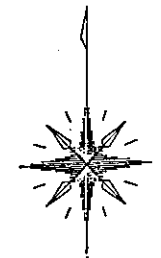


沖積層 (S.D.施工済: $\phi 400 \times \square 3.5 \text{m} \times 3.5 \text{m}$, DL-32.00m)
 $\gamma=18.6\text{kN/m}^3$, $\gamma'=6.6\text{kN/m}^3$
 $c=135.7+0.97z$ ($z=0$ at DL-14.40m)

沖積層 (S.D.施工済: $\phi 400 \times \square 3.5 \text{m} \times 3.5 \text{m}$, DL-32.00m)
 $\gamma=18.6\text{kN/m}^3$, $\gamma'=6.6\text{kN/m}^3$
 $c=135.7+0.97z$ ($z=0$ at DL-14.40m)

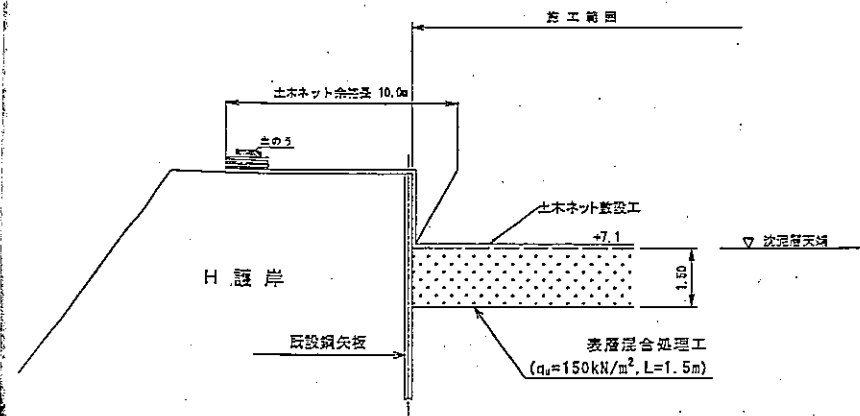
令和3年度 請第8703号	名番 夢洲2区(南東部)土地造成工事[地盤改良工]
地盤改良施工済箇所図 (参考図)	第 / 葉之内 / 号
令和 3 年 6 月	縮尺 1:300 単位 m
大阪港湾局計画整備部保全監視課(設計)	

土木ネット敷設工平面図 S=1/4000

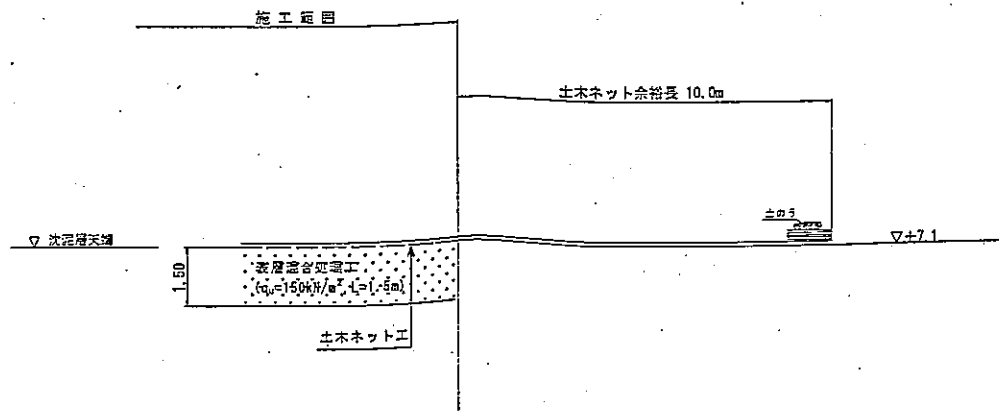


- 凡例
- 土木ネット敷設工範囲
 - : 沈下観測台(J) : 撤去
 - : 揚水井戸(5,6,12) : 撤去

土木ネット余裕長敷設詳細図 S=1/200
(参考図)

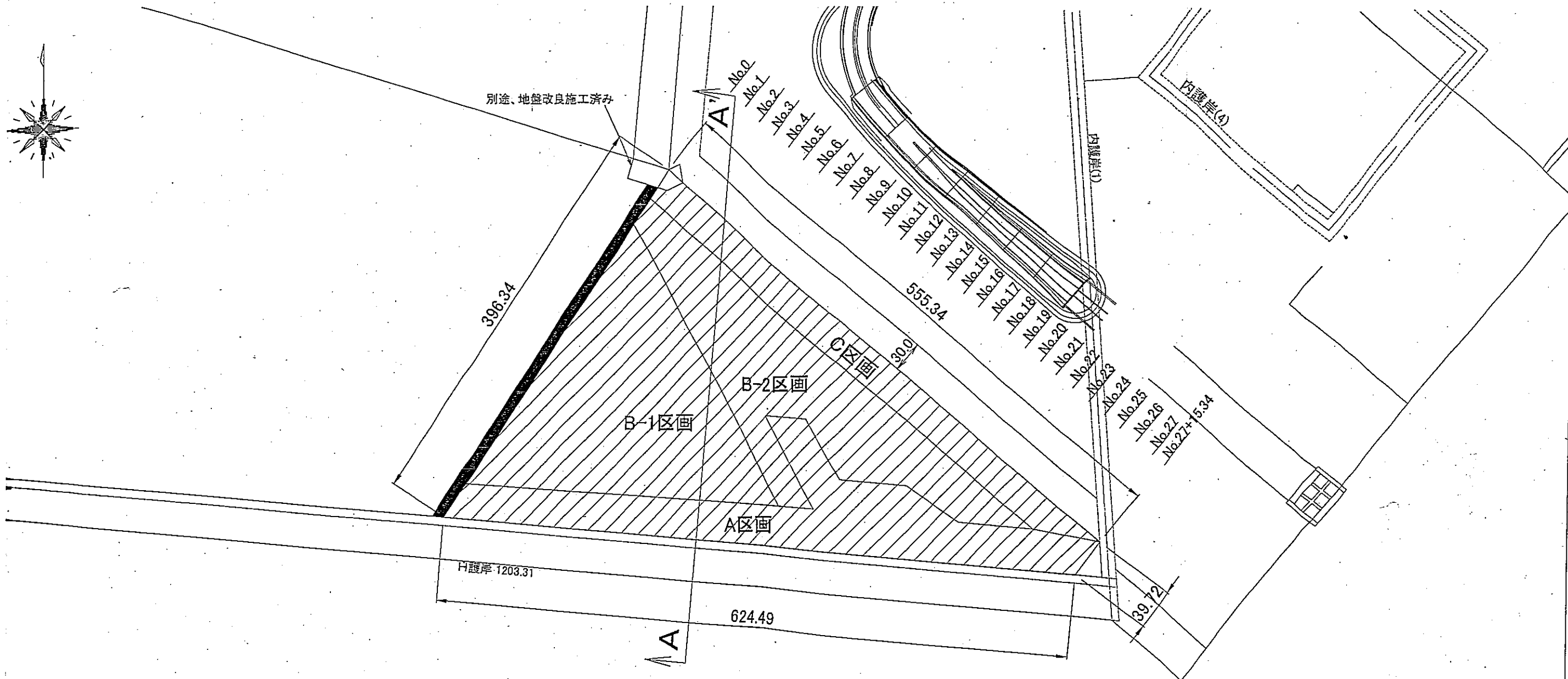
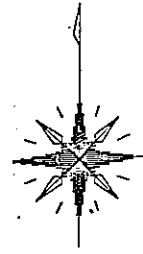


土木ネット余裕長敷設詳細図 S=1/200
(参考図)



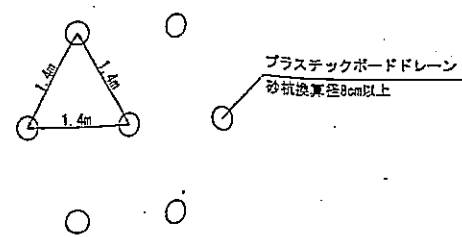
令和3年度 請第8703号	名称 夢洲2区(南東部)土地造成工事[地盤改良工]
土木ネット敷設工平面図	第13 業之内 6 号
令和 3 年 6 月	縮尺 1:4000 単位 m
大阪港湾局計画整備部保全監視課(設計)	

プラスチックボードドレーン工平面図 S=1/4000



凡例
 プラスチックボードドレーン工施工範囲

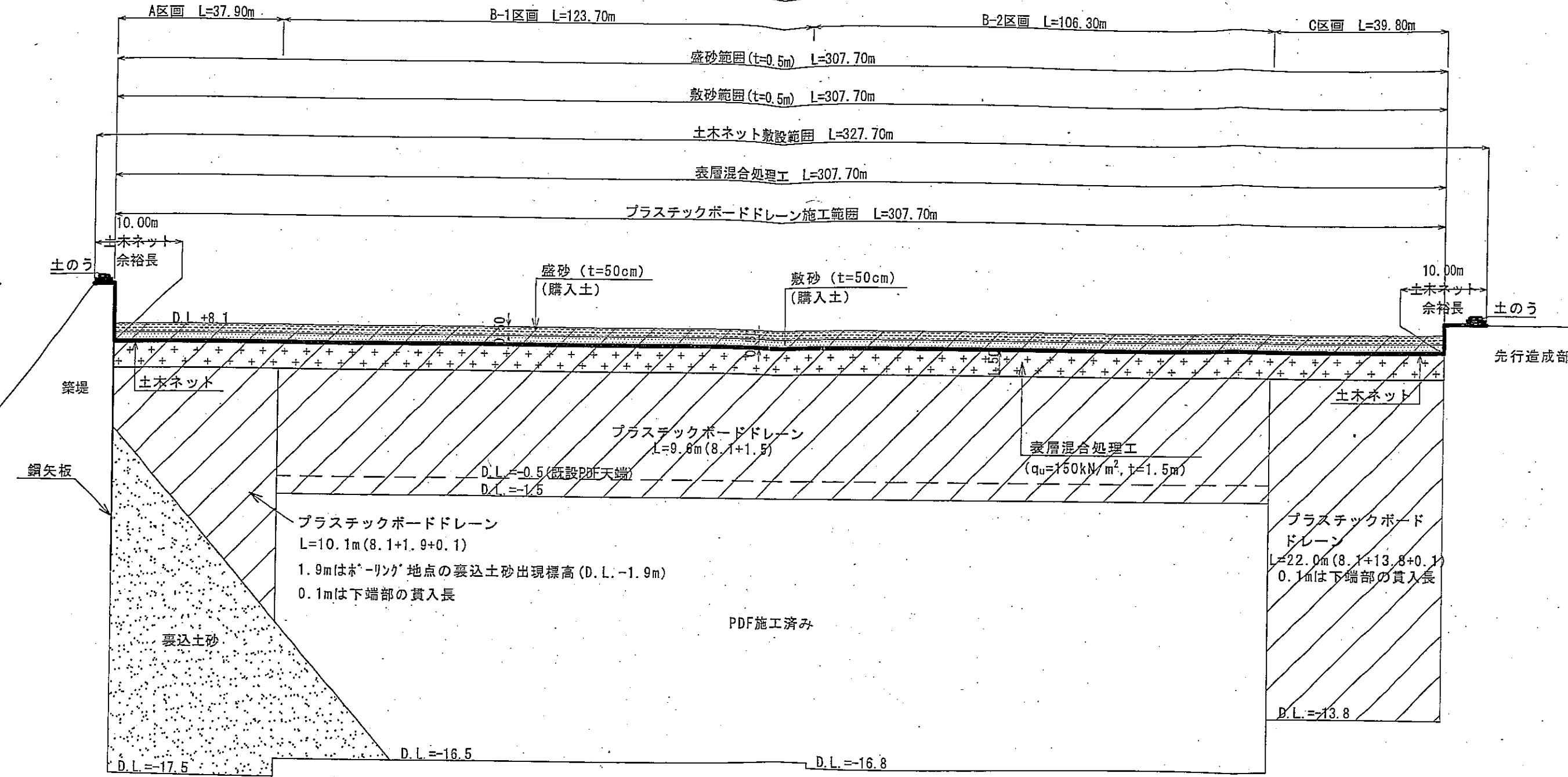
プラスチックボードドレーン打設ピッチ詳細図 S=1/100



番号	令和3年度 請第8703号	名称	夢洲2区(南東部)土地造成工事[地盤改良工]		
プラスチックボードドレーン工平面図		第	1	葉之内	7号
令和	3年	6月	縮尺	1:4000	単位 m
大阪港湾局計画整備部保全監理課(設計)					

標準断面図

A-A'断面図 SV=1/250, SH=1/1000

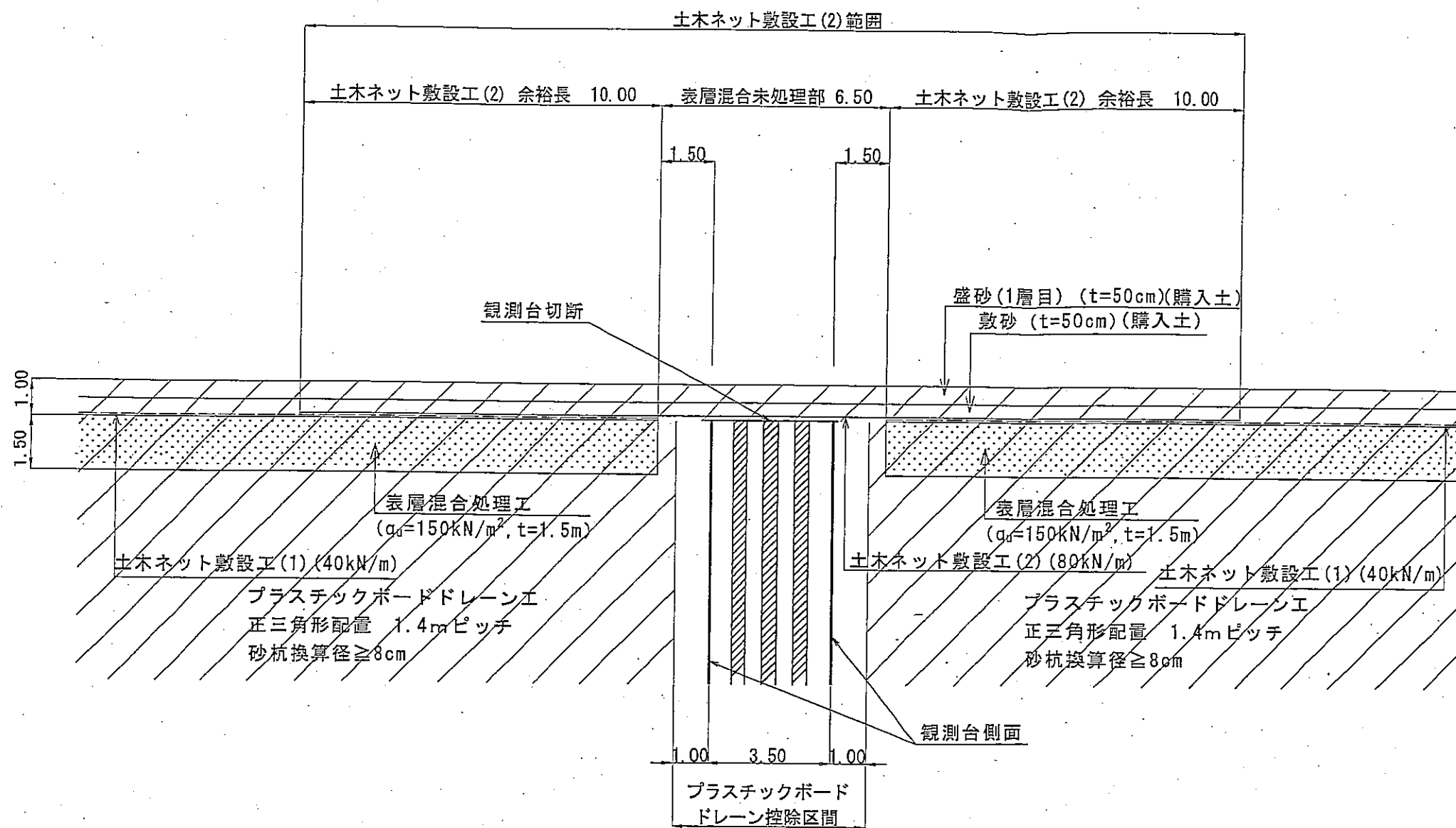


土質条件モデル(参考図)

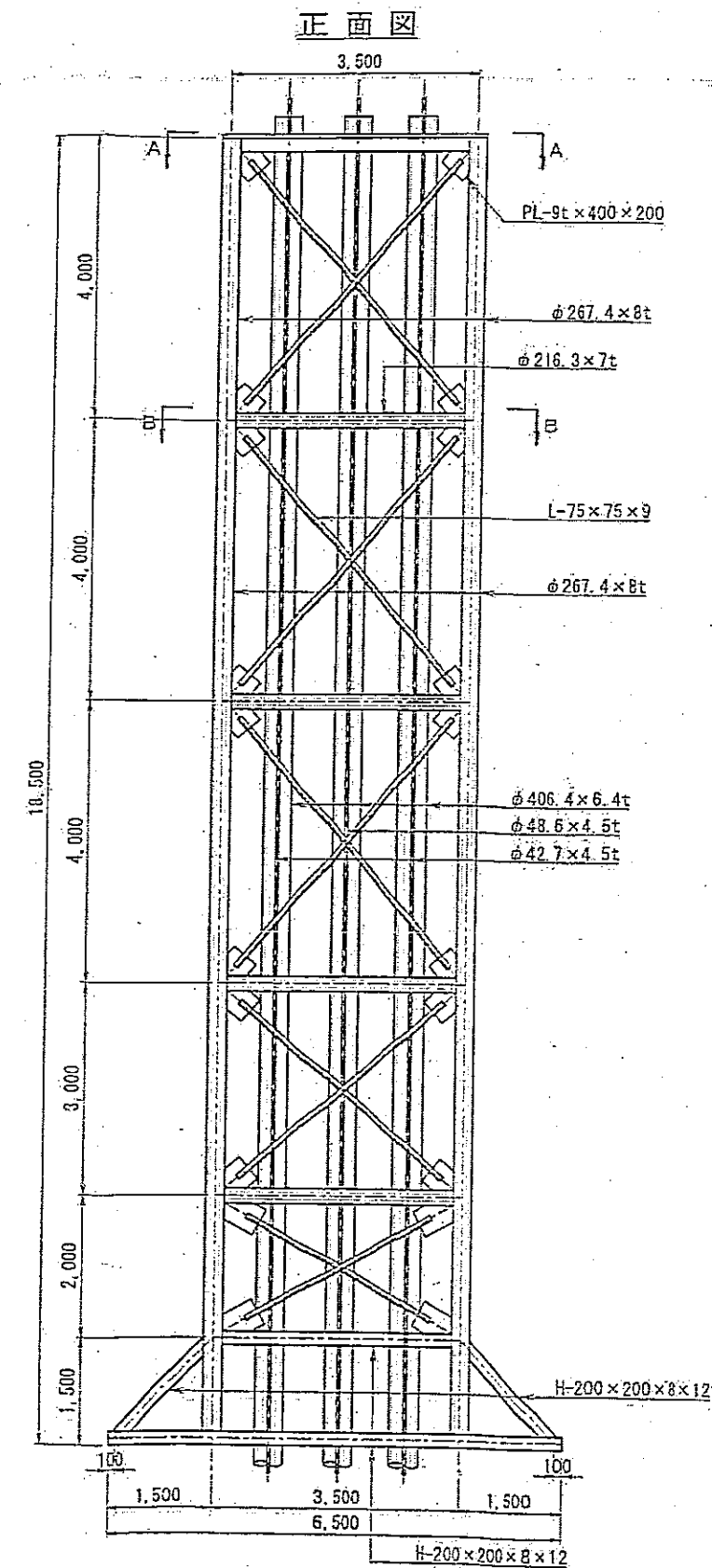
A区画	B-1区画	B-2区画	C区画
+7.1 $\gamma=14.9 \text{ kN/m}^3$ $\gamma'=4.9 \text{ kN/m}^3$ $C=2.32 \times 2.34 \text{ kN/m}^2$ (Z=0 at 表面天端) -1.2 $\gamma=15.5 \text{ kN/m}^3$ $\gamma'=5.5 \text{ kN/m}^3$ $C=2.32 \times 2.34 \text{ kN/m}^2$ (Z=0 at 表面天端) -13.8 $\gamma=18.0 \text{ kN/m}^3$ $\gamma'=10.0 \text{ kN/m}^3$ $\phi=30^\circ$ -14.9 $\gamma=18.5 \text{ kN/m}^3$ $\gamma'=5.5 \text{ kN/m}^3$ $C=97.53 \text{ kN/m}^2$ -32.0 $\gamma=18.5 \text{ kN/m}^3$ $\gamma'=5.5 \text{ kN/m}^3$ $C=97.53 \text{ kN/m}^2$ -40.9 洪積層	+7.1 $\gamma=14.1 \text{ kN/m}^3$ $\gamma'=4.1 \text{ kN/m}^3$ $C=1.732 \times 2.94 \text{ kN/m}^2$ (Z=0 at 表面天端) -0.5 $\gamma=15.5 \text{ kN/m}^3$ $\gamma'=5.5 \text{ kN/m}^3$ $C=2.32 \times 15.44 \text{ kN/m}^2$ (Z=0 at PDF天端) -11.5 $\gamma=17.5 \text{ kN/m}^3$ $\gamma'=7.5 \text{ kN/m}^3$ $C=2.32 \times 15.44 \text{ kN/m}^2$ (Z=0 at PDF天端) -15.5 $\gamma=18.0 \text{ kN/m}^3$ $\gamma'=10.0 \text{ kN/m}^3$ $\phi=30^\circ$ -17.5 $\gamma=18.0 \text{ kN/m}^3$ $\gamma'=10.0 \text{ kN/m}^3$ $\phi=30^\circ$ -32.0 $\gamma=18.5 \text{ kN/m}^3$ $\gamma'=5.5 \text{ kN/m}^3$ $C=97.53 \text{ kN/m}^2$ -40.9 洪積層	+7.1 $\gamma=14.3 \text{ kN/m}^3$ $\gamma'=4.3 \text{ kN/m}^3$ $C=1.732 \times 2.94 \text{ kN/m}^2$ (Z=0 at 表面天端) -0.5 $\gamma=17.1 \text{ kN/m}^3$ $\gamma'=5.5 \text{ kN/m}^3$ $C=2.32 \times 15.44 \text{ kN/m}^2$ (Z=0 at PDF天端) -10.3 $\gamma=18.0 \text{ kN/m}^3$ $\gamma'=7.5 \text{ kN/m}^3$ $C=2.32 \times 15.44 \text{ kN/m}^2$ (Z=0 at PDF天端) -15.3 $\gamma=18.0 \text{ kN/m}^3$ $\gamma'=10.0 \text{ kN/m}^3$ $\phi=30^\circ$ -17.3 $\gamma=18.0 \text{ kN/m}^3$ $\gamma'=10.0 \text{ kN/m}^3$ $\phi=30^\circ$ -32.0 $\gamma=18.5 \text{ kN/m}^3$ $\gamma'=5.5 \text{ kN/m}^3$ $C=97.53 \text{ kN/m}^2$ -40.9 洪積層	+7.1 $\gamma=14.7 \text{ kN/m}^3$ $\gamma'=4.7 \text{ kN/m}^3$ $C=2.32 \times 2.34 \text{ kN/m}^2$ (Z=0 at 表面天端) -1.9 $\gamma=18.0 \text{ kN/m}^3$ $\gamma'=10.0 \text{ kN/m}^3$ $\phi=30^\circ$ -12.7 $\gamma=18.0 \text{ kN/m}^3$ $\gamma'=10.0 \text{ kN/m}^3$ $\phi=30^\circ$ -17.5 $\gamma=18.0 \text{ kN/m}^3$ $\gamma'=10.0 \text{ kN/m}^3$ $\phi=30^\circ$ -32.0 $\gamma=18.5 \text{ kN/m}^3$ $\gamma'=5.5 \text{ kN/m}^3$ $C=97.53 \text{ kN/m}^2$ -40.9 洪積層

番号	令和3年度 請第8703号	名称	夢洲2区(南東部)土地造成工事[地盤改良工]
標準断面図		第13 葉之内 8 号	
令和3年6月	縮尺	図示	単位 m
大阪港湾局計画整備部保全監理課(設計)			

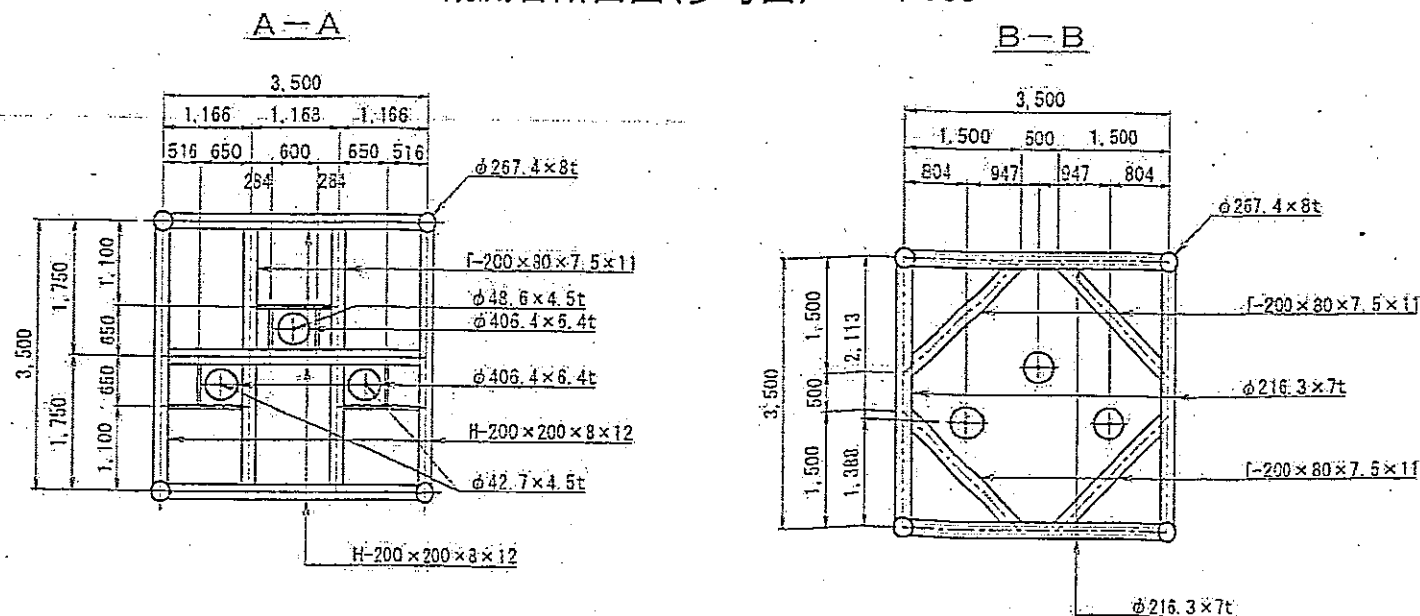
断面図 (観測台周辺部) S=1/150



観測台(参考図) S=1/100

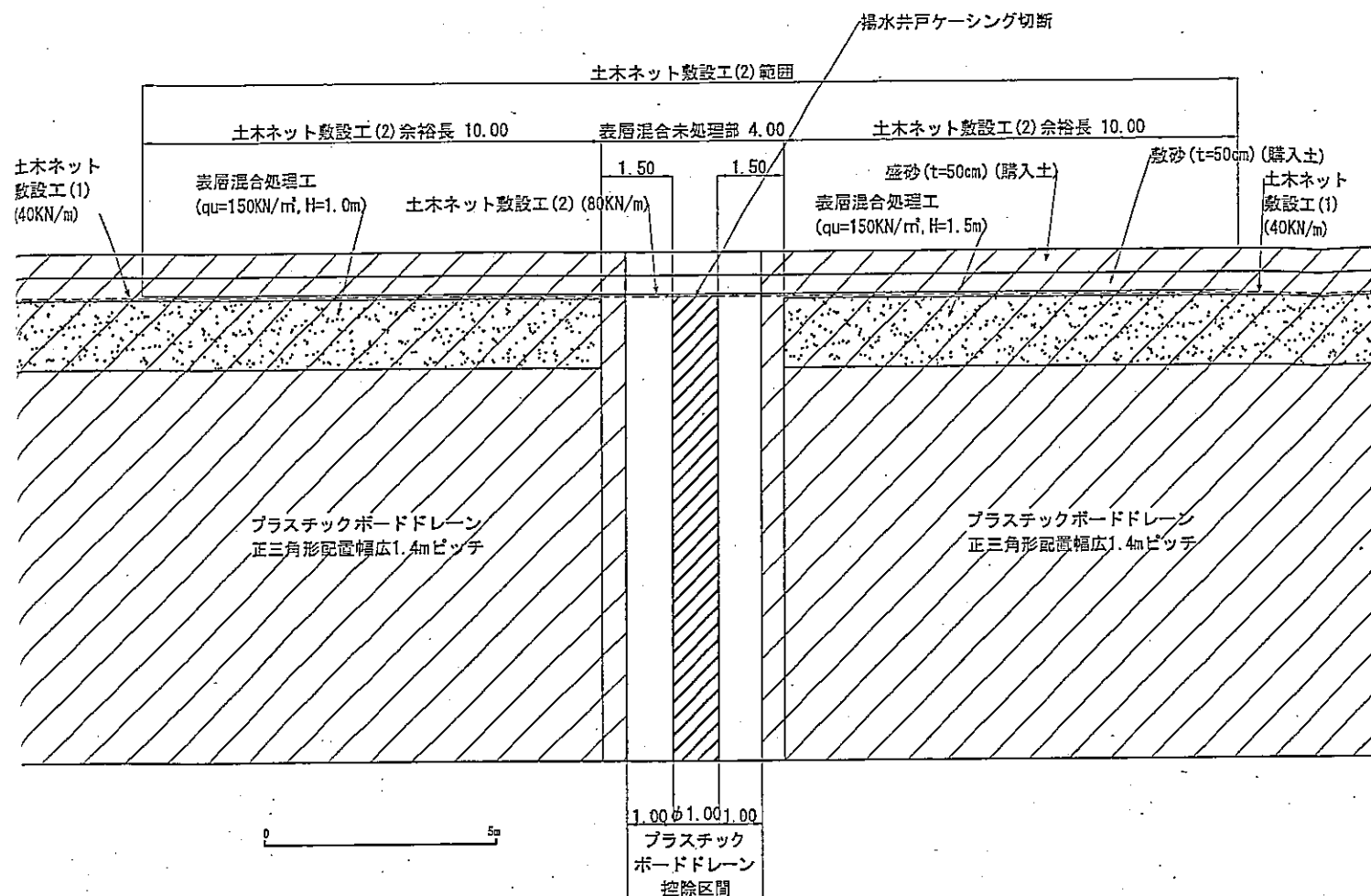


観測台断面図(参考図) S=1/100



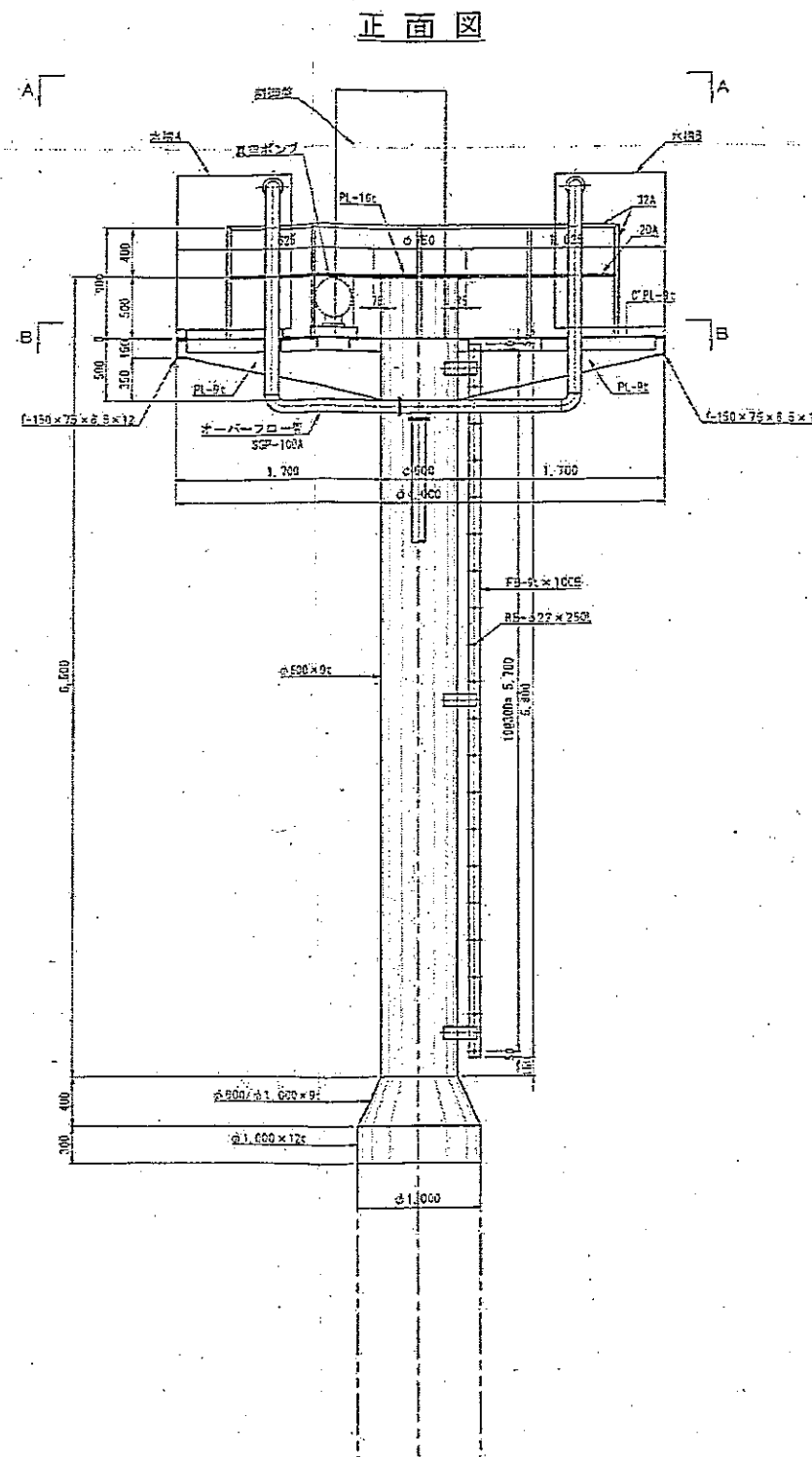
令和3年度 請第8703号	名称 夢洲2区(南東部)土地造成工事[地盤改良工]
断面図(観測台周辺部)	第13葉之内 9号
令和3年6月	縮尺 図示 単位 m, mm
大阪港湾局計画整備部保全監視課(設計)	

断面図 (揚水井戸周辺部) S=1/150

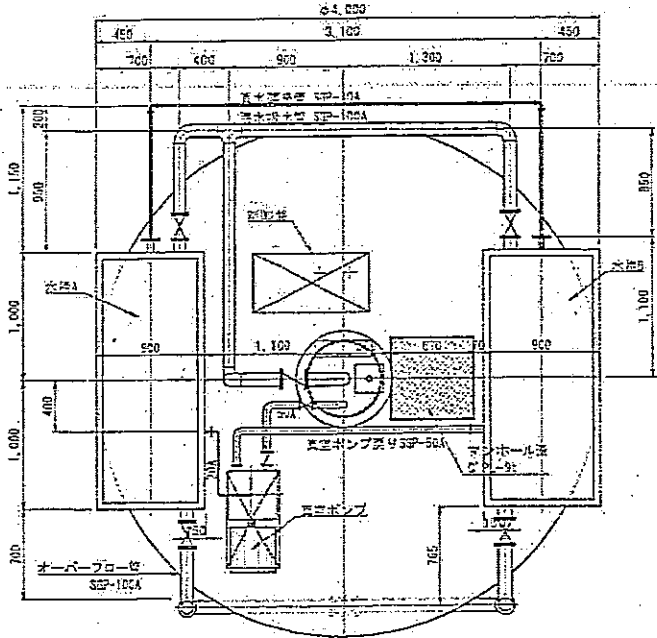


揚水井戸(参考図) S=1/60

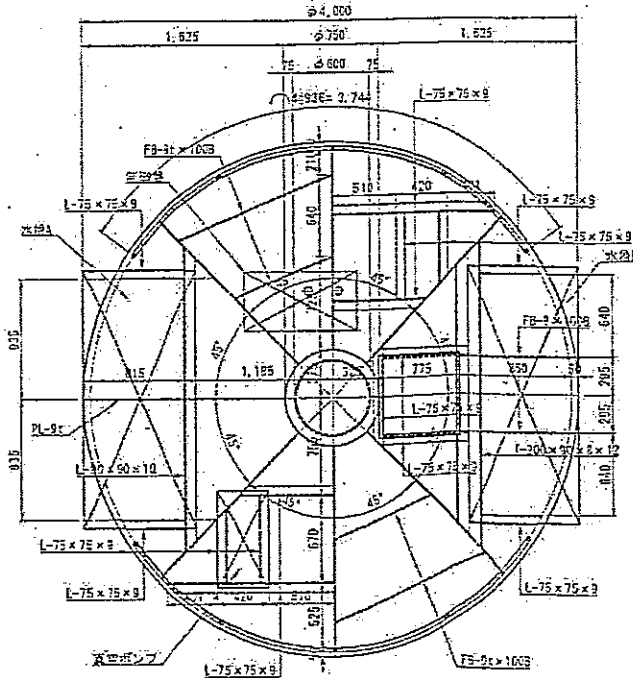
揚水井戸(参考図) S=1/60



平面図 A-A

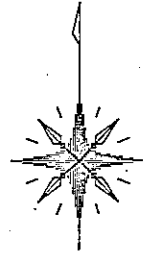


平面図 B-B

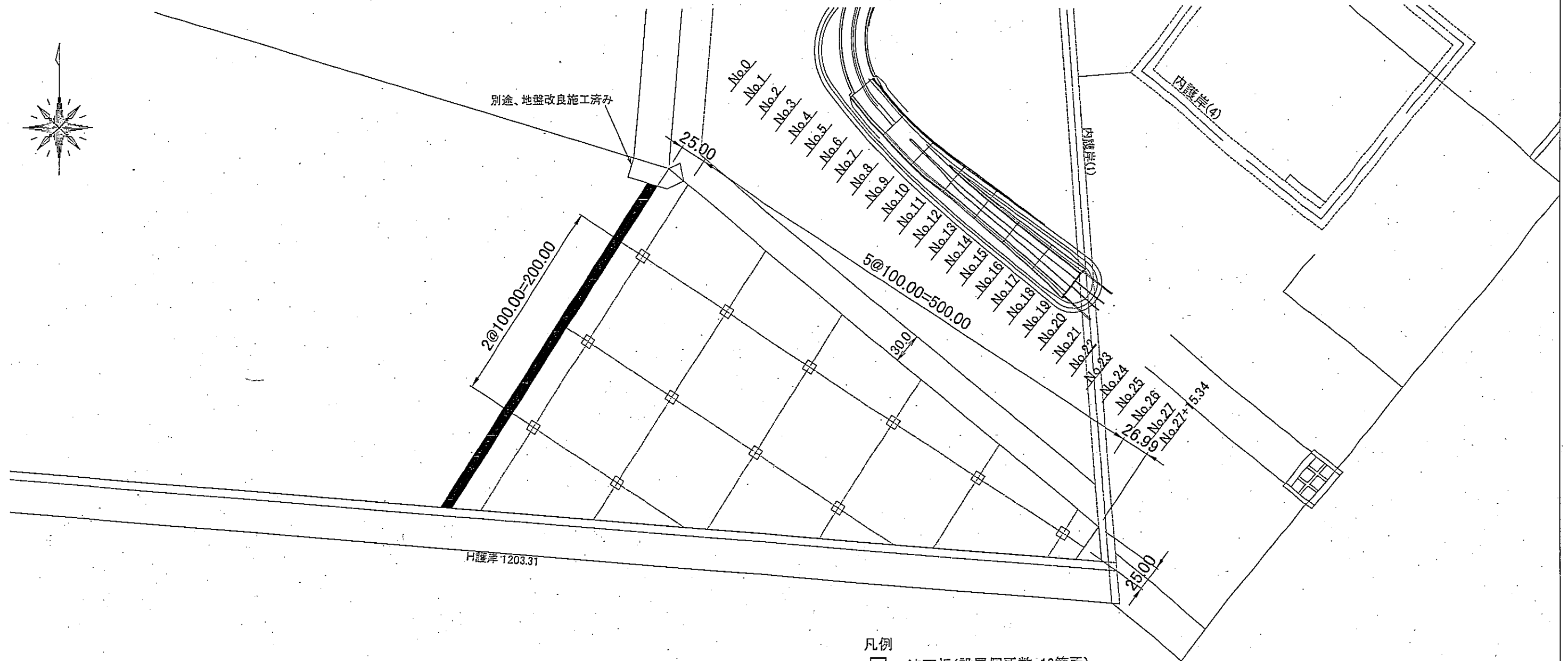


番号	令和3年度 請第8703号	名称	夢洲2区(南東部)土地造成工事[地盤改良工]
断面図(揚水井戸周辺部)		第13葉之内 10号	
令和3年6月	縮尺	図示	単位 m, mm
大阪港湾局計画整備部保全監理課(設計)			

沈下板設置図 S=1/4000



別途、地盤改良施工済み

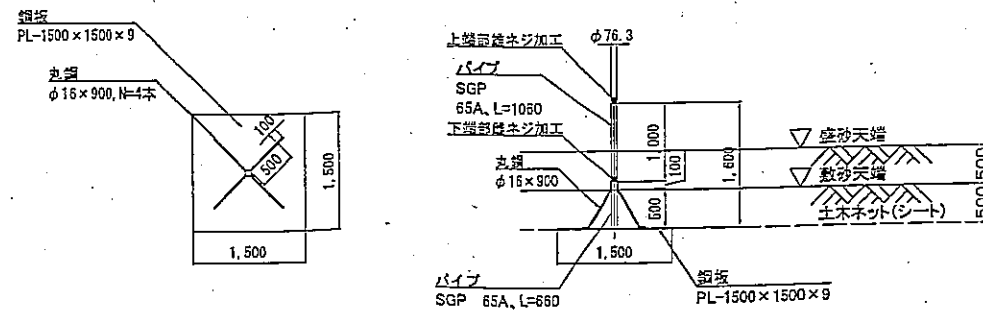


凡例
 沈下板(設置箇所数:12箇所)

質量表(1箇所当り)

種別	仕様	数量	単位重量	1本当り質量	質量	摘要
鋼板	PL-1500×1500×9	1	70.70kg/m ²	159.08kg/枚	159kg	
パイプ	SGP 65A×1060	1	7.47kg/m	7.92kg/本	8kg	
パイプ	SGP 65A×660	1	7.47kg/m	4.93kg/本	5kg	
丸鋼	φ16×900	4	1.58kg/m	1.42kg/本	6kg	
					178kg	

沈下板詳細図 S=1/100 (単位:mm)



図号	令和3年度 請第8703号	各等	夢洲2区(南東部)土地造成工事[地盤改良工]
沈下板設置図		第 / 葉之内 / / 号	
令和 3 年 6 月	縮尺 1:4000	単位	m
大阪港湾局計画整備部保全監理課(設計)			

調査工平面位置図(1)

平面図(参考図) S=1/8000

(1) 端部固化工処理部

調査: 2箇所、配合試験: 2箇所

深 度 (m)	ペー ン せん 断	掘 進 長 (m)	サン プ リ ン グ (シ ン ウ ォ ー ル)	物理試験				物理・化学試験				配合試験		
				粒 径 (フ ル イ + 比 率)	土 粒 子 の 密 度	含 水 比	湿 潤 密 度	液 性 限 界	塑 性 限 界	強 熱 減 量	P H	一 軸 圧 縮	六 面 ク ロ ム 溶 出	
0.0														
1.0	1		1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	
2.0	1		1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	
3.0	1		1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	
4.0	1		1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	
5.0	1		1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	
6.0	1		1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	
7.0	1		1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	
8.0	1		1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	
計	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	6
合計 (2箇所)	16	16	16	16	16	16	16	16	16	16	16	16	16	12

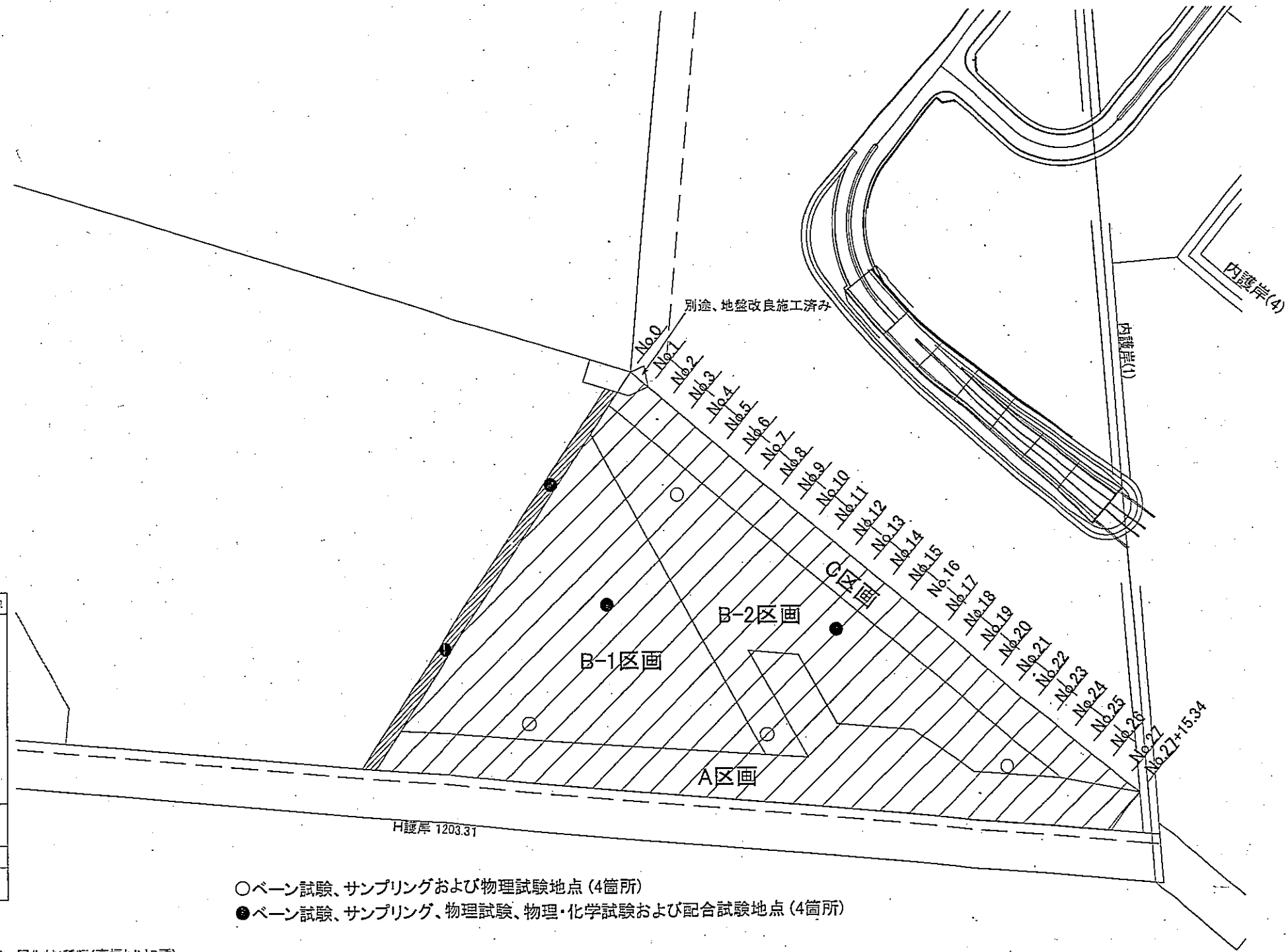
(2) 固化工

調査: 6箇所

深 度 (m)	ペー ン せん 断	掘 進 長 (m)	サン プ リ ン グ (シ ン ウ ォ ー ル)	物理試験			
				粒 径 (フ ル イ + 比 率)	土 粒 子 の 密 度	含 水 比	湿 潤 密 度
0.0							
1.0	1		1	1	1	1	1
2.0	1		1	1	1	1	1
計	2	2	2	2	2	2	2
合計 (2箇所)	12	12	12	12	12	12	12

配合試験: 2箇所

深 度 (m)	物理・化学試験				配合試験	
	液 性 限 界	塑 性 限 界	強 熱 減 量	P H	一 軸 圧 縮	六 面 ク ロ ム 溶 出
0.0						
1.0	1	1	1	1	1	6
2.0	1	1	1	1	1	6
計	2	2	2	2	2	12
合計 (2箇所)	4	4	4	4	4	24



- ペーン試験、サンプリングおよび物理試験地点 (4箇所)
- ペーン試験、サンプリング、物理試験、物理・化学試験および配合試験地点 (4箇所)

採取位置については均等となるよう計画し監督職員の承諾を得ること。

配合試験: 一軸圧縮試験: 添加量3種類×水セメント比1種類×材令2種類(7日, 28日)×固化工材1種類(高炉セメントB種)

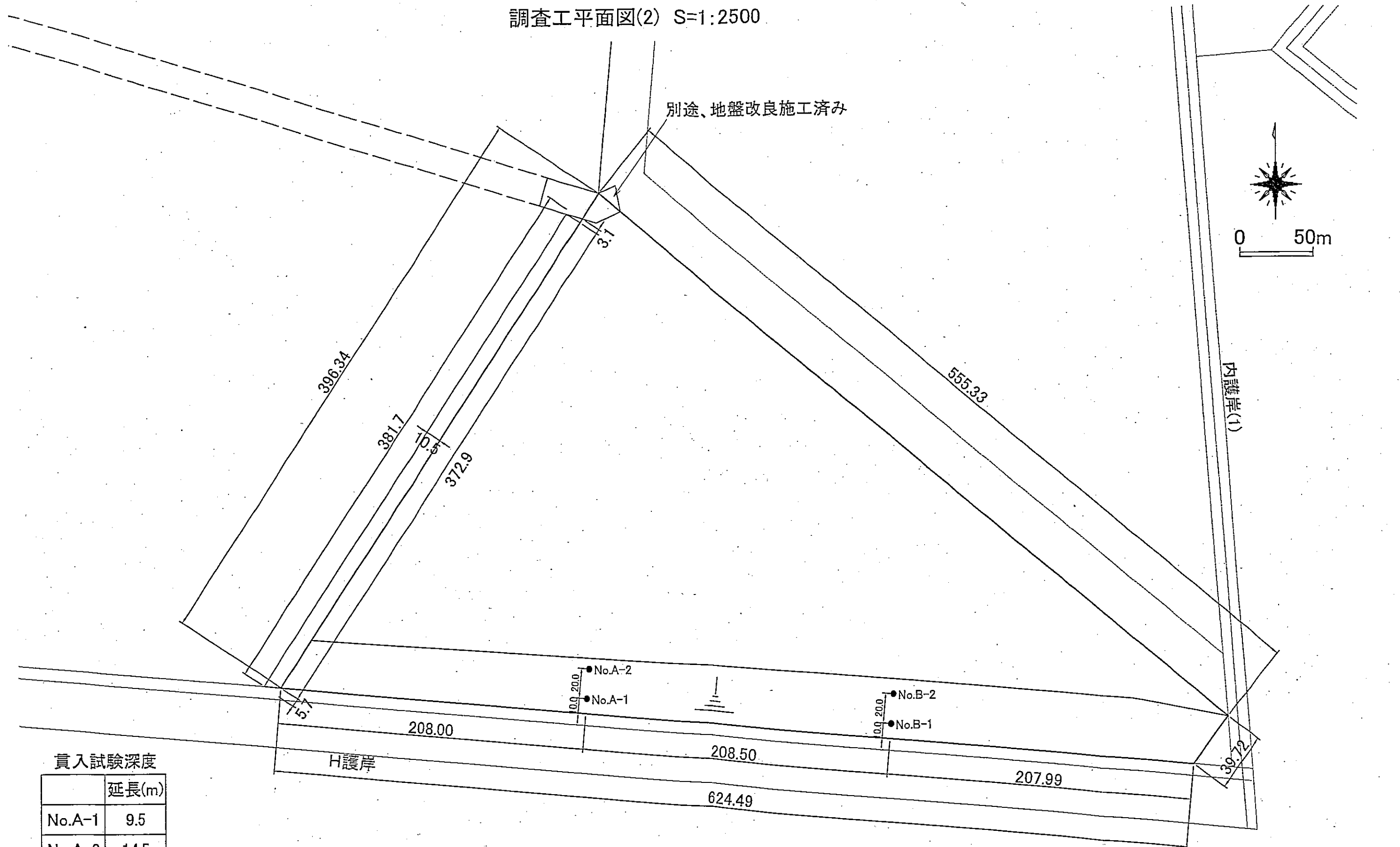
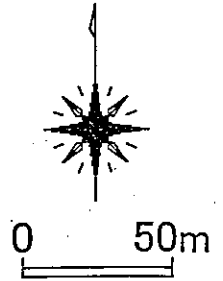
六面クロム溶出試験: 添加量1種類×水セメント比1種類×材令1種類(7日)

試験の採取状況によっては、試料数の変更を行うことがある。

番号	令和3年度 請第8703号	名称	夢洲2区(南東部)土地造成工事[地盤改良工]		
調査工平面位置図(1)		第 3 葉之内 / 2 号			
令和 3 年 6 月	縮尺	1:8000	単位	m	
大阪港湾局計画整備部保全監理課(設計)					

調査工平面図(2) S=1:2500

別途、地盤改良施工済み



貫入試験深度

	延長(m)
No.A-1	9.5
No.A-2	14.5
No.B-1	9.5
No.B-2	14.5
計	48.0

●: 電気式コーン貫入試験(4箇所)

番号	令和3年度 請第8703号	名称	夢洲2区(南東部)土地造成工事[地盤改良工]		
調査工平面図(2)		第 〇 葉之内 / 〇 号			
令和 3 年 6 月	縮尺	1:2500	単位	m	
大阪港湾局計画整備部保全監理課(設計)					

質 疑 ・ 回 答 書

質疑番号	質 疑 事 項	回 答
8703-00001	表層混合処理工土木ネット敷設工(2)について、土木ネット敷設工(2)観測台周辺部で使用するネット型シートの単価をご教示ください。	<ul style="list-style-type: none"> ・単価は公表しておりません。
8703-00002	敷砂工材料費(1)について、材料割増30%を含むとは、購入数量は60,400m ³ ×1.3=78,520m ³ でよろしいですか。ご教示ください	<ul style="list-style-type: none"> ・購入数量については、現場状況を勘案し、適切に設定して下さい。
8703-00003	盛砂工材料費(2)について、材料割増30%を含むとは、購入数量は60,100m ³ ×1.3=78,130m ³ でよろしいですか。ご教示ください。	<ul style="list-style-type: none"> ・8703-00002を参照願います。
8703-00004	盛砂工土砂等運搬(2-2)について、土砂等運搬(2-2)の能力は公表されていません。土砂等運搬(1-2)と同じ能力ですか。ご教示ください。そうでない場合は、運搬能力をご教示ください。	<ul style="list-style-type: none"> ・土砂等運搬(2-2)は「国土交通省土木工事積算基準書（令和2年度）」に基づき積算しています。なお、仕様書に記載されている盛砂に使用する施工機械は4tキャリアダンプトラックではなく、4tダンプトラックが正しいです。詳細については、大阪市電子調達システムの「入札案件の中止・公告内容の修正などに関するお知らせ」（工事請負）をご確認ください。
8703-00005	撤去工除草運搬処分について、処分費は計上しているのですか。ご教示ください。処分費を計上している場合は、処分数量をご教示ください。	<ul style="list-style-type: none"> ・撤去工除草運搬処分について、処分費を計上しております。処分数量は現場状況を勘案し適切に設定して下さい。

請求番号 令和3年度 請第8703号 (11枚の内2枚目)

工事名称 夢洲2区(南東部)土地造成工事 [地盤改良工]

工事場所 夢洲2区南東部

質疑・回答書

質疑番号	質疑事項	回答
8703-00006	共通仮設費 運搬費建設機械器具等運搬(1)について、バックホウの運搬数量をご教示ください。	・運搬数量については、現場状況を勘案し、適切に設定して下さい。
8703-00007	共通仮設費 運搬費建設機械器具等運搬(2)について、プラスチックボードドレーン打設機の運搬数量をご教示ください。	・8703-00006を参照願います。
8703-00008	共通仮設費 運搬費建設機械器具等運搬(3)について、表層混合処理工(A)施工機の運搬数量をご教示ください。	・8703-00006を参照願います。
8703-00009	共通仮設費 運搬費建設機械器具等運搬(4)について、表層混合処理工(B)施工機の運搬数量をご教示ください。	・8703-00006を参照願います。
8703-00010	共通仮設費 準備費仮設材運搬について、仮設材の運搬は、敷き鉄板のみでしょうか。敷鉄板の数量は、敷鉄板設置撤去(1)と(2)の合計ですか。ご教示ください。	・共通仮設費 準備費仮設材運搬について、仮設材の運搬は、敷き鉄板のみとしております。敷鉄板の数量は、敷鉄板設置撤去(1)と(2)の合計値としております。
8703-00011	共通仮設費 安全費について、安全監視船の配備日数をご教示ください。	・安全監視船の配備日数は、J 護岸からの揚土にかかる日数としております。日数については現場状況を勘案し、適切に設定して下さい。

質 疑 事 項

質疑番号	質 疑 事 項	回 答
8703-00012	共通仮設費 技術管理費鳥類等保全対策(2)について、第80号代価表の普通作業員の数量が1人となっていますが、摘要欄に製作設置費2人×3日と記載があります。普通作業員の数量は1人ですかそれとも6人ですか。ご教示ください。	<ul style="list-style-type: none"> ・普通作業員の1人が正しいです。なお、詳細については、大阪市電子調達システムの「入札案件の中止・公告内容の修正などに関するお知らせ」(工事請負)をご確認ください。
8703-00013	プラスチックボードドレーン工について、観測台周辺部、揚水井戸周辺部のプラスチックボードドレーン-控除区間(控除本数)は、第1-4号明細書にある数量(本数)に含まれているかご教示ください。	<ul style="list-style-type: none"> ・観測台周辺部、揚水井戸周辺部のプラスチックボードドレーンは控除しておりません。なお、現地状況等により、変更の必要性が生じた場合は、設計変更協議の対象とします。
8703-00014	プラスチックボードドレーン工について、特記仕様書4-(5)の表中にある区画、B-1、B-2の違いをご教示ください。	<ul style="list-style-type: none"> ・設計上の土質条件が異なります。発注図面の「第13葉之内8号」の土質条件モデル(参考図)を参照ください。
8703-00015	プラスチックボードドレーン工について、表層固化部が買入不可能の場合、他工法への変更等は設計変更の対象になるのでしょうか。ご教示ください。	<ul style="list-style-type: none"> ・現地状況等により、変更の必要性が生じた場合は、設計変更協議の対象とします。
8703-00016	プラスチックボードドレーン工について、表層混合処理工の限界貫入強度(一軸圧縮強度)は、どの程度を想定されていますかご教示ください。	<ul style="list-style-type: none"> ・表層混合処理工の設計基準強度は、一軸圧縮強度 $qu=150\text{KN/m}^2$ を想定しております。
8703-00017	撤去工除草運搬処分について、除草工における、機械の仕様についてご教示ください。	<ul style="list-style-type: none"> ・除草工における機械の仕様は、「国土交通省土木工事積算基準(令和2年度)」に基づき積算しています。なお、機械の仕様については現場状況を勘案し、適切に設定して下さい。

請求番号 令和3年度 請第8703号

工事名称 夢洲2区 (南東部) 土地造成工事 [地盤改良工]

工事場所 夢洲2区南東部

質 疑 ・ 回 答 書

質疑番号	質 疑 事 項	回 答
8703-00018	共通仮設費について、技術管理費ボーリングにおいて陸上施工の積算となっておりますが、実施が困難で海上施工となる場合は、設計変更の対象となるのでしょうか。ご教示ください。	・現地状況等により、変更の必要性が生じた場合は、設計変更協議の対象とします。
8703-00019	全体について、受注後、設計変更により新工種が生じた場合、設計変更額に落札率は掛けられますかご教示ください。	・ご質疑のとおりです。
8703-00020	全体について、カワツルモの生息により工程、施工エリアなど工事に影響を及ぼさないものとしてよいですか。ご教示ください。	・現時点では本工事への影響は想定してません。なお、対応が必要となる場合は影響する可能性があります。
8703-00021	本工事の工事エリアには大量の雑草が生えていますが、表層混合処理工に先立つこれらの雑草処理をどのようにお考えでしょうか。また、伐採、除根処理等が必要な場合、その費用については設計変更の対象と考えてよろしいでしょうか。ご教示願います。	・現地状況等により、変更の必要性が生じた場合は、設計変更協議の対象とします。
8703-00022	使用機械(PDB打設機、表層混合処理機械)の想定されている台数をご教示願います。	・8703-00007、8703-00008、8703-00009を参照願います。
8703-00023-1	(1) 積算基準関係資料(p.54) 第79号代価表 カラス鳴き声車 ・鳥類等保全対策(1) カラス鳴き声車のカラススピーカー賃料をご教示ください。	・(1) 積算基準関係資料(p.54) 第79号代価表 カラス鳴き声車 鳥類等保全対策(1) カラス鳴き声車のカラススピーカー賃料は公表しておりません。

質 疑 事 項 ・ 回 答 書

質疑番号	質 疑 事 項	回 答
8703-00023-2	<p>(2) 積算基準関係資料(p.55) 第80号代価表 カラス模型 吹流し設置費</p> <p>・鳥類等保全対策(2) カラス模型・吹流し設置費のカラス模型とマグネットフックの単価は公表しておりません。また、同代価表の作業員人数については、8703-00012を参照願います。</p>	<p>・材料費は物価資料を採用しております。なお、詳細については、大阪市電子調達システムの「入札案件の中止・公告内容の修正などに関するお知らせ」(工事請負)をご確認ください。</p>
8703-00023-3	<p>(3) 積算基準関係資料(p.26) 第27号代価表 仮設工</p> <p>・平鋼(溶接用)[幅50mm×厚さ6mm、加工(切断)費含む]の単価は、いずれの単価を採用されているのでしょうか。ご教示ください。</p>	<p>・代価表50号の諸雑費率は21%で設定しております。なお、詳細については、大阪市電子調達システムの「入札案件の中止・公告内容の修正などに関するお知らせ」(工事請負)をご確認ください。</p>
8703-00023-4	<p>(4) 積算基準関係資料(p.33) 第50号代価表 施工費</p> <p>・諸雑費が1式で計上されていますが、第49号代価表では、摘要に39%の記載があります。代価表50号の場合も39%と考えてよろしいのでしょうか。39%でない場合は想定されている諸雑費率をご教示ください。ご教示ください。</p>	<p>・ご質疑のとおりです。</p>
8703-00023-5	<p>(5) 積算基準関係資料(p.34) 第51号代価表 ポンプ運転</p> <p>・工事中水中心ターボポンプ[普通型]は、賃料で計上されていると考えてよろしいのでしょうか。ご教示ください。</p>	<p>・(6) 積算基準関係資料(p.50, 51) 第64号代価表 敷鉄板設置、第65号代価表 敷鉄板撤去は、「国土交通省土木工事積算基準書(令和2年度)」に基づき積算していただきます。</p>
8703-00023-6	<p>(6) 積算基準関係資料(p.50, 51) 第64号代価表 敷鉄板設置、第65号代価表 敷鉄板撤去</p> <p>・代価表中の諸雑費1式とありませんが、1%を計上されているのでしょうか。ご教示ください。</p>	<p>・(6) 積算基準関係資料(p.50, 51) 第64号代価表 敷鉄板設置、第65号代価表 敷鉄板撤去は、「国土交通省土木工事積算基準書(令和2年度)」に基づき積算していただきます。</p>

請求番号 令和3年度 請第8703号 (11枚の内6枚目)

工事名称 夢洲2区(南東部)土地造成工事[地盤改良工]

工事場所 夢洲2区南東部

質 疑 ・ 回 答 書

質疑番号	質 疑 事 項	回 答
8703-00023-7	<p>(7) 積算基準関係資料(p.11) 共通仮設費 運搬費</p> <ul style="list-style-type: none"> ・バックホウ系山積1.4m3以下の運搬回数をご教示ください。 ・ペーパードレーン打設機60t以下の運搬回数をご教示ください。 ・表層混合処理工(A) 施工機の運搬回数をご教示ください。 ・表層混合処理工(B) 施工機の運搬回数をご教示ください。 	<p>・8703-00006、8703-00007、8703-00008、8703-00009を参照願います。</p>
8703-00023-8	<p>(8) 積算基準関係資料(p.11) 共通仮設費 安全費</p> <ul style="list-style-type: none"> ・計画されている安全監視の隻数をご教示ください。または、計画されている盛砂と敷砂の1日当たりの搬入数量をご教示ください。 	<p>・8703-00011を参照願います。</p>
8703-00023-9	<p>(9) 積算基準関係資料(p.11) 共通仮設費 準備費</p> <p>仮設材運搬は、敷鉄板のみが対象と考えてよろしいでしょうか。ご教示ください。</p>	<p>・8703-00010を参照願います。</p>
8703-00023-10	<p>(10) 積算基準関係資料(p.12) 共通仮設費 技術管理費 土質試験</p> <p>土質試験の数量が1式となっておりますが、各試験項目の試験数をご教示ください。</p>	<p>・発注図面の「第13葉之内12号」の調査数量内訳表を参照ください。</p>
8703-00024-1	<p>1.明細書に標記されている材料費(敷砂、盛砂)の数量は、割増し(30%)を含んでいないと考えて宜しいでしょうか。</p>	<p>・ご質疑のとおりです。</p>

質疑・回答書

質疑番号	質 疑 事 項	回	答
8703-00024-2	2.積算基準関係資料 第1-8明細書 共通仮設費 運搬費 バックホウ山積1.4m3以下の運搬台数をご教示ください。	・ 8703-00006	を参照願います。
8703-00024-3	3.積算基準関係資料 第1-8明細書 共通仮設費 運搬費 プラスチックボードレーン機の運搬台数をご教示ください。	・ 8703-00007	を参照願います。
8703-00024-4	4.積算基準関係資料 第1-8明細書 共通仮設費 運搬費 表層混合処理工(A)施工機の運搬台数をご教示ください。	・ 8703-00008	を参照願います。
8703-00024-5	5.積算基準関係資料 第1-8明細書 共通仮設費 運搬費 表層混合処理工(B)施工機の運搬台数をご教示ください。	・ 8703-00009	を参照願います。
8703-00024-6	6.積算基準関係資料 第1-8明細書 共通仮設費 安全費 安全監視船の配隻数をご教示ください。	・ 8703-00011	を参照願います。
8703-00024-7	7.イメージアップ経費は計上されておりますでしょうか。		・ 計上しておりません。

請求番号 令和3年度 請第8703号
 工事名称 夢洲2区 (南東部) 土地造成工事 [地盤改良工]
 工事場所 夢洲2区南東部

質 疑 ・ 回 答 書

質疑番号	質 疑 事 項	回 答
8703-00024-8	8.特記仕様書(週休2日モデル工事)に「受注者希望方式」と記載されておりますが、工期設定としては週休2日で計画されているのでしょうか。	・「港湾・空港工事の工期の設定に関するガイドライン 令和3年7月」に基づき工期設定しております。
8703-00024-9	9.他の作業工区との安全管理を維持するために、場内に交通誘導員の配置が必要になった場合は、設計変更の対象となりますでしょうか。	・他の工事との安全管理のために、やむを得ず必要な場合は、設計変更協議の対象とします。
8703-00024-10	10.パワーブーストドレーンでの限界貫入強度(一軸圧縮強度)は、どの程度を想定されていますか。	・8703-00016を参照願います。
8703-00024-11	11.特記仕様書4-(5)の表中にある区画、B-1、B-2の違いはなんなのでしょうか。	・8703-00014を参照願います。
8703-00024-12	12.観測台周辺部、揚水井戸周辺部のプラスチックボードレーン 控除区間(控除本数)は、第1-4号明細書にある数量(本数)に加味されているでしょうか。	・8703-00013を参照願います。
8703-00024-13	13.特記仕様書4-(7)にある、自動磁気記録装置は自動自記記録装置の間違いではありませんか。また、そうでない場合、自動磁気記録装置とはどのような装置を指すのでしょうか。	・自動自記記録装置が正しいです。なお、詳細については、大阪市電子調達システムの「入札案件の中止・公告内容の修正など」に関するお知らせ(工事請負)をご確認ください。

の周知にはありませんか。

市電電子調達システム「入札案件の中止・公告内容の修正などに関するお知らせ」(工事請負)をご確認ください。

市電電子調達システム「入札案件の中止・公告内容の修正などに関するお知らせ」(工事請負)をご確認ください。

質疑・回答書

質疑番号	質疑事項	回答
8703-00024-14	14. パワーブレンダー施工前の不陸の整地は必要となりますか。	・ 現地状況等により、変更の必要性が生じた場合は、設計変更協議の対象とします。
8703-00024-15	15. 表層混合処理工(B)の施工前には、施工可能な作業足場が整備されていると考えると考えて宜しいでしょうか。	・ 表層混合処理工(A)の後、表層混合処理工(B)を想定しております。なお、施工順序については、現場状況を勘案し適切に設定してください。
8703-00024-16	16. 表層混合処理工(A)の施工順序としては、当該施工範囲の北側からの一方向での施工と考えると宜しいでしょうか。	・ 発注図面の「第13葉之内4号」とおり想定しております。なお、施工順序については、現場状況を勘案し適切に設定してください。
8703-00024-17	17. 第1-8明細書 共通仮設費 技術管理費の六価クロム溶出試験の検体数を4検体になっている根拠をご提示ください。	・ 積算上は、表層混合処理工(A)、(B)でそれぞれ2検体ずつとしております。
8703-00024-18	18. 特記仕様書1 (1) 9) 六価クロム溶出量が土壌環境基準を超えた場合の変更協議内容としては、六価クロムを低減する材料混和剤の添加等が変更協議対象となりますでしょうか。	・ 特記仕様書 第2項 1 表層混合処理工 (1) 表層混合処理工9)に記載の通りです。
8703-00024-19	19. 積算基準関係資料 第72号代価表 システム初期費に記載されているブルドーザの項目が不明です。項目記載内容は、この項目で宜しいでしょうか。	・ システム初期費の項目の名称はパワーブレンダーが正しいです。なお、詳細については、大阪市電子調達システムの「入札案件の中止・公告内容の修正などに関するお知らせ」(工事請負)をご確認ください。

請求番号 令和3年度 請第8703号
工事名称 夢洲2区 (南東部) 土地造成工事 [地盤改良工]
工事場所 夢洲2区南東部

質 疑 ・ 回 答 書

質疑番号	質 疑 事 項	回 答
8703-00024-20	20. パワーブレンダーの日々のプラント等の洗い水 (真水) は、1台当たり10m ³ 程度必要となりますが、施工機5台とした場合、50m ³ /日が必要となります。夢洲内で1日あたり50m ³ を確保できますでしょうか。	・ 夢洲内において上水道が布設されておりますが、洗い水については、請負者において確保してください。
8703-00024-21	21. 『特記P-1、7) 施工管理試験は原則としてφ86mmのボーリング調査による・・・試験箇所については1箇所/1000m ³ とする、・・・』特記に記載されている具体的な数量にもかかわらず、共通仮設費明細に積み上げ計上がないのはなぜでしょうか。	・ 施工管理試験については、共通仮設費 (率計上) に含まれていると考えています。
8703-00024-22	22. 表層混合処理工の施工管理試験方法に関して、混合改良後すぐにモールド付き試料採取器にて供試体の作成を行い、強度確認を行う方法に変更することは可能でしょうか。	・ 特記仕様書 第2項 1 表層混合処理工 (1) 表層混合処理工 7) のとおり実施してください。

